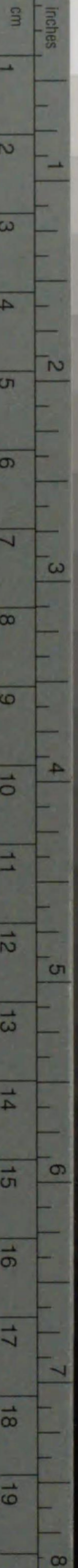


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

610-67
1200501534217
10
7



瀬戸の
深飯

藤枝

SP 58



鈴木覺馬編

嶽南史 第二卷

嶽南史刊行會發兌



瀬戸の深飯

藤枝

瀬戸の深飯



藤枝



610-67

嶽南史第二卷概目次

吉野朝廷時代

一 總 說

大覺寺派の政治——足利尊氏の反——建武中興挫折の因は失政にあらず——國民の無智中興の大業を壞る——正統記の正論——鎌倉討滅は不可思議なる御大業——恩賞輕きを云ふ事は事に關き論——井上梧蔭の論は大體を得たり——庶民困憊——武人豪奢——豆駿は鎌倉方——遠州は宮方——井伊狩野の勤王——嶽南の敵愾心——遠州は皇子皇孫の親愛郷——嶽南地方は稍平穩

二 事 蹟

〔六〕後 醍 醐 天 皇 紀元一九九三年——一九九八年……………一五

蒲庄免役——蒲庄地頭——盜賊横行——天野氏本領安堵——淺間の神領——平田寺接待領——天野經顯の戦功録——論功行賞法——武人亂暴——宇野太郎勇戦——伊東大輔先陣——江川殿——遠江守足利直義——秋葉山——駿河守脇屋義助——高部郷——鑄錢の詔——初倉庄上方郷——護良親王伊豆に遠流——國府八幡宮領——中泉郷——安井莊——佛光禪師——富士山久遠寺——大番役の夫役——高部郷——足利直義逃れて駿河に至る——北條時行——入江庄——入江庄地頭春倫——狗庭原——手越

目 次

一

折り込み部分

未撮影

目次

戦——清水實宗——護良親王弒せらる——嶽南三州の人心——天野經顯の功名——東軍橋本に陣す——
 足利尊氏東下日次——橋本驛の戦——阿保丹後守濱名湖の拔掛——佐野中山の戦——名越式部大輔
 討死——北條時行亡——脇屋義助の妾小菊——淺間社領——不入斗村の富士淺間社——高師泰鷲坂に
 陣す——足利尊氏反——遠州の東海道——鷲坂の戦——手越川原の戦——直義逃る——義貞兵機を失
 す——淵邊義博大塔宮を弒す——大塔宮北遷説——藍澤の小戦——大友左近將監賊に内應——竹下驛
 路——官軍箱根に軍す——野七里山七里嶺七里——箱根の戦——菊池武重——僧祐覺勇戦——新田の
 十六騎——竹下の戦——脇屋義助二度の懸——大友鹽谷變節——結城親光悲憤——佐野原の十三塚——
 佐野原神社——佐野瀑——新田義貞敗退——箱根本道——篠塚伊賀奮闘——三嶋の戦——足柄街道
 ——木瀬川——小山判官——浮嶋原——甲斐源氏——天龍川に於ける義貞——天龍川浮橋——栗生左
 衛門の勇——名張八郎の替力——尊氏西上——浮嶋原——天龍川——今川心省遠江守護となる——今
 川氏の同族——今川氏の族系——江梨村の鈴木氏——大瀨大明神——初倉庄——三嶋神領の争——北
 島顯家西上——東山道の兵西上——三嶋大祝兵を催す——補正成の遺書——正成古將を論ず——妙法
 院宮遠江に到り給、奥山城——秋葉城——遠江の官軍——井伊氏系圖——引佐郡奥山城——周智郡奥
 山の内裡御料——高根城——奥山金吾——金吾八幡社——興良親王旗揚地——長尾——高根城陷——
 御歟神社——池の平池水の怪——佐久間大裏——大井——瀨尻——大峰大裏——乾城——秋葉城——
 勝坂城——水久保内裏——二俣郷——笹岡城——入野村——木寺宮——龍雲寺——井伊家の姻戚諸族
 ——宗良親王略傳——沼津郷——大野郷——車返——工藤祐時——走湯山領還附——吉野行宮——尊
 澄法親王井伊にて御述懐——後醍醐天皇吉野遷御——一ノ瀬の尊澄法親王——平田寺龍峰上人——井
 伊城攻防——三方原戦——三和光繼——松井助宗——松平周防守——松井屋敷——井伊の官軍振——
 伊豆國船手——官軍蜂起——尊澄法親王兵を井伊に起す——北條時行伊豆に起る——時行上書——下

〔七〕後

村 上 天 皇 紀元一九九九年——二〇二七年………
 菟神主賊に降る——後醍醐天皇崩後の井伊城——後醍醐天皇崩後の吉野——于頭峰城陷——宗良親王
 病あり——關白の特使井伊に至る——征東將軍の一説——足助重春宗良親王を迎ふ——高・仁木等井
 伊城を攻む——大平城——西應寺宮奥州に下る——小菊死——井伊城包圍——井伊城陷——大退羅城
 夜討——宗良親王駿河に逃る——狩野介貞長——興良親王——内牧城——貞長墳——富士山——狩野
 介貞長系圖——岡部里——清見がた——三保崎——安倍の杜鵑——内牧別宴——宗良親王信濃に赴く、
 奥津がた——袖師ヶ浦——袖師ヶ洞——庵崎、榎田堤の柳——富士山——信濃宮——駿遠の宮方——

目次

目次

井伊氏の忠——宗良親王諏訪に太平を祈る——宗良親王越中に赴く——伊豆山権現再建——吉野宮焼
 ——後村上天皇御製——宗良親王常陸に赴く——大野峰の観音堂——伊豆少椽——遠州の官軍常陸に
 赴く——清見寺の修理改名——三嶋社焼——宗良親王信濃に還る——大雨——大水——巨徳山北條寺
 ——伽羅觀音——祥雲山慶壽寺——遍照光寺——遠駿の介椽目——鶴代次郎——濱名郷亂——濱名十
 郷——宗良親王信濃より上京——風雅集——遠豆の目——三光寺創建——野守ヶ池——大井川の經橋
 ——遠江の守椽——笠原庄——一ノ宮領——地方小康——安間了願——瓜生野の戦——和田源秀——
 安間了願——恩地——志貴——原氏——了願屋敷——足利義詮三嶋参拜——佐久城——濱名左近大夫
 ——遠江守椽——尹良親王寺尾城に赴く——伊豆守護上杉憲顯——駿遠の官軍——佐野則氏——四條駿
 戦——楠正行討死——伊太の六名士——木宮明神——遠豆の大椽——上杉憲顯——三嶋神主——葉梨
 庄——高松神社——脇屋義助の遺子小菟死す——巴川乳兒の怪——三嶋神領——尊氏三嶋に祈る——
 伊達景宗——天野周防守足利尊氏の御教書を受く——尊氏薩埵山に軍す——尊氏直義確執——薩埵山
 の足利兄弟の軍——宗良親王——蒲原川原の戦——遠駿の官方——富士川邊の官方——尊氏薩埵にて
 畫策——關東勢薩埵の後詰——三戸五郎狂死——三戸七郎——櫻野坂——兒玉黨——直義伊豆に敗走
 ——上杉民部大輔信濃に敗走——尻喰坂——陣場——ハト打川——角田川——馬蹄巖——腰掛石——
 將軍石——清見寺——横地天野札轢——足利直義殺さる——遠江の南禪寺領——初倉庄——宗良親王
 征夷大將軍に任ぜらる——新田義宗宗良親王を奉じて兵を起す——宗良親王武藏に陣す——天野民部
 大輔政貞——走湯山の造營料——宗良親王豐鳴郡に陣す——武藏野の戦——小手差原の戦——宗良親
 王笛吹嶺に走る——遠駿豆の官賊軍——宗良親王信濃に走る——宗良親王上信の間に潜み給ふ——三
 嶋神領——僧宗久——都苞——小夜中山の一説——宇津の山——清見がた——田子浦——富士山——
 石堂吉良駿河に兵を集む——宗良親王西上——八幡合戦——勅使東北に下る——芳野朝廷時代の七風

四

——駿遠の兵賊に加はつて西上——八幡陥り主上蒙塵——増基法師寂——遠江の道記——高師山——
 宗良親王——興良親王京都に送らる——天野氏今川家に降る——船明村——上藤塚——下賤塚——竹
 園——方廣寺——五辻宮高部御住居——京丸の祖——天野景顯尊氏の感状を受く——尊氏白須賀に宿
 す——新葉集——宗良親王手書の萬葉集——金剛寺建立——佐久城主大谷清政勢威張る——遠江權守
 ——宗良親王に勅下る——高松神社——宗良親王兵を信濃に起す——徳政——宗良親王上野太守に任
 ぜらる——無範禪師——東光寺建立——寂室禪師——岩室山——法多山風景——勅使塚——信藝郷——
 ——加波の倍郷——安居神社の奉幣使——今川範氏典禮に明なり——稻川氏——東流氏——智満寺焼——
 ——宗良親王吉野にあり——吉祥寺——遠江守——足利尊氏墓——奥山地頭——天野氏——遠駿豆は關
 東管領領——駿河守——宗良親王信濃に在り——鎌倉勢西上——武人の華美——遠江介——宗良親王
 ——宗良親王信濃に在て兵を集む——遠江權守——遠參の兵今川貞世に從て西す——今川貞世京師を
 復す——笠原庄——濱松庄——貞世と清氏——畠山道誓修禪寺に據て反す——修禪寺城——三津城——
 ——金山城——城砦多き所以——泉城——小松城——畠山勢伊豆府を襲ふ——足利基氏兵を集む——神
 餘城——國清寺——僧妙謙——上杉憲友——三嶋神領——走湯山祈禱——宗良親王——官軍蜂起——
 畠山道誓基氏に降る——道誓修禪寺を遁る——畠山義興伊豆に匿る——下畑——遊佐入道自殺——今
 川範國性意父子を赦す——道誓餓死——新田義興の靈——道誓の墓——宇具須郷——稻取村鈴木氏——
 ——善應院——稻昌寺——海藏寺開山寂——鈴木兵庫允追難式に明なり——下嶋郷——駿河權守——天
 野左京亮——社會狀態——武家豪奢——大名の豪遊——遊宴——茶會——博奕——遊興費——古今治
 者の相違——卿相雲客の流浪——北面武士の零落——三嶋神社祈禱——寶樹院領——多呂郷——正續
 院——初倉庄——慈恩寺——今川範氏卒——宗良親王——駿河權守——寂室禪師——永禪寺本尊——
 佐野郡法泉寺——三嶋社——宗良親王——後村上天皇宗良親王御贈答

目次

五

目次

〔九〕長慶天皇 紀元二〇二八年—二〇三三年……………三〇

寶篋院建立—足利義詮墓—國清寺改造—佛眞禪師妙謙—上杉憲顯墓—授福寺—内藤政信
—宇苅七騎—法泉寺建立—駿河權守—宗良親王芳野に至る—妙謙寂—宗良親王信濃に歸
る—遠江權守—宗良親王關東勢を防ぐ—芳野朝廷御料—宗良親王吉野に赴く—草薙神社再
建—大風飢饉—今川貞世鎮西探題となる—榮林寺建立—向笠甲斐守—新豐院建立—今川
了俊阿蘇大宮司を頼む—了俊鎮西に赴く—了俊遠江を愛す—了俊廉潔—宗良懷良兩親王御贈
答—了俊九州に敗る—遠江勢九州に戦ふ—了俊鳴津氏を招く—了俊九州に敗る—長慶天皇
御在位考證

〔九〕後龜山天皇 紀元二〇三四年—二〇五二年……………三二

三嶋神社—井伊二郎—僧海壽元より還る—了俊長門に敗る—幕府菊池和す—儀儀元奇遠州
に流さる—宗良親王—覺園寺建立—二俣昌長—滿願寺觀音—宗良親王—了俊九州に戦ふ
—遠州勢筑紫に戦ふ—遠江權守—了俊少貳頼資を誅す—後藤基清兄弟武勇—西陲の狀—
今川貞世—武家故實—遠江守天野景隆—社寺領は有名無實—遠江權守—宗良親王御述懷—
了俊小嶋に戦て敗る—了俊再舉—宗良親王—圓覺寺領—江尻津—吉川經見軍功—宗良
親王—興良親王薨す—宗良親王信濃に下る—宗良親王剃髮—淺畑庄—圓覺寺領—妙國寺
建立—蒲御厨—宗良親王—託問原戰—今川了俊漸く筑紫を平ぐ—伊豆權現—尹良親王吉
野に上る—蒲神明宮造營—上杉道合三嶋に軍す—了俊朝鮮の俘を歸す—宗良親王—温泉寺
祖授翁死—興福寺建立—授翁は藤房にあらざる説—温泉寺の古松—宗良親王—大峰—平
山—犬居—横地長運—宗良親王—新葉集—下野守天野景隆—横地長運地頭職を止めらる

—宗良親王井伊城に還り給ふ—本興寺開祖—無文禪師奥山に至り給ふ—鹿鳴渡—姥懷山—
—奥山朝藤—方廣寺建立—森羅堂廢—森羅堂と高野山との戰—淺間社猿樂—今川心省卒—
—手越の戰—今川氏の系統—宗良親王薨—龍潭寺と宗良親王—宗良親王御系統—遠江宮—
—尹良親王—長谷川大炊助忠勤—妙定寺建立—僧日什—玄妙寺—日蓮宗六大寺—吉美郷
惡疫—佐原常慶—内藤金平—延兼山妙立寺名義三説—天野横地の訴訟決す—征夷大將軍尹
良親王—奥山朝藤卒—奥山城—奥山氏系圖—西福寺—尊觀親王—了俊遠江に屏居—了
俊の功—公方—室町政治—命松丸—徒然草—吉野拾遺—荻野太郎—瀨名岩—卜部兼
好—木寺宮系圖—龍雲院—遠江守斯波義重—今川斯波遠州を爭奪する因—今川氏兼—筑
紫探題今川氏兼—遠江權守—無文禪師遷化—大陽明中禪師—今川泰範山名氏清を討す—今
川仲秋—笠名村—南北の朝廷和す

室町幕府時代

一 總 説

守護職の實力—今川家の政治—下剋上の室町時代—人民塗炭—徳政—嶽南小康—遠州擾
亂—今川氏の勢力—文學と今川氏—城砦築造—城下町—産物—禪宗—繪畫—搖籃中
の兩雄

二 事 蹟

目次

目次

〔100〕後 小松天皇 紀元二〇五三年—二〇七二年……………二九八

暴風—明船八丈嶋に漂ふ—明人宗閉—走湯山鐘名—長瀬駿河守—天野光政—川根村—
 山香庄—僧洞巖—無着派—雲岩寺—僧天良—新豐院—向笠伯耆守—向笠村—積雲院—
 僧祖榮—本門寺創立—大内安清—僧日代—今川仲秋老す—足利義滿駿河に遊ぶ—暴
 風—土肥の源光坊—隨身喜太郎—金銀山光源寺—公方號の始—雨櫻神社—眞草神社—
 獅子石—源翁和尚—那須野殺生石—地震—濱名橋壞—尹良親王駿遠に至る—吉野十一黨
 —田貫次郎—富士十二郷—脇屋義助の妾—上野の宮方駿河に至る—益頭郡—足利義滿神
 馬を淺間に献す—永光寺雲板—益津庄小治郷境界論—犬居等三村—山香庄藤河—北遠一帯
 天野氏の領となる—領家—地頭方—篠嶺城—今川了俊上京—應永亂—了俊讒せらる—
 今川上總介駿遠二國を領す—信濃宮上野に赴く—柏坂の戦—櫻井和泉守勇戦—鈴木越後守の
 戰評—信濃宮—良王—田貫次郎の女延菊—瑤路躑躅—雨乞神—今川了俊罪を赦さる—
 長慶寺—泉庄—天野秀政安藝守に任ぜらる—益津庄—飯田城主山内對馬守—崇信寺—如
 仲和尚—飯田城—山名郡—飯田庄—益頭庄の争奪—脇屋義陸底倉に殺さる—尹良親王—
 益津庄の故障—垂木郷の天王社—荒之崎の海荒る—庄堺石—勝黒宮—洞巖和尚寂—雲
 岩寺派の數寺—可睡齋—天野左京亮—笠原庄土方郷—山香庄瀬尻、大峯—白山權現—小
 佛山—足利滿兼病む—二十二所—王子權現の大般若經—内田庄—佐々木桶田殿—岡山の
 戰—今川泰範卒—下嶋郷—今川駿河守—若一王子宮の大般若經—大洞院創建—天間派隆
 盛—天宮神主—西方山光源寺—泉庄—長慶寺

〔101〕稱 光 天皇 紀元二〇七三年—二〇八八年……………三二七

天野左京亮—曾我郷—富部郷—椀貸池—膳椀貸の神—楠御前—ロンバコ様—龍門山創
 建—尹良親王—三宅嶋大林寺—新嶋長榮寺—三嶋社の荷葉—大嶋焼く—上杉禪秀の亂—
 —上杉憲基三嶋に逃る—禪秀反を滿隆に勸む—鎌倉兵を徴す—上杉憲基國清寺を守る—足利
 持氏駿河に匿る—狩野氏國清寺を攻む—持氏瀨名に入る—尹良親王—京勢駿府に到る—今
 川上總介—今川氏關東に檄す—持氏山西に在て兵を集む—岩松持國駿河を襲ふ—禪秀入江に
 陣す—持氏夜襲—上杉勢大敗—高天神城を築く—山内玄蕃—今川勢鎌倉に入る—禪秀の
 妻子—持氏鎌倉に歸る—大森氏—今川範政關東副將軍を命ぜらる—僧道秀寂—虎杖原—
 林際寺創立—上杉憲基三嶋に閑居す—泰平寺開山佛印—上杉憲實—垂木村天王宮—今川了
 俊卒す—駿河文庫—了俊の著書—了俊訓誡の辭—了俊の和歌—御製—了俊の四子—堀
 越氏—海藏寺—菖蒲谷—仲秋屋敷跡—瀨名氏—仲秋の裔—了俊壁書—大嶋焼く—足
 利持氏三嶋に詣つ—上杉憲秋駿遠を侵す—今川範政和歌を善くす—尹良親王信濃に赴く—杖
 突峠の土兵—大河原の戰—尹良親王自殺—尹良親王神社—中村の觀音堂—本覺寺—今川
 範政—井伊二郎萬福寺を創む—質侶庄施行狀—樂音寺—龍林山白泉寺—蓮花寺—良王王

〔102〕後 花園天皇 紀元二〇八九年—一二二四年……………三六三

僧華藏—曳馬城主吉良氏—隨緣山普濟寺創建—寒岩禪師—曳馬城の始—今川範政—富士
 苔—如仲和尚—金銀貸借金—淺羽庄引負の事—貸借上の幣—公武窮乏—小松—祝田—
 —淺羽—正法寺—賴經旅館の址—富士淺間宮改造—將軍義教富士見の旅—僧堯孝の紀行—
 —塩見坂—二子山—橋本—濱名橋—藤原雅世紀行—狸塚—將軍義教橋本着の景況—遠
 州府—颯々松—小澤渡—颯々松の一説—東海道—曳馬野—鷺坂山—見附驛—濱名川

目次

目次

佐夜中山——駒ヶ原——鬼岩寺旅館——藤枝——鬼岩寺——偽橋——懸川——さやの中山——菊川——將軍駿府著——小野繩手——駿府新館——和歌會——今川範政の和歌——富士山——宇津の山——高亭歌會——將軍田子浦に遊ぶ——宗長日記——三保松原——草薙社——清見寺——袖師浦——富士秀麗——富嶽奇瑞——徐福來——行人富士の奇瑞を語る——將軍駿機山淺間社參拜——富士の異名——眺望の名所——將軍歸洛——藤枝——手越——宇津の山——手越遊女——將軍見付泊——佐夜中山——妊婦塚——夜啼石——夜啼松——鎌塚——今の浦——鳴田川——大井川——瀬戸山——遠駿渡口の初倉——由井浦——東海古道——將軍橋本著——植松——引馬野——せうらの松——濱名橋——池田宿植松の原——橋本——塩見坂——將軍の分國——普濟寺を廣澤に移す——武田信重駿河に走る——良王——今川範政卒——今川範忠——駿河分裂——今川家相續争——金光明寺——僧吾寶——僧大綱——普濟寺門額——足利持氏駿河を討つ——興津美作守——興津郷——上野郷——良王參河に至る——良王の裔は津嶋神主——御前大明神——良王の隨身——天野氏——大草氏——高林氏——宇津氏——吉野十一黨——遠參の宮方追捕——尹良親王の祠——貸借法——大洞院無祿輪番の規を起す——大洞院の六門衆——橋谷の武藤氏——最福寺——圓通院——和口の阿彌陀堂——鎌倉征伐——箱根路——足柄越——東海本道——今川範政と關東——横地勝間田氏——箱根の戦——横地戦死——京勢敗——今川勢勝——早川尻の戦——當時の感狀——今川範忠鎌倉に入る——足利持氏自殺——遠江國の原氏——原谷本郷——古城——原氏の系統——今川範忠結城を攻む——駿遠の士——八丈嶋の寶明神社——優婆夷神社——飯峰——上杉憲實伊豆に至る僧となる——長谷山藏春院——大綱禪師——實山禪師——春屋禪師——持氏の靈牌——如仲禪師寂——彌陀寺の僧雪加——奥山宗麟八丈嶋を討つ——由比彦四郎——春王安王京に送らる——今川範忠副將軍となる——持氏の二孤京に至る道筋——上杉長棟西遊——龍若丸——油山村六地藏——今川氏は關東副將軍——遠州今川領の争——赤松滿祐

弑逆——斯波持種遠州を攻む——堀越城主今川左衛門佐殺さる——狩野氏遠州に據る——遠州の形勢——清見寺——蝸入道——瑞翁死——朝宮大神——龍若鎌倉執事となる——足利成氏——上杉憲忠——妙高山最勝院——僧吾寶——僧指笑——僧模菴——岡部家再興——最福寺開山大輝寂——常光院開山大意寂——護福寺毘沙門堂の金鼓——高天神城主福嶋佐渡——妙蓮寺——六所大明神——大時村——珠還寺——行基空海の古蹟——堂ノ谷松——一雲齋——益頭庄——松堂和尚——遠江の段錢——法泉寺——般若院根本中堂——國領——羽鳥の平松氏——岩水村——岩水寺——子安地藏——今川範忠關東の亂を討ず——足利成氏執事憲忠を殺し關東亂る——今川範忠日章旗を賜はる——普濟寺開山寂——普濟寺輪番地となる——鱸ヶ谷の大鱸——今川範忠鎌倉を攻む——日章旗——荏柄天神——今川義忠——法泉寺——石雲院——横地勝間田氏峰起——堀越陸奥守討死——朝比奈泰盛討死——岡部左衛門佐病死——僧吾寶寂——足利政知東下——堀越御所——政知三嶋にて元服——政知伊豆に留る——堀越御所の址——御所ノ内——伊豆國は源家重代の國——堀越御所勸降書——岩松氏——松堂足利學校より歸る——足利學校——政知岩松氏の降を賞す——光明寺洪鐘——森町鐵屋——豐田郡——堀越御所——法泉寺——政知岩松氏を賞す——羽繼原の戦——當時の貸借法——武田家の貸借法——今川家の質物法——長曾我部家の質物法——田島數——農具——政知をして千葉介を助けしむ——幕府東征を止む——梅田八幡宮——平民村平民氏——上杉憲實死——今川範忠卒——上杉教朝卒——五畿七道疫行はる——堀越御所不振——上杉政憲——關東征伐の師起る——今川義忠——一雲齋の住職川僧——大満寺——諸將の沒收地を復す——上杉氏富強——八丈嶋痘瘡——今川義忠教書を受く——隕石

〔101〕後 土御門 天皇 紀元二二二五年——二二六〇年………四七六

目次

翁生山尊照寺——太田道灌上洛——雷社——狩野氏遠州に據る——高梨信濃守豐田郡に據る——加茂

目次

村信濃塚——遠江は諸豪割據の地——河勾庄——懸川庄——遠州分裂——狩野氏——巨海氏——村上氏——高梨氏——今川義忠遠州を攻む——狩野六郎——横地等狩野を攻む——横地等へ感状——狩野加賀守感状——見付府中の狩野氏亡——安倍郡狩野氏敗る——今川義忠——遠州今川氏に服す——丸子の賊——瀬名六郎の知言——法城山富洞院——今川氏へ東征の御教書下る——熊野神社——京師大亂——應仁の亂因——大井神社——妙法山蓮華寺——飯田城主山内駿河守——宇布郷——天方城——北城——今川義忠西上——義忠歸國——遠州の國士——應仁亂後地方形勢——伊勢新九郎駿河に至る——國名を名字の上に置くこと——伊勢新九郎の系——新九郎の抱負——今川義忠の室——石脇城——新九郎東下の異説——貫——鴛津山——三宅嶋燒——遠州亂——山口の戦——本坂關守後藤角兵衛——濱名氏——日比澤城主後藤氏——遠州亂因——足利成氏の兵三嶋に攻至る——三嶋の戦——林叟院——法永長者——繁詰禪師——内宮造營料——釋正廣藤枝に至る——藤枝領主攝津之親——時しらぬふみ——世の變遷——白須賀——見附——小夜中山——藤枝長樂寺——小川——おこり病——鬼岩山——富士十首——今川範政——臨川坊——宇津の山——今川義忠——清見關——三保松原——弘濟法師——埴谷備前入道——清見關のあら垣——相良城主埴谷重治——西山寺の怪——玉泉坊——遠江府中——相良——西山寺——地方状態——京師と地方との關係——一雲齋川僧寂——眞巖派——大洞院火——遠州灘荒——荒之崎破——今川義忠死——横地氏亡——天龍川——中泉の人窪田式部之丞——池田の戦——池田助之丞勇戦——長森曠——淺場繩手——專陽寺——鳴津左京——赤峰小太郎——膝月毛——勝間田——塩買坂——横地——五條義助——駿河亂——龍王丸山西に隱る——關東の二將駿河に至る——伊勢新九郎の議——駿河の二派和——今川義忠の室北川殿——館——法榮長者——今川新五郎氏親——堀越御所——長谷川氏——山西は都市——泉ヶ谷——德願寺——長氏高國寺に移る——下方庄——高國寺城——御伽藍神社——伊豆大風——三枚橋城——太田道灌上京——平安紀行中

の嶽南——庵原民部——東海道宿次——太田道灌——足利義選——岩堀左近四郎死——東西深谷村——聖壽寺——沼津郷——曾我葛山二氏沼津を争ふ——原氏没落——原谷の古城——高藤城——細谷村殿山——原主明神社——寺田村藤右工門——熊野權現鐘——曾我庄地勢——領家地頭方の稱——宇布見村中村氏——今切關所——油山寺——數雲塚原の千部經供養——經塚——行人塚——原田庄——吉岡村長者屋敷——原谷川——長松院開山寂——准后道興駿遠旅行——三嶋——愛鷹山傳説及神馬——鎌倉街道——八丈嶋代官——海岸寺——東福寺——宿蘆寺——若一王子權現の大般若經——足利義選上京——藏春院實山寂——八丈嶋噴火——投老寺——阿多古——洞泉寺——方廣寺山——葦山城主伊勢長氏——長氏の政治——葦山城址——瑞現山大正寺——白狐野鷄の奇瑞——土岐城——駿府城修築——狩野畫の始祖正信——狩野法眼——堀越御所政知堯——寶篋院——足利義選上洛の一説——茶々丸繼母異母弟を殺す——長氏修禪寺に浴す——伊豆國勢——龍潭寺——良王薨——伊勢長氏伊豆を襲ふ——北條早雲援を今川に請ふ——堀越城陷——宇佐美貞興——宇佐見氏——茶々丸大森山を逃出づ——大見三人衆——關戸播磨守——深根津城——松崎——關戸の墳——茶々丸夫妻の墓——願成就院——早雲伊豆國中を徇ふ——土肥の富永等地士——天城山北早雲に屬す——禁制三條——佐藤四郎兵衛——早雲父老を諭す——榜令——北條殿——早雲葦山に移る——早雲抱負——和泉平——遠州茶——小股村——狩野左京亮——長福寺燒く——長福寺再興——松堂語錄——茶々丸自殺——今川勢三浦を攻む——足利義選將軍に任ぜらる——天然寺開山秀譽——玄泉庵——早雲小田原を襲ふ——寶持院——興禪寺——乘光寺——搗栗の守護神——早雲三嶋に祈る——狩野左京亮——僧鳳庵——最勝院——僧拈笑——僧大洞——遠州東部亂——長松院——川合成信——勝間田播磨守——雀見因幡守——松葉城——觀勝寺城——川井成信討死——姫淵——宗忠淵——成信の故城三所——成信墓——松堂宗忠を稱す——菊源氏と大河内氏——河合成信の子孫——雀見氏故居——遠州三十六人衆——落合氏——

目次

目次

長松院——金谷——賀呂——山口郷——佛堂寺村——石雲院開山崇芝寂——石雲院堂約束——山約束——崇芝七高弟——石雲院勅始——袈裟切墓——僧模庵寂す——柏窪砦——僧圓覺——狩野氏亡——國清寺狩野道一墓——伊豆國狩野氏亡——大見三人衆——倉真城主松浦兵庫助——世樂院——眞砂の巨岩——永江院——松浦兵庫助墓——五明村——異叟林叟院に至る——遠駿豆海荒る——八丈嶋伊豆に屬す——朝草——女御嶋——八郎明神——飛鳥井雅康本興寺に至る——鷺津——鶉踏——引馬——日坂——佐夜中山——富士十首——妙音——鹽見坂——遠州灘荒——今切——遠州地震——猪鼻湖神社名義——佛體海上に出現——海藏寺——日朝寂

〔104〕後

柏原 天皇 紀元二二六一年——二二八六年………五九〇

巴川崇止む——朝比奈知明八丈嶋探險——八丈嶋代官長戸路七郎左衛門——八丈絹染色——下田城——吾妻社——桶姫の屍——増善寺——來宮——牛頭天王——西郷村——大鳥居八幡宮——許禰神社——護身神像——天方城址——山内氏墳墓——藏雲院——山内氏系統——井尻村觀音堂金鼓——連歌師宗祇死——自然軒古今傳授——桃園定輪寺——貞純親王遺蹟——箱根賊——宗祇終焉記——宗祇墓——兼裁の長歌——宗祇の蚊帳——本興寺——伊豆權現——船寄明神——富南城——棟高村——小澤八郎英明死——瀨名陸奥守一秀死す——見付城主——二俣城主——瀨名砦——萩野氏——命松丸——徒然草——永江院——社山城主二俣昌長——遠州形勢——蟪原城——二俣城——社山城——掛川築城——掛川名稱の起源——掛川驛路變更——掛川古驛路——高天神城主小泉左近——齋藤加賀守軍畧——宇津之谷砦——柴屋軒を營む——連歌師宗長——柴屋軒記——今川氏親幼時の住所——宇津之谷砦——伊勢長氏天龍河西を平ぐ——大澤基房湖邊を領す——遠州畧を平ぐ——隆溪禪師寂——今川氏親兵を關東に出す——朝比奈、福富關東に向ふ——武藏野の戦——氏親熱海に浴す——氏親三嶋に詣つ——

秣原郷——龜久保——宗長——氏親手植松——飢饉——氏親柴屋軒にて連歌——石雲院二世佛性禪師——長松院——眞珠院——大寧寂——松堂寂——八丈嶋飢——本興寺の法華經——早雲參河を攻む——今川家の勢力——岩津城の戦——早雲敗退——向笠城——堀越城——久努城——久野氏——天方城——城下村——本興寺——三輪社——龍川寺——西樂寺——惡鼠穀を害す——僧模堂——龍泰寺井領分——瑞雲院開山寂——今川氏親——豐田八幡宮——川津堡——蓮清堂——遠江海荒——二俣城へ援兵——向笠城主死——梅林院——小股杉丸——二俣城襲はる——遠州地震海嘯——今切——猪鼻驛古道廢——三ヶ日驛——細江神社——濱名潮の佳景——濱名橋二所——長谷川重常死——牛鏃の民八牧に移る——西琳寺——彌勒佛——梅原内膳大蛇退治——慈光院——足利義澄薨——僧性寅寂——三養院——僧繁詰寂——伊太村——猪太直負——雨櫻神社——今川氏親——朝比奈泰熙卒——親備中子備中——大河内貞綱曳馬城に據る——遠州常に亂——臥蝶城主大河内氏——菊一揆——今川氏親の抱負——曳馬城——長松院——一寸坊權現——粟ヶ嶽——栗田神社——無間鐘——大澤兵庫——永源寺——曳馬城攻撃——見付城主堀越用山——大河内降——曳間城奉行飯尾賢連——見付城——端城——古城——上野——上野已新田——京見塚——井伊直房死——山住神社——奥山大膳——掛川城修築——修驗者延壽院——岩水寺——七道の成敗——斯波義達遠州に入る——深嶽城——大蛇——大敘神社——氏親笠井に陣す——朝比奈泰以——深嶽城陷——宗祇の法事——宗長白河旅行——齋藤加賀守邸連歌——大河内曳馬に據る——原右近——六所大明神の洪鐘——流鏑馬——帝釋堂——駿州寺嶋——綾付村——二俣昌長——米倉村——松井信薰二俣を守る——平川村堤城——瑞泉寺——天龍院——八丈嶋三分して相争——八丈嶋噴火——今川氏武田氏を助く——大河内貞綱兵を擧ぐ——曳馬城——八丈嶋の戦——八丈嶋北條氏に歸す——氏親曳馬を攻む——天龍川の船橋——天龍川の戦——安倍山坑夫——引馬城陷——普濟寺——斯波義達僧となる——遠州は今川斯波争奪の地——戸田彈正遠州に亂入

目次

目次

舟方山城——朝比奈泰以凱旋——宗長駿河に歸る——掛川城中の八幡宮——宗長甲州に入て駿兵を救ふ——駿甲和——北遠亂——溝口兄弟——鈴木中務——今川氏親淺間社參籠七日——宗長——飯尾善六郎——齋藤加賀守安元——老人笛——遠州亂——宗長の二子——本興寺保護——中山民部生心——遠州西部の狀——二宮神社——中山民部生心——遠州靜謐——八丈嶋噴火——八丈富士——僧洞爽——朝比奈泰以卒——三浦荒次郎の首を修善寺に藪る——相州荒井の怪——大山寺——早雲卒——早雲の逸事二三——早雲廿一ヶ條——今川氏親賞せらる——青龍院——僧玉庵——濱名關——將軍書を氏親に賜ふ——安養寺——最勝院——愛宕山火防宮——福泉寺——龍溪院——瑞雲院——藏雲院——山内對馬守——九淵寺——三條君兄——宗長——豐田八幡宮——長久寺——僧日想——土方城主福嶋正成——小島山城——北條綱成——福嶋家系圖——綿種——堀江城陷——宇津の山——掛川城修築——霧噴井——掛川驛變更——連尺——飯田右衛門尉——濱松庄奉行飯尾善四郎——濱名氏——濱名往還——法永長者卒——八丈嶋燒——八丈嶋租稅——僧見知寂——長源院——滿福明神——朝比奈吉俊——北遠常に靜ならず——天野氏——洞源院——北條氏重——豆州の兵——今川氏親病む——十團子——興津藤兵衛——宗長清見關に遊ぶ——清見關——京人雲波——正廣——清見關の柱——童藤増——三條内府の古蹟——三保内府領邑二三——公郷流寓——地方都市概況——駿府——遠江の掬地——一色與三郎——宇津山城主親能——尾上正爲——長藏寺村——大瀧の戰——今川氏親病愈——宗長興津の沙湯に浴す——興津城——來宮——富永四郎右衛門江戸城を守る——鶴田寺——龍王丸——横山城——三條實望父子——鶴田寺金鼓——野田村——大津郷——大津御厨——大雨連日——世帯道具——宗祇法會——長田親重——駿河暴風——本興寺——鶴津山城——長池親能——宗長が和歌會——奥津彦九郎——駿河武士の風流——氏親——那須助太郎——三浦彌太郎——由良美作守——淺間神主志賀駿河守——今川氏輝元服——建長寺駿府に伺候——時茂清談を好む——宗長の世間觀——獅子舞

〔105〕後

猿飼——金たき——鉢たき——北川殿——臨濟寺——桃源院——北川殿墳墓——今川氏輝——連歌會——宗長上京——柴屋軒——長谷川充長——小川——圓成寺——小夜中山——懸川城普請——霖雨——見附——堀越六郎——濱松庄——飯尾豐前守——濱名橋——糟谷松綱

目次

今川かな目録——常現寺——今川氏親卒——増善寺——梅ヶ谷山莊——草薙日向守——杜の砦——安倍鐵山——今川小判——今川樹——今川秤——嶋津右衛門尉忠貞——今切暴風——大山寺領——正林寺——萬斛砦——井伊八幡の鐘——河田彦八——居兒名稱——毛皮町——牛馬の皮を剥ぐこと——宗長歸駿——鶴津山城——長池親能——見付城主——氏親の病——駿河國勢——中御門宣秀——慈光院殿——宗長歸庵——石上村牛頭天王——吉川次郎左衛門——小原高親——坊城俊名——久野宗隆——萬松院——東陽軒——可睡齋——濱村八幡宮——渡邊彈正——安城山壘——長圓寺——僧增譽——千本松原——八丈嶋代官——松井信薰卒——柴屋軒宗長死——宗長二子——齋藤安元——老人笛——柴屋寺寶——天安寺——八丈嶋代官所——仁藤村神宮寺——時代の風——瀨尻村善右工門——二俣昌長——谷稻葉村心岳寺——三條家乳母——實望卿——瀨尻村善左衛門賞せらる——三條實望——瀨尻村善左衛門——阿藏九淵寺——清水小太郎——大洞院光國——光明寺城——祝田觀音——淺羽庄司——出來藏——八百比丘尼——八百比丘尼井——天學院——三奴坊大權現——和久政義——參州に於ける今川家消長——梅ヶ谷温泉——良純親王——温泉權現——一華堂——本興寺——大雲院——深澤六郎——宗孝禪師寂——三浦荒次郎瞑す——天人宮——尊海僧正——天方城主山内刑部——あづまの道の記——濱名橋——引馬野——天方——原——掛川——小夜中山——菊川——岡部——宇津の山——大井川——木枯森——賤機山——中御門——清見關——三保松原——富士山——藤枝——天方道

目次

芝庵——葦山陣衆——三嶋曆——葛布——中御門氏——木枯森碑——三嶋曆——大澤基相濱名湖船
 を司る——西方村——龍雲寺——九淵寺領——貴平村——恒武村——伊豆大工——大山寺——井出神
 左衛門——弦卷田——日吉神社領——修福寺大般若經——源賴盛——大江通國——清龍院——大山寺
 ——三宅鳴火——今川武田戰——八丈嶋優婆夷神社——今川氏領民逃亡——楠城主尾上氏——松平廣
 忠掛塚に匿る——掛塚——掛塚港——今川氏輝卒——今川義元——臨濟寺——本光國師——承菊（雪
 齋）——善得院——善徳寺——渡邊與一——雪齋——氏輝の二弟——今川家の繼嗣争——花倉寺良眞
 ——良眞の墓——花倉城址——今川三代の居城——今川範政駿府に移住む——當時の城郭——口野五
 ケ村立物の掟——富士の赤池良通——阿部大藏駿河に至り援を請ふ——西樂寺——山本晴行駿河に至
 る——武田勝千代牛窪に至る——山本勘助の祖は駿河の人——伊達方村——見附端城城主堀越用山敗死
 ——用山墓——池下村——東海古道——天野小四郎——長松院——徳川廣忠參河に歸る——西條の戦
 ——吉良三郎義安駿河に囚せらる——吉良義堯墓——法藏寺——天野安藝守——北條氏綱富士駿東を
 領す——武田信虎駿河に拘へらる——瀨名氏貞頓死——花倉戸良眞の靈——天野與四郎——龍昌院——
 ——各和城主——玄泉庵——築地重常——今川義元熱海に浴す——熱海温泉——小倉參河——上野關——
 ——井出駒若——慶林齋——小倉與介——天野與四郎大居三村を領す——一里塚——里法——氣賀街道
 ——二俣昌長卒——米倉城址——山本氏——學蘭寺——法多山寺領——田遊祭——見附府の租を増す
 ——磐田郡——遠府廢——貫高——永高——租方——甲州の士遠州を侵す——天野小四郎——靜居寺
 ——安養寺——小坂村地勢——小豆坂戰——山伏取締——長松寺領——加茂家——森平城主久貝氏——
 ——長福寺——勝間田政行——弦月朝に残る——山本勘助甲斐に用ゐらる——山本晴行は軍學の祖——
 勘助井——今川義元禁裡修理料を獻す——鹽燒——葛山築城——依京寺——伊豆檢地——西來寺——
 松平廣忠——水野信元——家康の母——靜居寺領——井伊直滿直義二人駿府に囚へらる——大澤氏加

増——各和又三郎——龍昌院——宗教——東國紀行——都田引間——飯尾豐前守——駿豆再亂——江
 間彌四郎——天龍川——池田宿——見附宿——北野社——日坂——蕨餅——嶋田——大井川——さや
 の中山——藤枝——岡部——うつの山——一華堂——冷泉大納言——駿府連歌興行——駿豆不通——
 吉原城主狩野介——朝比奈左京亮——田中社——蒲原——清見崎——三保松原——原六郎——二俣近
 江守——田子浦——吉原城——連歌師待遇——堺目不通——三嶋——熱海——走湯山——北條幻庵——
 ——大平村——武田氏秀——井伊直滿等自殺——織田信秀參河を犯す——今川氏兩上杉と和す——長窪
 城——北條屬城——今川氏北條を謀る——義元抱負——北條綱成——井伊龜之助信州に遁る——今村
 藤七郎孤忠——南溪和尚——藏雲院二世——天方城主山内山城守卒——龍昌院——長久保攻城——北
 條綱成兄弟の功——天野安藝守感狀——狐橋の戦——飯尾豐前守——論功行賞の手續——善原寺——
 吉原村——富士淺間寶刀——築地彌三郎靈——梅ヶ嶋村天神社——井伊直元死——山本勘助信玄を稱
 揚す——伊達方村慶雲寺——願成就院修繕——僧徒貪婪——念佛行者清安——願成寺——石谷光政——
 ——上西郷村——大原肥前守吉田城を守る——八丈嶋開拓——廣大寺再興——松平廣忠——岡崎亂——
 阿部大藏——松平信孝——内藤甚三——織田信長初陣——天野犬房——天野小四郎——明光寺——天
 野氏の被官——遠州武士の勇——松平竹千代尾張へ奪はる——永樂錢——京錢——清水太郎左衛門——
 ——黄文宮——明船漂泊——八丈嶋——冷泉爲和——一華堂——小豆坂戰——雪齋——今切——本坂——
 ——小豆坂——大樹寺——小倉與助——西參河平定——血鎗九郎——龍池山——泉動院——國分寺蹟——
 ——徳願寺——北川殿——原驛の舟——本興寺——駿兵安祥城を攻む——臨濟寺開山——天用一禪寂——
 ——幡鎌平四郎——幡鎌村——雪齋三河を征す——笠寺の質子交換——竹千代宮ヶ崎に居る——宮ヶ崎——
 ——孕石主水——北條氏規——後藤生三郎——吉川守隨——理右衛門——今川の十合櫓、下方櫓——
 渡邊義綱——弓氣多昌利——天野井伊二氏——内田近江——遠州洪水——西福寺開山寂す——竹千代

目次

目次

今川徳川消長——三河武士の本領——徳川三譜代——天野孫七郎——圓龍寺——犬居三ヶ村法度
 ——懸川山神宮寺——伊豆山の鐘——新年賀席の竹千代——興國寺城——木下日吉遠州に下る——日
 吉の系——松下之綱——曳馬橋上の盟——飯尾豊前守の妻お久の方——松下之綱——市場
 ——飛脚僧——陣僧——源應尼——松平政局——僧智短——僧文慶——府中寺——華陽院——七左衛
 門柿——犬居郷法度——犬居人民——保壽寺——鳥居忠吉——上杉龍若殺さる——神尾治右衛門——
 上杉日南——光明寺領——富士詣山伏控——村山室中の制禁——犬居民心——農民對武人の勢力——
 興國寺城——大平村明神社——北條幻庵——駿府商人頭友野二郎兵衛尉——今川假名目録追加——天
 文繩——山口左馬助——安倍川原石合戦——印地打——竹千代の智——春林院——上杉謙信上洛——
 日吉遠州を去る——四十六所大明神——木下の氏——搖籃中の二將星——曳馬城主——助右衛門——
 濱松の今昔——十王町——小川城攻——村木の戦——鳥銃始めて戦に用ゐらる——小田原の鳥銃——
 關東の鳥銃——甲州の鳥銃——鐵砲傳來——南蠻銃——漢土銃——種ヶ嶋——井伊直宗討死——龍潭
 寺——春林院——義元吉良氏を助く——吉良氏——北條氏直駿河を窺ふ——駿甲相の兵争——小島正
 景——越智定久——原虎胤——太田資政——陰横鎗——善得寺の三國同盟——加嶋合戦——牲川——
 吉原川の毒籠——備前様——善徳寺——原虎胤——各和元達——永源寺——坂井大膳——遠州灘暴風
 ——吉原驛洪水——石雲院領裁決——岡部郷の大内料——大日堂——松下將監——松下右近——小野
 和泉守死——醫王寺開山寂——城富院——大見三人衆——僧笑山と氏康——竹了宗賢——長慶寺——
 今川泰範墓——吉原驛條目——富士登山掟——蟹江城攻——蟹江七本槍——岡崎衆の苦辛——臨濟寺
 再建——雪齋長老寂——今川義元——雪齋——山形昌景雪齋評——徳川家康雪齋評——雪齋行狀錄——
 ——阿倉山玖延寺——井伊直親——祝田村——次郎法師——澁川村——右近次郎——梅林院——竹千代
 元服——關口氏——築山殿——松平元信——駿馬嵐聊——元信駿馬を將軍に獻す——元信著初の鑑——

——松平元信松本坊の賀を謝す——天野景貫——松平元信病愈——栗生永信——東條義昭——松平藏人
 獻馬の謝——參州山手今川に屬す——戸部新左衛門——鳴海の戦——奥平監物——雨山城争——山科
 言繼駿府に下る——駿府の公卿——高山白山権現——大鋸の説——松平元康岡崎に歸る——日近の戦
 ——福谷の戦——鳥居伊賀守の蓄積——諏訪明神——植松村——明神野村——松平元康駿府に至る——
 ——尾州の士駿府に通ず——朝比奈泰能卒す——乘安寺——親備中子備中——稻葉郷争論——正覺院——
 ——弘法大師——崎の方——堀越貞基——八丈絹——寂用——

〔106〕

正親 町 天皇

紀元二二一八年——二二二五年……

松平元康初陣——寺部城——泉頭城を築く——尾州科野城番——松平重吉——松平松千代——正覺院
 領——天野安藝守——岡本村神機料——高松神社——城東郡——満水寺開山寂——參河老臣三事を訴
 へて聽されず——尾上彦太郎犬居を領す——光明寺領——宇苅——科野城番——岡崎三郎信康生——
 元康奇夢——阿部泰茂夢判断——大高城兵糧入——今川氏勢力——群雄割據——元康具足——革製造
 人——願成就院——藤原栴——伊豆家數——十穀念佛——大鋸引免許——天方城陷——小倉内藏介——
 ——氏眞十八人衆——一宮隨巴——今川赤薬——伯樂米まき——北脇城主北脇信次殺さる——井伊直政
 生——大山寺——奥山宗之卒——清水港船控——正吉齋——佐竹丹波入道——源應尼死——華陽院——
 ——今川氏眞——今川義元兵を率ゐて西上——我國兵數——藤枝の怪——駿府の怪——阿部川の怪——
 賤機山怪——今川勢池田より二道に分る——鷺津陷——丸根陷——織田勢——今川勢——桶峽——今
 川義元討死——義元の刀三——義元塚——今川勢の死者——三浦左馬介——同明權阿彌——山口左馬
 助父子——義元不仁——義元の仁——斥候兵風雅——菊阿彌——松田左膳靈——芭蕉能の崇——河内
 二江城主——松井宗信——井伊直盛遺言——尾上彦太郎——松平元康——大樹寺——僧祖同——天方

目次

目次

通重——白本尊——九郎本尊——岡部長教——今川家忠臣——松井五郎八——斥候兵の風雅——松平元康岡崎に入——淺井六之助——服部政光——河輪庄——天野安藝守——駿遠參の農工商弓術を修む——弓の免許——天野氏の矢場——岡部五郎兵衛——義元を葬——義元雪齋の像——義元の書——今川家諸將の分限——今川家敗亡——宇刈七騎——最福寺——長松院——富士山本門寺——圓成寺領——天野宮内右衛門——原六郎と春林院——龍潭寺火——駿府將士離反の始——松平元康——成眞寺——最福寺領——幡鎌八郎左衛門——井伊直政生——尾上藤十郎——武人の勢力——駿馬笹船——遠州の小笠原氏——參州今川氏に叛く——天野氏甲州に通ず——長澤城陷——僧光國寂——西尾城陷——山本勘助敗死——吉良東條陷——井出田右衛門尉——松平元康織田氏と和す——酒井將監忠尙——尾參盟約——岡崎孤立——氏眞元康を詰る——上原開拓——太田彦十郎——大柳村——太田政友——安間與三郎——恩地村——信玄破扇——大宮七不審議——天野小四郎——宇奈代官——井伊直親岡崎に通ず——小野但馬——氏眞直親を討す——新野左馬助——妙玄寺——今切船奉行中村右衛門太郎——よいた舟——飯田村觀心寺——徳川家康改名——源家懷書——家康の軍法は儒家の流——中安兵部少輔——井伊直親掛川にて自殺——大藤寺墓——上野城陷——鶴殿長照——家康の妻子岡崎に歸る——築山殿——小原眞實岡崎の質を殺す——岡部幸教卒——今川氏親室卒——井伊万千代引馬に逃る——參州一ノ宮城陷——濱名湖渡船——關口親永自殺——瀨名氏——堀越六郎反——海藏寺——野田城——新城城——氏眞兵を參河に出す——氏眞懦弱——今川の親族氏眞を諫む——武田信虎掛川に走る——今川家の反臣——嵩山城陷——奥山眞範——鶴津山城主——朝比奈氏——五本松城——西江孫六郎——八幡岩陷——鎗半藏——織田信長内勅を受く——朝比奈泰長卒——成瀬藤藏遠州に走る——井伊親友殺さる——智短上人寂——甲斐の使者支東齋下股村に到る——武田信虎引馬に留る——増善寺燈明料——小坂井堤の戦——本興寺——鶴津山城——參州一向亂——今川徳川の領域——陰陽博士松永

大夫——武人領邑の制——尾上藤十郎天野氏を討す——曳馬口の戦——朝比奈信遠——高野臺戦と伊豆の土——清水太郎右衛門——富永政辰——戸田村野馬——長福寺と原氏——安里山——徳川飯尾會盟——參州の今川領——氏眞參州出師——蜂屋半之丞——河井正徳——井伊直平白須賀に陣す——宮後詰——飯尾豊前守異志——井伊直平冤を被る——氏眞還て掛川に陣す——二連木今川に反す——戸田重眞實を奪ふ——吉田城主小原肥前守駿河に還る——松平源三郎——鶴津山城——吉田開城一説——太田駒千代墓——酒井忠尙駿に逃る——鈴木日向守——飯尾豊前其主井伊直平を弑して曳馬城を奪ふ——社山城主天野氏反す——井伊万千代——光明寺領——武田徳川好を通じ駿河を伺ふ——鴨江寺養坊——武人と神佛領——徳政及其の事實——西樂寺——參州今川領なし——將軍義輝弑せらる——新野左馬助曳馬城を攻めて敗死——井伊家衰微——井伊谷地頭次郎法師——大澤右兵衛佐——犬居代官天野氏——飯尾致實殺さる——飯尾致實の妻——物忌奈神社

此の目次は、極めて概畧を擧げたるもの、悉しきは索隠に譲る

嶽南史 第二卷

吉野朝時代

鈴木覺馬編



1. 總 說

元弘建武のことは、詢にいふに忍びざるなり。承久の亂、皇師一敗地に塗れさせて以來、ゆくりなくも、皇室さへ二派に分れさせられて、專横不臣なる鎌倉の執權、北條家に推戴せられたる持明院派の外に、大覺寺派の一派ありて、承久の事を遺恨に思召したまふこと大方ならず、御憤深く骨髓に徹して、夢寐にだに忘れさせ給はず、世世に相傳へて、世を累ね年を経るに従つて、彌、切に益、激しく、其の御系統にあらせらるる御代の御政治としいへば、鎌倉幕府に對する御政を、第一に置かせられしにはあらじかと、伺はるるものさへ無きにしもあらざりけらし。

大覺寺派の政治

星霜百餘年、兩統交立などいふ、忌はしき儀も行はれて、列聖位を替へさせ給ふこと數多たびにして、不

吉野朝時代

二

世出の叔主後醍醐天皇の御即位あらせたまふや、其の御志はますます烈しく、唯宋襄七世の讐を思ふの類には座せられず。萬機をみそなはず中にも、其の御謀を主とせられ、併も最も密にせさせ給ひしにも拘はらず、其の御謀の未だ熟せさせざるに、早くも露顯して、笠置の神夢驗を示すの違なく、畏くも先皇の御轍を踏ませられて、隱岐の嶋、御巡狩とならせ給ひけるが、天道は永劫まで暴逆を容すべきものにはあらざりけん、諸國に散在せる宮方の兵は、踵を接して起り、狼戾の相摸入道も、新田義貞の義刃に向ふ力なく、踵を回さず、葛西谷の露と消えしかば、蒼梧の御駕も、日ならずして辟に復り、大御稜威の光は、隈なく四海に耀きわたり、皇家百年の御憤も、忽にして雲散霧消し、久しき間、北海南溟の波濤に襲はれたまひし、三皇の神靈も、聊か慰み給ふところ坐すらんと、思ひ奉りしは、唯時の間なりしこそ轉なれ。

足利尊氏の反

北條義時が、皇家を犯し奉れる不臣の大罪は、遂に天地の容るるところとならず、數世の後、高時入道の時に至りて、悉く報いられ、同族に屬する者は、本末枝葉の別なく刈除せられて、其祀を斷ち、永く天下後世不臣の徒の戒となりければ、再び斯る横邪讒佞の輩の出づるなく、君臣上下長へに鼓腹の樂を得、仁慈の御治に浴し得べしと思ひきや、足利尊氏といふ愚者あり、輕輕しくも天下不平の徒の魁首となり、敢て反旗を揚げ、天地貫盈の大罪を犯し、百世拭ふべからざる國賊の名を負ふを知らず、上は畏くも宸襟を惱まし奉りて、列聖に及ぼし、下は情なくも百姓を塗炭に陥れて、千歳拯ふべからざるに至らしめんとは。百姓を塗炭に陥れたる罪惡もさることながら、皇家百年の宸襟を煩はせられ、纔に回復せられたる王權を、一朝にして横奪し、中興の大御稜威、未だ普く輝きわたる追もあらせず、汚し奉りて憚らず、南山に劍を按じて北闕

を睨まへつつ崩じさせたまふ、萬乗の君の御心をも察し奉らず、偏に私慾を營むに汲汲たる尊氏の如きは、只それ蛇虺鬼蜮と謂ふべきものにして、苟も人道を以て論すべきものにはあらざるなり。況や彼も五十餘川の流に浴して、昌へ來れる大和民族の一人なるをや、たとひ衆愚の罪はありとも、之が魁となりし大罪は百世拭ふべきものにあらず。

建武中興は挫折の因にあらす

建武中興の業の、半に破れたるを見て、古來の史家は、概ね其因を、天皇の御政の過あらせられしに歸し奉るか、然らずば、王政復古の御目的の、神武天皇の古制にあらずして、延喜・天曆の中世にありしに因るものとせざるはなし。而して其の神武の古に依らずして、延喜・天曆の昔に倣へりとして惜むものは、やがて公卿を重く任じて、武人を輕んじたるを難する所以にして、其の武人を輕んじたるを云云する者の心に以謂らく、鎌倉を討伐するには、専ら武人の力を用ゐながら、一朝事平ぎて功を論する日に及で、偏に公卿を重ぜさせられしは過れりと。それもさることながら、其は唯一を知つて未だ二を知らざるの説に過ぎず。思ふに天皇の御新政に、一二の御過あらせられしが、多少破綻の緒を爲すこととなりし事實もありつらんが、其の第一の大原因は、猶ほ他にありしなり。即ち其の大原因とは、當時の國民の無智無學にして、利慾の念のみ強く盛に、國民に缺くべからざる、併も我が大和民族には、別けて知らざるべからざる、所謂大義名分の何ものたるかを辨へ居ざりしとの謂にして、此の無智こそ、確に其の大原因たるなれば、苟も建武中興中折の迹を知らんと欲するものは、先づ此點を明にせずんばあるべからず。彼の萬機の得失の如きは、此點を明にしたる後、徐ろに伺ひ奉るも未だ遅からざるべし。

吉野朝時代

四

國民の無
智中興大
業を壞る

院政時代より、武人漸く頭を擡げて勢を得、平清盛に至つて、專横を極め、源頼朝に至つて、王權を竊み、北條氏に至て、皇室を蔑如し、皇威を汚して、また憚るところあらず。其間宗教界に於ては、浄土・禪・法華等の諸宗、こもこも起り、各、其の宗旨を布教して、人を導くに務めたりと雖も、尊王の大義、忠孝の大道に資するに足らず。諸國の武人輩は、唯、利を見て義を知らず。時あつて王家の爲に盡すことありとも、是又利の爲に役せられしにて、義の爲に勤めしにあらず。併も彼の君臣の義に盲目なる北條氏の、幕府に當て天下の權を執り、賞罰の標を示したるより、上の爲す所下之より甚だしく、鎌倉幕府の末路に至ては、斯道全く地を掃て迹なくなりぬれば、廣き天下の中に、士・庶人を論ぜず、假初にも大御稜威の仰くべく、畏むべきを會得せしものも幾何ありつらん。土岐頼遠といふ者あり。相當の分限者なりけるが、嘗て途に光嚴上皇の御幸に遭遇せしに、禮することも知らざりければ、供奉の公卿見兼ねて、院なりと誠めたるを、頼遠負けし魂に、院か犬か、犬ならば射んと、畏くも乘輿に向て箭を放ちたることあり。頼遠は尋で罪せられたれども、當時の武人中、斯る思想を有するもの、豈に頼遠一人とせんや。好し頼遠までに至らずとも、今の我等の如く、皇室を無上尊と仰ぎ奉り、天皇を現神と信じて疑はざる者は、幾何もあらざりけらし。承久の亂に、二位禪尼のさかしらだてに工みたる詞に、鎌倉十万の武士等、やがて王師を挫ぐべき臍をかため、涙に浸ちて門出せりといふに併せて、光嚴院踐祚の折り、田舎人の物語として、「あはれこの持明院殿ほど、大果報の人はおはせざりけり。軍の一度をもし給はずして、將軍より王位を賜はりけり」といひしを見れば、思ひ半ばに過ぎて、大義名分の分別なきに驚かざる者はあらざらん、或は實を知らざる者は、附會の説として信ぜざるものも無からざらめども、確なる事實にてありしを如何せん。當時北畠准后親房卿、神皇正統記を著していひけらく、

正統記の
正論

此頃の諺には、一たび軍に驅合ひ、或は家の子、郎從節に死ぬる類もあれば、わが功に於きては、日本國を賜へ、若しは半國を賜はりても足るべからずなどぞ申すめる。君は萬姓の主にてましませば、限ある地をもちて、限なき人に分たせ給はん事は、推して測り奉るべし。若し一國づつを望まば、六十六人にて皆塞りなむ。一郡づつと云ふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は喜ぶとも、千萬人は喜ばじ。況や日本の半ばを志し、みながら望まば、帝王はいづくを知らせ給ふべきにか。

と寔に然り、而して斯る志の武士には、何程多く恩賞を與ふとも、厭くことはあるべからず。厭くなき心に次で起るものは要求なり。而して限なき要求には、必ず應じ難き時至るべきが、應ぜざる時に次で起るものは、反噬の外あるべからず。されば建武の御新政にして、公卿・堂上の論功は、すべて止めて行はず、北條の舊領土は、悉く割いて武人に與へ給はば、其後の天下は必ず泰平無事なりと保證し得る人あるか。足利尊氏は、適に之を實行したる者なり。然れど室町將軍十三代二百餘年間、戦亂相續ぎ、一年の小康だになく、やがて土崩瓦壊に畢りぬるを見れば、容易に其説の謬れるを知るべし。故に若し、我が皇上をして世界に君臨し、地球の全土を分割して、當時の武人を封ぜしめまつるとも、當時の武人は、慮るに長く安する能はず、之に次ぐに新なる望を以てすべし。而して今日此望達せざれば、明日反噬の牙を露すは必然なり。商鑑か
らず室町幕府にあり。

吉野朝時代

鎌倉討滅は不可審議なる御大業

近く之を明治維新に見るに、明治を上を距ること百餘年、寶曆の頃、已に竹内式部・山縣大貳等あり、生を賂して勤王説を唱へ、公卿士大夫に説き、農商庶民を誘き、務めて人心を覺醒し、淺見・山崎等の學士ありて、頻りに其説を鼓吹し、西山公の大日本史、頼襄の日本外史・日本政記、さては素行の中朝事實の如き種類の書籍、多く世に出でて、其根に培ひ、其幹を養ふこと多年、而して後、封土を棄て身命を抛ち、病に憊れたる妻、飢に泣く兒をも顧みるに遑なき天下の志士を出だし、此の志士に依りて、纔に成遂けられたる明治復古の大業すらも、猶且つ徳川家の遺業、反側の士の迹を絶たず、暫くは確固たる基礎も立ちがたく、岌岌乎として危い哉の觀を呈したること、幾度なりしか知るべからざりき。然るに鎌倉時代の末に在ては、曾て一人の國民精神の作興に務むるものなく、唯日に日に荒みゆく武家政治の下に、養成せられたる者のみなりしに拘はらず、齊しく之を發憤せしめて、數代築き立てたる賊の巢窟を、一瞬間に掃蕩したまへるは、已に不可審議の事迹と謂はざるべからず。而して此の不可審議の大業を遂行せしめ給へる帝徳の高大なるは、今更申すも畏きことなるに、之をしも思はず、中興の中折を以て、一に帝政の御過に歸し奉り、毫も國民の腑甲斐なく、其の精神の腐敗せるに職由する所以を知らざる者は、迂にあらずんば乃ち愚なり。

恩賞輕きを云々するは事理に關き論

鎌倉を討伐するには専ら武人の力を用ゐながら、事後の恩賞は反つて輕かりしとは、一理ある説なれども、是は此れ一般の國民相互の間に言ふべき論議にして、苟も義あり親ある君臣父子の間に争ふべき筋にはあらぬにや。歐州各國民が、其初め己を使役し己を叱咤して、一國を統一したる國主に對し、己が功を數へて、之に相當の恩賞を求むるは、固より然るべき所、即ち彼等は初より君臣の義あるにあらず、時運は偶、彼に

井上梧陰の論は大體を得たり

幸して、彼をして我が勞力に頼りて、其の事業を成就するを得しめられたればなり。漢高と韓信とは曾て知るなき路傍の人なり。然るに韓信は偶然にも死力を彼に假して、其の事業を緒に就かしめられたこそ、假の齋王たるを請うて、毫も顧慮せざりしなれ。而して漢高も之を知るが故に、雷之を拒まざるのみかは、進みて眞の齋王とするに吝ならざりき。之を我國に見るも、源頼朝が領土を鎌倉武士に惜まざりしも、足利高氏が尾大不掉の弊を知りつゝ之を制せざりしも、將又鯨撈より起つて則闕の職にまで歴上りしも、豊公の智能く此間の消息に通じ、寧ろ恩賞を功に浮ばしめて、其心を厭かしめしに因らずんばあらず。然り而して我が皇家の、我が大八洲國に君臨ましますは、此等内外諸家の、天下の權を執りし比にあらざれば、其の君民の間にも自ら異なるものなかるべからず。元來此國は、諸冊二神の創造にて、此の國の列聖は、二神の御子天照大神の神胤なれば、彼の普天之下莫非王土、率土之濱莫非王臣といひ、義乃君臣情兼父子といふが如きは、適に我が君臣古今の實狀ならずんばあらず。其然り而して人君父の爲に力を盡したりとて、報を君父に迫る者、何處の世界にあるか。然るに今建武の反賊を恩賞の不足に因るとし、偏に君の御政を云々するは、果して何の心ぞや。苟も我が國史を講ずる者は、斯ばかりの理は知らるべきに、史家往々斯る説をなすものあるは歎すべき極にこそ。思ふに井上梧陰は史家にあらざれども、此義に就ては大體を得たる人なり。其説に曰、

世に後醍醐天皇の、中興の大業、半頃にして廢れたることを、口惜しきことに思ひて、朝廷の賞罰正しからざりし故なりなど論ふ者あり。こは成敗の事の迹をもて推測れるにて、そのかみの有りし様を、深くも考へざるものなり。建久このかた、武家の世となりてより、おしなべて士と謂はるるほどのものは、ひ

吉野朝時代

八

たすらに弓矢もて、おのが莊園をば取られじ、人の闕所をば、押領せばやとのみ心がけたること、さながら夜見の國の醜女どもの、集ひ荒ぶるに異ならず、葎生ひ繁り、道も分かずなりぬるを、正しき筋に引返して、二たび大御稜威を耀かし給はんこと、難しとも難き御業ならずや。時いまだ至らずして、再び世の中の亂れたるは、あながち此君の御計らひの過にはあらじ。いづれの國、いづれの世も、おしなべて悪しき様より善きに移り變るきはには、教といふもの先立ちて、人人の心を導き、まづその根本を養ひなすなり。然るを、この教といふものしるべなからんには、いかに優れたる君、賢き臣の世に出で給ひて、とかく謀らひ給ふとも、おぼつかなくやあらん云云、かかる世をしろしめして、俄かに大御稜威を振ひ起さんとせさせ給ひしは、いとも畏きわざにこそ。

と、至論と謂ふべし。當時苟も大義名分の一端をだに心得て、一身の榮辱利害を顧みず、一意君の御力となり侍らんと覺悟したるもの若しありとせば、如何なる氏族なりけん。僅に、承久の昔皇師に屬し、宮方の名を蒙りて、邊地に潜匿し、痛く鎌倉の壓迫を被りたる者の子孫の外、幾何もあらざるべし、古今忠臣の筆頭に數へらるる楠正成の如きも、勅使をうけて、始めて笠置に參ぜしなり。新田義貞の如きも、初は金剛山の攻圍軍中にありしなり。時の非を見て、つれなくも君を措いて遁れたる、藤房の如き忠臣は數多あるべきも、天下に先だつて義兵を挙げ、事成らずして忠義の鬼となつて悔いざる者は、獨り三河の櫻山・足助重範のみ。院之庄御館に就いて、我から櫻樹に赤心を題したる者は、高靈産神の御末多しと雖も、日本國廣しといへども、備後三郎の他に誰かある。寥寥たる此の宮方の兵を提げて、大義名分の埋没せる世に臨ませ

られ、十代積威の鎌倉を顛覆し、百年消沈の京都を興復せんと謀らせたまふ其の御雄圖により、其の御叡武により、遂に天下の睡れる獅子を奮起せしめ、盤桓不屈の鼈足を斷ち、式微極まれる大御稜威を輝しめ給へるは、畏しとも畏き大御業と申奉るべきに、端なくも三日前代のあらぬ戲の、天下大亂の緒となり、再び拾收すべからざるに至り、上下共に長く困弊の底に陥りしこそ、時の至らぬによるとはいへ、眞に千歳の恨事と謂はざるべからず。

庶民困憊

不幸にして建武の大業半途にして挫折したる後、五十餘年の天下は、前代未聞の大亂となり、鼎沸の形容詞などは物の數ならず、至る所に、劍戟の光閃かざるなく、咄喊の聲響かざるなければ、たとひ之に携はらざる農商の輩と雖も、安堵して業に服すること能はざるは素よりにて、爲に耕地は荒蕪して、收穫完からず、販路は梗塞して、賣買行はれず、農商共に萎微して見るかけなければ、其の盛衰の如きは論ずる限にあらず。されば當時に於ける庶民の困窮は、到底今人の想像し得べき所にあらざるに、武人の勢は之に反して益、盛にして、其の横暴は神佛の威をも憚らず、誅求掠奪至らざる所なければ、庶民の富は朝に夕をはかり難く、今日の分限者も、明日は人家の軒に立つを免れず、甚だしきは、飢餓に迫りて、妻子と共に水に投ずる者さへありしなり。然るに武人は然らず。武人の中にも武將たるものは、日に千金を費して豪奢を競ひ、

武人豪奢

時には長夜の飲をなして、東方の白むを知らず。歌舞音曲に、碁將棋賭博に、さては頑童婦女に戯れて、厭くことを知らず。此財を懐きながら、此富を有しながら、我が領民の窮を恤はん、我が領邑の産を興さんなどの事には、曾て思だも及ばざるなり。武將已に此の如し、其下の武人たるもの、豈に之に倣はざらんや。

吉野朝時代

一〇

武人と稱する者は、一人として榮耀に耽り、下民を虐げざるものなきに、併も當時の世人は、之を武人の特權として容認せしか、將又力足らざりしか、深くも咎めざりしかば、之をよきこととして、苟も氣力あるものは、犁鋤を棄てて刀鋒を佩び、傲然武士と稱して、自ら得たりとするもの少なからず。武將已に此の如し。武夫已に此の如し。當時の將卒に節操の乏しきは、當に然るべき所にして、朝に吉野の花を眺め、夕に賀茂川の水に飲ふもの多きも亦宜ならずや。

豆駿は鎌倉方

當時の天下は、形勢概ね斯の如し。斯の如き天下に處して、我が嶽南三州の士民は、如何に進退し、如何に去就を決せしか。元弘の亂は、鎌倉の執權北條家、存亡の分るる大役にして、北條氏發祥の地は伊豆國なれば、伊豆の士民は、特に其の撫順を被むことの、他に異なるもの多きを以てにや、流石に北條氏には反きかねて、全國殆ど之と終始し、其の盛衰に因て、其の進退去就を異にする者なく、其の滅亡後に及びても、尙は皇威に服するを欲せざりしか、或は西陲に遁れて、新に地を拓きて、子孫の計を成す者あり。或は孤子を抱きて北信に隠れ、再舉を畫る者あり。彼の三日前代は、兵を擧ぐるも伊豆に於てし、降書を吉野に獻するも亦伊豆に於てせるなり。形勢一變して、室町の代となつて後も、尙ほ依然として鎌倉に服し、關東管領の威令は、あまねく伊豆國內に行はれたれば、伊豆の士民は、常に東に向ふを知つて、未だ西に仰ぐを知らざりしもの如し。之と境を接する駿州の士民も亦然りといふべきか。鎌倉の初より、苟も關東に事あれば、駿河人は伊豆人と共に之に關與すること多く、元弘の役にも、一向に鎌倉の命を守り、最後まで防禦の軍に在つて戦ひしが、建武の初め、北條時行の兵を擧げし時も、多く之に應じ、足利直義鎌倉に敗れて、駿

遠州は宮方

河に至れる時、國中の士はみな之を討ぜんとせしを、獨り入江春倫の義によりて、官軍の名を重しとし、大姦とも知らで、之を救援したるは、後よりいへば憾なきにしもあらざれども、當時にあつては尙ほ多とすべく、駿河の士としては、實に稀に見る珍らしき人と稱せらるるばかり、駿河は深く關東に歸向しつゝありしなり。然るに遠州に至ては全く之と相反し、鎌倉の初より、其の關係甚だ厚からず。元弘の時、笠置の攻圍軍に、遠州人の名は見えなれども、幾ならずして歸順したりけん。曳馬に割據せる兵勢は、遠く近江の馬場驛にまで振ひ、賊將仲時を脅して自殺せしめ、大居の天野七郎左衛門は、早くも新田義貞に屬し、片瀬ヶ原に戦て、鎌倉を陥れ、功を以て本領安堵の證文をさへ賜はりたり。されば當時の嶽南は、大井川を中にし、東は鎌倉に、西は京師に、各、去就を異にしたるものにて、古へ日本武尊東夷征伐の頃の倂も、驍氣に見ゆる心地せられて、可笑くも面白くもあるなり。

建武中興の御政の紐全く解け、足利尊氏の勢頓に揚りて、防ぐに難く見えさせけるにや、天皇畏くも尊氏の僞降を容れさせられ、京師に還御ましますに及で、親王・諸王・公卿・諸將等の、四方に離散せられしは、憂痛しとも憂痛きことながら、我が嶽南の士民は、遠州の豪族井伊道政の力に頼りて、天皇の第二皇子、妙法院宮を奉じ得たるこそ幸なれ。井伊氏の族小なりと雖も、猶ほ周智・山名を南北に連ねて、遠州を東西二部に中斷し、其の西部を包容して、内に同族相蕃延したるのみならず、助くるに駿州内牧の狩野貞長の一族を以てしたれば、天下の廣きより見るときんば、僅に彈丸黒子の小に過ぎざれども、元是れ土着の士にして、上下の親み淺からず、且つ二人心を同うしてだに、其利は金を斷つと聞くなれば、斯程の一族、斯程の

井伊狩野の勤王

吉野朝時代

一一

領邑を據有しながら、たとひ霎時なりとも、宮を奉じて、天下の形勢を觀極むる能はざらんやはとは、是れ當時道政の深く謀りたる處なるべきか。是れ道政の負氣なくも宮に供奉して、遠く邊土山間の奥山に還りたる所なるべきか。あはれ命を鴻毛の輕きに比べ、義を金鉞の堅きに類へ、其の親み膠漆も膏ならざる土着の兵を左右に率ゐ、上に皇子を戴いて守る天險の奥山城を、ああ何れの賊か攻むるを得む、されば足利家隨一の驍將今川入道心省、幾たび銳をつくして來り攻むるとも、曾て尺寸をも失ふことあらず、反て心省をして、戦ふごとに兵を損して爲すこと能はざらしめ、遂に彼の高師直師泰にまで、大軍を率ゐて臨まざるを得ざるに至らしめたるさへあるに、尙は彼等をも空しく功なくして歸らしめたる將士の勳功は、今更に言はずもかな、之を助けて疑はざる、國中庶民の功績も亦莫大なりと謂はざるべからず。

嶽南の敵
懐心

我が嶽南の、王懐に敵せんずる情熱に燃ゆる一團の將士は、決して郷土を守て親王に奉ずるを以て足れりとするものにあらず。或時は親王を奉じて、錦旗を翻へして、近畿の野に轉戦し、或時は遠く關東に下りて、常陸の賊を追討して、以て謀を上野の新田に通じ、以て信州の香坂と相寄り相援け、四方に躍動して措かざるも、元是れ親王の御志を延べ、大和朝廷の聖慮を安じ奉らん、一片耿耿の情に堪へず、古を慕うて寐ぬる能はざるてふ、赤心より起りたるものなれども、惜いかな時未だ至らざるか、力小にして足らざりしか、遂に爲すある能はず、せめては今川の族を悉く追捕して、僅なれども駿遠二州を、宮にささげ奉るを得たらんにはと思へども、其さへえ叶はで、徒に親王を東奔西走のうちに老いしめ奉りしは、實に千歳の憾といふの外はなけれど、之とて今將た如何ともし難きは、遺恨の極みとも極みと謂はざるべからず。されども今更に

遠州は皇
子皇孫の
親愛郷

一步を退いて考ふれば、親王の神靈は、長へに我が嶽南に留まらせ給ふなり。我が水清き井伊谷に留ませたまふなり。其の弟宮にまします、無文元選禪師の精靈も、長く我が嶽南に住ませ給ふなり。我が山深き奥山に住ませたまふなり。豈に之のみと中さむや。井伊谷には尹良親王の御誕生あり、内牧には興良親王の御誕生ありて、此に住し彼に據り、偏にこの地方の民力に頼りて、王權の回復を謀らせたまへることは、各地至る所に、内裏・御所などいふ名の存するにて明かなれども、安倍の山中、氣多の谷底に、其の御迹を訪ねまゐらするときは、誰かは皇胤の尊き御身を以て、斯る邊土に住まはせ給ふを畏み奉らざる。彦九にあらずとも、誰かあらば尊氏の像を鞭たざらん。さても斯く、霞降る都に遠き遠江や、打寄する波のするとき駿河國の、邊鄙をも厭はせ給はで、二皇子より二皇孫に至らすまで、長く住まはせたまひしは、抑も何に因るらんかと、畏くも考へ奉れば、則ち時勢の力に制せられて、已むなく賊將今川の流に棹す族もありはありつれども、士民の多くは、生れながらの赤心を失はで、外には免も角も、内には五十鈴川の清き流を忘れもやらで、他事なく宮に仕へ奉りたりければか、之を頼みに、世の憂きよりはと思召して、王子までもなさせて、長く此の鄙の山里に、物の淋しさをも忍びたまひつらんと、推量り奉られざるにもあらねば、尙ほさりとも、聊か當時の嶽南を誇らしくも思はるるなり。

此の如く我が嶽南地方には、吉野朝五十餘年の間、官・賊兩軍相對峙して、互に其隙を窺て由斷なければ、戦争も絶ゆるときなく、農商の疲弊も、さこそありけんと、思はれざるにあらざれども、其實はさばかり甚だしきには至らざりきといふ。其を何故といふに、凡そ甲乙の相争ひ相闘ふは、其力相伯仲し、其勢の稍相

吉野朝時代

嶽南地方は稍平穩

若ける者の、權を嫉み強を競ふ間に行はるるものにして、勢力共に大なる軒輊ある者の間には、爭論も、戰鬪も、容易に生ずべきものにはあらざるに、當時の官方なる井伊や、狩野の諸族は、其の團結の力こそ金鐵の如く固けれ、其形小なれば、自ら守るに急にして、未だ外に向つて發動する力乏しきがゆゑ、今川勢より挑むことあらば應ずべきも、自ら働いて、是より押寄することはあるべからざるにや。今川はまた、其形素より大にして、井伊・狩野の比にあらざれども、結合の力甚だ弱く、且つ姑息の習あることは、宗家の足利と異ならざれば、井伊・狩野小なりと雖も、之を一氣呵成に、揉潰すべき勇氣もなく、實力もなく、又義によりて集まれる一團は、小なるが爲に亡ぶるものにあらざることは、今川も知る故に、妄りに攻め戰ふことはせざりき。されば當時の大勢は、官・賊互に界を守りて、侵しもせず侵されもせず、言はば世運の推移に任せて、大勢觀望の姿なりければ、此の小天地に、官・賊二團相對すと雖も、近畿地方の如く、甚だしき騷擾はあらず。且つ官軍の諸將は、上に皇子皇孫を戴き、軍に錦旗をひるがへし、自ら皇師を以て任ずれば、名の爲にも、仁慈の政を忘れて、百姓を犯すの暴舉に出づることあるべからず。殊には又、今川といふ大敵を前に控へてあれば、之に當る唯一利器の、民心を收むることを知らざる理なく、且つ苟も時の至るあらば、敵地をも併呑せんする覺悟ある者は、進みて敵領の民をも懷けざるべからざれば、旁、以て、官軍の領民の恐るるところは、獨、賊軍の侵掠にあるのみなれども、たとひ賊軍にもあれ、名もなきに天の生ぜる斯民を虐げることとはせじ、況や容易に討伐し難き官軍を平げんには、先づ以て人心の歸服を謀るの必要ばかりは、覺悟したるべければ、敵軍の領民たりとも、無下に殘害を加ふるには至らざるべきを以て、農商の輩は、此間に處して、思ひしよりは安心の地を得て、各、其業に服するを得たり。されば、農商共に、未だ發達の域にこそ達せされ、耕耘の施さるる所には、收藏の妨もなし、賣賣の行はるる所には、有無も相通じ、稍、小康の狀にありしを、京師に於ける官・賊の消長は、ここにも其影響は免れず、日に日に太る今川の流に反し、井伊の泉の水涸れて、狩野の原草根を絶えて、筑紫探題今川貞世の軍中に、井伊氏を名告りて、征西將軍の御軍に、無二の忠臣と呼ばれし、菊地武朝を攻むる者あるに至れるこそ轉てけれ。是れ併しながら、時勢の變遷とあれば亦已を得ざるか。斯くて我が嶽南の士庶人は、此の五十餘年を過しつるなり。

2. 事蹟

【後醍醐天皇】 元弘三年六月七日、天皇隱岐國より還幸あらせ給ふ(南方紀傳) 去年三月、北條高時の爲に隱岐國に播遷せられ、茲年閏二月下旬、侍臣六條忠顯と潜に伯耆國船上山に幸して、名和長年に頼らせられ、五月廿二日北條氏亡びたるにより、船上山を發し還御ましましたしなり。

皇還幸 後醍醐天皇
 浦庄免役
 ◇元弘三年六月七日、天皇伯耆國を發し、勤王の魁の將楠正成を前驅とし、鹵簿肅々として京師に還幸あらせ給ひしといふ。(南方記傳) ○七月五日、先是、海道の反側士を鎮壓せんが爲に、朝廷將を派して東下せしむるの議あり。令して兵を沿道諸國に徴することありしが、此日命を浦惣檢校に傳へて、特に其の從役を免ぜらる。浦は遠州敷知郡にある庄なり。

關東下向之間、國國軍勢相從于信氏、雖被同道、於浦惣檢校者、爲神職之上者、所令免許也、

吉野朝時代

一六

仍^レ狀如^レ件。

元弘三年七月五日

源 信 氏 (花押)

蒲 惣 檢 校 殿

徵(古文書)

○十九日、遠州敷知郡蒲御厨は、元北條氏の一類森家法師等の知る所なりしが、北條氏亡びて後、定主なれば、此日綸旨を下して、新地頭を補し給ふ。○八月九日、北條氏已に滅亡し、主上京師に還御あらせ給ふと雖も、時大亂の後に屬し、紀綱未だ張らず、政令未だ整はず、盜賊隙に乗じて起り、天下を横行して侵掠を事とすれば、良民の害を受くること甚だ大なりしが、特に東海道は行人頻繁の巷なれば、盜賊の出沒も亦多く、行旅の衣を剝ぎ、民家の財を掠むるもの少なからず。中にも我が嶽南の地方の如きは、帝都を距ること遠ければ、新政の王澤に浴することも、未だ近畿諸國の如くなる能はざるに、暴賊の餘孽の巢窟たる關八州は、只一帶の箱根山脈あるのみなれば、其の害毒を被ることも亦少なからざりしが、此に至て遂に驛程の狼藉を禁ずる布令發せらる。

盜賊横行

禁^ニ制^ス海道路次并宿狼藉事

或^ハ號^シ早馬御持、或^ハ稱^シ三方使者、奪^リ取^リ旅人并在地人牛馬、於^テ宿宿宛^ニ課雜事、寄^セ事^ヲ於左右、致^ス種種狼藉^ノ之分有^ル之間、所詮不^ル帶^ヒ通書者、不^レ可^ク許容^ス、若不^レ拘^レ制法者、可^レ召^シ捕其身之狀、如^レ件。

元弘三年八月九日

尊 氏 (制) (三鶴社文書)

天野氏本領安堵

此の布令を讀まば、當時出沒せる盜賊の種類をも察せらるるなり。○廿九日、遠州大居城主天野經顯、戰功によりて本領安堵の狀を給はる。

天野周防守七郎左衛門尉經顯、當知行地事、不^レ可^ク有^ル相違^ノ之由、天氣如^レ此、悉^ス之^ヲ以^テ狀。

元弘三年八月廿九日

式部 少 輔 (制)

駿豆兵の向背 淺間の神領

○九月三日、初め駿河の兵は、伊豆の兵と共に北條氏に屬し、京都に鎌倉に官軍と戰ひしが、足利尊氏の歸順するに及び、之に従て王事に勤むる者も少なからざりき。即ち富士淺間社の宮司等も其の一人なりしが、其賞にや今日神領を寄附せらる。綸旨に云ふ、

駿河國下嶋郷地頭職、所^レ被^ル寄^セ附^ニ當宮^ニ也、可^ク知^ル行^ハ者、天氣如^レ此、悉^ス之^ヲ以^テ狀。

元弘三年九月三日

左 大 辨

富士大宮司館

平田寺接待領

今の富士郡下嶋村は、即ち古の郷名變じて村となりしものなり。○十一月廿八日、先是、天皇萬機を統べさせ給ふに及んで、遠江國相良庄平田寺は、接待領の繼續を請ひ奉る所ありしに、今日許可の綸旨を下賜はる。

元弘三年十一月廿八日

式部 大 主 (花押) (平田寺錢)

天野經顯 戰功錄

○十二月、遠江國大居城主天野周防七郎左衛門尉經顯、先に新田義貞に従て鎌倉を攻めたれば、此に至て其の戰狀を記し、自から父子の功名を録し、大將新田義貞に送りて、其の證明を請ふ所ありしが、義貞親しく其書に證印して之を返す。其書に曰く、

事 蹟

一七

吉野朝時代

新田左馬佐殿元弘合戦所見

天野周防七郎左衛門尉經顯申、子息三郎經政關東合戦事。右去元弘三年五月十八日、經顯・經政、最初馳ニ参リ片瀬原ニ、則奉レ屬ニ于御手ニ、懸ニ破稻村崎之陣、迄、稻瀬河并濱鳥居脇ニ、致ニ合戦忠ニ之處、若黨犬居左衛門五郎宗茂・小河彦七安重・中間孫五郎藤次男等、令ニ討死ニ訖。自ニ同廿一日・廿二日迄、葛西谷之合戦致ニ軍忠。此等次第、御見知之上、同時合戦之間、新田矢嶋次郎・上野國住人山上七郎五郎見知之間、就レ捧ニ請文ニ、御注進之上者、爲ニ後證ニ欲レ申ニ賜、御證判ニ矣。仍言上ニ如レ件。

元弘三年十二月 日

(御 判) (遠江風土記傳)

論功行賞法

御判とあるは即ち大將義貞の證判なり。凡そ當時戦功ありし者は、各其功を録して證人を記し、大將の證判を請ひ、大將は又各將士より提出せし所の戦功録に依て、能く其の眞偽を質し、確實なる者には捺印して之を下し、併せて此に據て戦功の差を記し、意見を附して奏呈し、其の感賞を請ふものなり。○此月、伊豆國走湯山の衆徒、武人の濫妨を訴ふるにより、朝廷牒して之を止めしめ給ふ。

武人亂暴

伊豆國走湯山東明寺衆徒等申、當國中田保、同伊賀雷美郷濫妨事。

右止三方方濫妨、可レ全三所務之由、宣令下ニ知彼衆徒者、以牒。(雜訴決斷牒、元弘三年十二月)

宇野太郎勇戦

○伊豆國の士に宇野太郎國頼伊東大輔といふ者あり。此夏京師の役、赤松入道圓心と共に六波羅に攻入り、先陣に在て奮戦の功を重ねければ、時人歎賞して措かざりき。時に圓心三千餘騎を分けて二となし、桂川の西岸に到り、對岸なる六波羅勢を望むに、諸家の旗翻翻として風に靡き、従ふ兵士は雲霞の如く充滿したれば、未だ頓に渡すべくもあらず、兩陣互に河を隔てて矢軍に時を移ししが、圓心の子律師則祐といふ者、此間に乗じて、只一騎岸を下に降り、手繩搔繰り渡さんとするを、父の入道圓心遙に見て、馬を馳せて其前に立塞がり、強ひて制しけれども律師聞かず。御方は僅に三千騎、敵は我に百倍せるに、急に戦を決せずして、敵に無勢を知られなば、戦ふとも利あるべからずと云ひさま、駿馬に鞭うちて川に入り、逆浪を起して游がせたり。之を見いる飽門九郎左衛門尉伊東大輔・河原林二郎・木寺相摸・宇野能登守國頼等五騎、亦續いて川に打入りける。飽門河原木寺等は、馬の弱かりしか、或は水に浮び、或は水を潛り、兎も角もして僅に川を渡しけるを、宇野と伊東とは、馬強かりけんか、一文字に流を截て渡りければ、六波羅勢見るより、尋常の者ならずと思ひけん、楯の端しどろに成て色めき渡る。赤松勢之を見て、前陣の御方討たせじと、三千餘騎齊しく川に打入てけり。桂川の激流も、此の馬筏の爲には、流石に暫く流を塞がれしといふ。六波羅勢は、未だ戦はざるに、此勢に怖れ、楯を捨て旗を引き、東寺を指して退くもあり、法性大路を遁くるもありて、其間二三十町の間は、捨てたる物具地に滿ちて、馬蹄の塵に埋没せりとか。而して此の大捷は、偏に五騎先登の功に依るものなりと、人みな感歎しあへる中にも、宇野能登守をば最も敬重して、爾來其名を言はず、稱して江川殿と呼べりとぞ。(豆州志稿)

伊東大輔先陣

江川殿

宇野氏は其先源爲義に出づ、爲義二子あり、兄を惟義といひ、弟を義春といふ。保元の亂後、二人共に關東に逃げ下り、後に兄は大内相摸守と稱し、弟は多多良五郎と稱す。源頼朝兵を起すに及び、兄弟之に従て功あり、賞を蒙る。時に義春は伊豆國江川庄を賜はれり。江川庄は後の葦山なり。義春江川に住し、三浦義

吉野朝時代

明の女を娶り、子孫相續ぎ、三代此に住して宇野氏と稱す。承久亂後、宇野太郎重範といふ者、紀州野上莊に移り、楠盛仲の女を娶り、三子を擧ぐ、嫡子頼重は野上孫三郎と稱し、次子頼俊は宇野三郎左衛門と稱す。而して三子重孝は左衛門太郎と稱し、豆州江川庄に居り、子孫終に江川を氏とす。重孝後に吉野朝廷に仕へ、軍に従つて功あり。重孝の同族に宇野五郎英房といふ者あり、其子七郎治種と共に、吉野朝廷に仕へて戦死せり。(豆州志稿)

或云、此に云ふ國頼は、江川家譜の國俊、武家功名記の頼俊と同一人なるべしと。

◇四年正月廿九日、建武と改元あり。

◇建武元年正月、先是、鎌倉已に亡ぶと雖も、遺孽尙ほ各地に存し、規矩・絲田は、筑紫に在つて逆徒を招集し、佐々目僧正は、河内の飯盛山に城郭を構へ、赤橋太郎は、伊豫の立烏帽子峯に據るなど、王化に服せざる者も少なからざりしが、飯盛の楠正成に、立烏帽子の土居將能に、筑紫の小貳大友に平げられて後は、東西全く靜謐に歸し、九州四國の者は大船數百艘に乗じ、東北の將士は步騎數萬打連れ、續々上落して京白河に充滿しければ、諸軍勢の恩賞は暫く延引すとも、先づ大功の輩の抽賞を行はるべしとて、新田・足利等、各、數國の地を賜はる中に、足利直義には遠江國、脇屋義助には駿河國を賜はる。(櫻雲記・南山巡狩録・大日本史・太平記) ○直義は左馬頭と稱し、足利尊氏の弟なり。尊氏歸順して後、兄を助けて畫策する所多かりしかば、此に至て此賞あり。直義の遠江守に任ぜらるるや、先づ願書を大登山秋葉寺に献じ、以て天下泰平を祈る。(遠江風土記傳) 其後、天皇の皇子成良親王の鎌倉を鎮め給ふや、直義は親王を助け奉りて鎌倉に到りしが、其後は、關東軍國の事、専ら直義の意に出で、復た進止を帝に取らず。帝初めより威權を武人に假すを欲し給はざりければ、之を見て始めて悔いさせ給へりといふ。(大日本史) ○脇屋義助は、兵部少輔と稱し、新田義貞の弟なり。兄を勸めて謀を決し、兵を擧げて鎌倉を襲ひ、其の巨魁を倒し大に功あり。故に此賞あり。鎌倉亡びて後、兄義貞と共に京師に入り、武者所となる。○藤原家信遠江權介に任ぜらる。(大日本史) ○三月廿七日、遠江國高部郷を、尾張孫三郎朝宣に賜ふ。但し先代より相續し來れる職を繼續したるなり。遠江國東方、高部郷總領職事、任本領、尾張孫三郎朝宣知行不可有相違者、天氣如此。悉之以レ状。

遠江守足利直義秋葉山

駿河守助脇屋義

高部郷

尾張朝宣

建武元年三月二十七日

式部 丞 (史料)

高部古墳 高部の大門といふ所に、一の古墳あり、明治の中頃、風雨の爲に露出せるを發掘したるに、鏡・刀・轡・管玉・曲玉・土器ありて、其の周圍に、埴輪の破片らしき物も見えたり。之を人類學會雜誌に見るに、上野國大室村の古墳より得たるものと、粗ぼ相同じといふ。今近傍の地名に徴するに、丸野・御殿・御門・北御殿・西門等ありて、古墳の在所を大門とさへ呼ぶなるに、昔より親王の墳墓と稱し來れる口碑も存すれば、由緒あらんといふ。○此月、詔して錢貨を鑄しめ給ふ。蓋し戰後朝廷の財帑給せざるに因るならん。

鑄錢の詔 詔 居、聖人之大寶、理究變通、天地之洪、規事沿革、察時制法。爰拘一途、國家有錢、其來尙矣。周武闢基、九府之圖法肇興、漢文隆業、四珠之形勢更彰。金錢之品、龜龍之類、象物雖區、同歸節用。本朝垂範上世、以來屢改官。文載傳管牘、所謂自天平寶字、至于天德、十有餘度、綿歷最

事蹟

吉野朝時代

一一一

乾坤通寶

詳。及近古求ニ之外聞、擅敷ニ俗間、官法如レ忌、頗違ニ彝典、復狂ニ政令。今以ニ新化、爲レ除ニ舊弊、始造ニ官錢。須ク下頒ニ天下、濟ヒ世便キ民。孰謂レ不レ爾。仍文曰ニ乾坤通寶、銅楮並用、交易莫レ滯。仁義所レ本、定樂厥成、告以ニ宸衷、若口大理主者施行。

建武元年三月

初倉庄

此詔に依て見れば、此時楮幣をも併せ發せられしを知るべし。(昆陽漫錄) ○七月十二日、遠江國榛原郡初倉庄内、四ヶ郷の地を以て、南禪寺に寄附せらる。

當寺領、遠江國初倉庄内、大井川以東、鮎河郷・江富郷・吉永郷・藤守郷等、所レ被レ付ニ寺家ニ也、致ニ知行ニ可レ被レ全寺用者、天氣如レ此、仍執達如レ件。

建武元年七月十二日

左 中 辨 (在側)

南禪寺明極上人御坊

(古事類苑・南禪寺文書)

上方郷

○九月八日、駿河國富士郡上方郷を、富士淺間神社に寄附せらる。綸旨に曰く、駿河國富士郡上方、所レ被レ寄ニ附淺間宮ニ也。條條任ニ請文ニ、致ニ仕家興行ニ可レ專ニ御祈禱者。天氣如レ此、悉レ之以レ狀。

建武元年九月

民部 大 輔

大 宮 司 館

護良親王
伊豆遠流

上方郷は富士郡高根庄に在り。五ヶ村之に屬せしかば、里人は上方五ヶ村郷といふ。○十一月三日、傳へ

云ふ。大塔宮護良親王を囚へて、常磐井殿に幽し、伊豆國遠流に決す。云云、結城判官・伯耆守等二人、命を蒙り捕へ奉る所なり。云云(大乘院日記目錄)是れ尊氏と廉子と、結託して讒する所なり。廉子は、宮の高名の、皇太子に害あらんを恐れ、尊氏は、親王の威名の、己が宿志の妨となるを忌みしに因る云云と。而して伊豆遠流は變じて、鎌倉幽閉となれるものか、終に伊豆には到り給はざりき。

大乘院日記目錄に云ふ、五月五日、大唐宮於ニ鎌倉・籠者直義息云云と、但し五月は十二月の誤か、十二を縦に連續すれば柱の如き形となり、殆ど五と異ならざるなり。

○十二月廿九日、今川心省、遠江國國府八幡宮領、中泉郷の守護檢斷を免除し、其狀を交附せり。

奉 免

國府八幡宮領

八幡宮領中泉郷守護使入部事

右所レ免ニ許ニ守護檢斷使入部ニ也。但於ニ大犯之輩出來者、任ニ傍例ニ、可レ令レ召ニ渡守護方ニ。至ニ少罪事者、可レ令レ停ニ止守護使入部ニ之狀、如レ件。

建武元年十二月廿九日

沙 彌 心 省 (和簡禮經)

中泉郷
安井莊
佛光禪師

中泉郷は古への豊國郷にして、見附宿の南に接す。而して八幡宮は見附・中泉の境に在り。又心省は、今川範圍の佛門に歸したる後の名なり。○此歳、足利直義、伊豆國安井莊を寄捨して、佛光禪師を追崇し、以て師資の禮を表すといふ。(豆州志稿) 佛光禪師名は祖元、南宋の明州、慶元府鄞邑の人。我が弘安二年北條時宗の請狀に接し、來て鎌倉建長寺に住す。因て時宗弟子の禮を執り、圓覺寺を建立して、師を開山とす。

事 蹟

一一三

吉野朝時代

弘安九年九月三日寂す。年六十一。弟子三百餘人。禪師温州に在りし時、兵難に値ひ、賊來て双を頭上に加ふるに當り、偈を唱へて曰、

乾坤無地卓孤節 喜得人空法亦空 珍重大元三尺劍 電光影裡斬春風

富士山久遠寺大番役の夫役

と、賊聞いて驚き且つ悔い、深く謝して去る。佛光禪師は、弘安九年示寂のとき、賜ふ所の勅謚號にして、後には圓滿常照國師といふ。○法華宗の僧日郷、一字を富士郡小泉に創め、富士山久遠寺と號す。日蓮宗富士五山の一なり。○當時、諸國の武士の大番役に供する者は、皆な毎五町に馬一匹、夫二人を該催するを許されしが、此時之を改め、百姓に課するを停め、皆な之を領主に課せしむ。是れ民の衰弊を救ひ給ふ、叔慮に出でさせられしものといふ。◇二年五月十二日、遠江國高部郷内の地頭職を、先に内親王家に附與せられしが、今又改めて、入道覺法の庶子に授與せらる。

高部郷

遠江國高部郷地頭職内、本間山城兵衛五郎入道覺法知行分田畠事。覺法庶子各別之間、賜_ニ綸旨御牒_一之由、就_レ令_レ申_レ之、自_ニ内親王家_一、被_レ出_サ御避狀_一畢、然_レ早_ク元、知行不_レ可_レ有_ニ相違_一之狀、如_レ件。

建武二年五月十二日

足利直義成良親王を奉じて駿河に至る

此に依て見れば、高部郷は、先に覺法の知行なりしを、奪て内親王家に與へられしに、今又覺法に與へられしが如し。建武の治已に整はざるか。○七月廿八日、左馬頭足利直義、成良親王を奉じ、鎌倉を逃れ出で、海道を西に奔りて駿河に到る。時に伊豆・駿河に在る先代の舊臣等、君父の讐を復するの心を以て、鋒を集めて激しく迫り來たれば、直義逃れんとするに逃るる能はず、防がんとするに防ぐ力乏しく、進退谷まりて爲

北條時行興る

す所を知らず、親王の扈從輩まで、無勢ながらも、武畧を運らして防ぎ戰ふ所に、駿河の人工藤入江左衛門尉といふ者、百餘騎を率ひ、馳せ來て御方に加はり、奮戦して敵を退けければ、直義纔に遁るるを得て、宇津谷を越え、遠江を過ぎ、三河國に馳せ付き、漸く人馬の息を休めたりとぞ。(梅松論)初め鎌倉の亡ぶるや、北條高時の弟四郎左近大夫泰家、家臣諏訪三郎盛高の、戰敗れて歸來るを見、潛に口を耳にして、謂ひて曰く、「縦ひ相摸入道天に違ひ人に背きて亡ぶとも、數代積善の餘慶盡きずば、争でか廢れたるを興す者なからん。我は深く思ふ所ありて、今慌しく此處には死せざるべし。汝も須らく深く慮りて、死を急ぐべからず。山に隠ると敵に降ると、汝の意の儘なれども、暫く跡を晦まして、龜壽を忍ばせ、再び時の至るを待つべきなり」と。龜壽は泰家の姪にして、高時の子なり。盛高曰く、「臣命を惜むにあらざれども、君の命あれば何ぞ敢て死せん。請ふ死生以て郎君の爲にせん」と。起ちて扇ヶ谷に至り、二位局に謁して曰く、「大君已に待ち給ふらん、速に往いて與俱にし給へ」と。進みて龜壽を懷き取り、鎧上に負うて走り出で、迹を潛めて行く所を知らしめず。終に信濃に走り、諏訪祝諏訪頼重に頼る。(大日本史)龜壽後に名を時行と改む。

此時に當て鎌倉には、足利直義、成良親王を助け奉りて、専ら東國の成敗を司ると雖も、法令依然として舊弊を改めず。京師も亦諸政未だ整はず、文武の諸臣心相協はず、人心自から穩かならざりしかば、西園寺大納言公宗といふ王臣まで、潛に北條氏の回復を謀り、泰家を京師に招きて名を時興と改め、且暮謀議を凝らし、素志を成さんには此隙に乗するに如かずとなし、因て又潛に時行に命じて、兵を起さしめ、東西相應するの謀を運らすに至れり。公宗の謀成るに垂んとして破ると雖も、此事尚ほ其迹を絶つに及ばず、京師に

吉野朝時代

て敗れたる平家の餘類は、皆な東北諸國に逃げ下り、再び事を擧げんと謀りける。此に於て諏訪參河守・工藤四郎左衛門、其他三浦・葦名等、宗徒の大名五十餘人來り助け、相謀りて相摸次郎時行を奉じ、兵を擧げんとす。(豆州志稿・池澤厨)之を聞いて伊豆・駿河、さては武・相・甲・信の士の、北條氏の恩顧を蒙れる者、争ひ附かずといふことなく、忽ちにして集るもの、五萬餘騎とぞ聞えける。因て時行は之を率ひ、直ちに進で鎌倉を衝く。直義即ち將士を遣はし、井出澤に防戦せしめしかども、宗と頼みし三浦了春・長沼榮通等は、戦はずして降り、澁河・小山の二將は、一戦の下に討死して、勢敵すべくも見えざりける。因て直義は親王を奉じ、千壽丸を具し、潜に旗を卷いて逃れしを、敵は之を見て、此の一戦に殲滅せしめんと、勢を盡して逼り來りければ、直義殆んど免れざらんとす。然るに宗徒の兵の多くが、生を棄てて防戦ひし程に、纔に隙を得、逃れて海道に出で、(南山巡狩録)駿河國入江莊の邊までは、到るを得たるなり。(太平記・元弘日記・大日本史)

入江莊
入江町

入江莊は有渡郡に在り。村落凡そ四十餘を包有せる大庄にして、今も江尻に入江町あるは、其の庄名の存せるものといふ。此所極みたる難處にて、一夫路に當れば、萬騎も過ぐる能はざる趣なれば、直義此に到て心に思へらく、「若し今豆・駿の軍勢心變じて、此處を扼することもあらば、我軍遺類なからん」と。而して士卒も亦皆な同じく危惧してければ、直義萬策竭きて僅に一策を得、辭を卑うして地頭を頼むに如かずと爲し、特に使者を地頭の許に遣はし、一向に其力に頼て西上せんといふ。地頭は名を入江左衛門尉春倫といふ。春倫此に於て、一族郎黨を集めて議して曰く、「今足利左馬頭の使者來て、偏に援を乞ふあり、之を處する」と如何」と。衆皆な曰く、「關東再興の時に至れり、速に左馬頭を討つて、相摸次郎の陣に到るに若かず。此

入江莊地
頭左衛門
尉春倫義
に依て直
義を助く

事何ぞ多言を要せん」と。春倫首を傾くること須臾にして曰く、「凡そ天下の勝敗は、固より我輩愚蒙の豫め知るべき處にあらず。故に一時の勝敗利鈍は、以て我が向背を決するに足らず、斷は唯義如何に在るのみ。熟義の向ふ所を按ずるに、我が入江莊は、譜代相傳の所領にして、春倫に至りて已に十三代なり。然るを近年に至り、相州禪門宗鑑、故なく押領して還さず、終に其の滅亡に至れり。然るに皇家一統の御代と成つて、法勝寺上人信堯の請に依り、速に綸旨を下し賜はり、再び安く一家を養ふを得るは、是れ人みな蒙る天恩の上に、復た一の重恩を重ねたるにあらずや。然らば如何ぞ其の敗走の弊に乗じて、不義の利を貪るべけんや。但し我は一の足利左馬頭を援けんといふにあらず、唯、皇軍の爲に、一芥の誠を致さんと欲するのみ。然れども人各、見る所を異にすれば、我敢て諸子を強要せず、宜しく其心に從て、其の進退を決すべし。而して春倫に在ては、假令一人なりとも、宮方に赴きて、討死せんと欲するなり」と、席を蹴て起つ。一族郎黨等之を聞き、共に其言の理あるに服しけん、共に火を放ちて家を火き、兵百餘騎を率ひ、興津に御座ありと聞えし、成良親王の御迎に出立ちけり。(大日本史・梅松論・太平記)

初め直義酒勾宿にて、敵の追撃を被り、鹽嶋三郎堯久・八條四郎守宇等の戦死するを見、大に恐れて、宮を御馬に乗せ奉り、自から鑊を取り、宗徒の吉良左衛門佐滿義・上杉伊豆守重能・細川兵部少輔顯氏・舍弟卿律師定禪・高美作守師秋・仁木次郎四郎入道行應・同民部大輔義仍・洞六郎忠長父子三人等に護られて此に至りしが、今春倫の來迎ふるを見、隊列を更むるにも及ばず、直ちに馬を進めて手越に到り、將士は狗庭原上手越の戦りて陣し、宮は手越宿の陣に入らせ給ふ。是れ昨廿七日の事なりき。然るに此日の黎明に至り、多湖・興津・

吉野朝時代

清水實宗
勇戦

護良親王
弑せらる

由井・蒲原・世戸・湯原以下の駿河勢等、雲霞の如く集り來て攻寄せければ、細川兵部少輔顯氏・卿律師定禪・同舍弟彌四郎・仁木次郎義良・八條左近大夫義言・中金孫次郎季通・賀子十郎義俊以下、馳せ向つて拒ぎ闘ふに、定禪俄に舍兒顯氏の前に進み出で、大長刀を横へながら下知して曰く、「敵は大勢にして我は小勢なり、敵に後を圍まるるな、笠符に見て勝負を決せよ、定禪後に續きたり」と、言ひさま四方へ斬り旋り、若干の大勢を追散らしけれども、己も亦數創を被りければ、わざと勝鬨を作つて退き、暫く人馬を憩はせけり。須臾にして駿河勢大舉して、又攻寄せければ、上杉伊豆守・高五郎左衛門等走り出で、今度は我輩乞ふ當らん、子等姑らく縦覽せよと云ひつつ進めば、佐竹・石堂等また續く。是より兩軍の諸隊、先を争て進出で、入り亂れて混戦となり、追ひつ返しつ、馬煙立てて攻め戦ひしが、爰に清水五郎左衛門尉實宗といふ者あり、自から名乗つて馬を出だし、鎧の脇立を腹に當てて馳せ廻れり。之を如何にと見るに、馬は前足を切折られたれば、三足にて歩ませ、身は左頬を耳後に懸けて切られ、左の上胸を突かれ、鮮血を面に注ぎ、粟生六郎入道道機に助けられて戦ふなりけり。直義は之を見て、其の勇壯に感じ、己の敗軍を忘れて、是れ一騎當千なりと稱したりとか。斯くて直義は、此の危急を免れ、間に乘じて宇都之山を越え、海道を西に奔り、參河國八橋に到りて陣を取り、暫く汗馬の足を息むるを得て、京都へも早馬を發したりといふ。(櫻雲記、後鑑、梅松論、金勝院本太平記、大日本史) 聞く、此時護良親王鎌倉の土窟に於て、淵邊義博の爲に弑せらると。大乘院日記目錄に云ふ、

八月廿六日、將軍宮弁直義、自鎌倉没落、其次、大唐宮奉殺害云云、淵邊甲斐守息依直義下知也、

則相摸次郎時行亂入鎌倉云云

嶽南三州
の人心
豆駿は北
條遠州は
官軍

○當時嶽南武士の向背を按ずるに、大井川を境界として、東部駿・豆には、元より北條氏の領地、並に宗徒の士多ければ、北條氏に服従する者最も多く、西部遠江には、唯、時の幕威に壓せられて、止むなく服したる徒多く、且つ道里も鎌倉には稍、遠ければ、北條氏に信賴するの念は、自から淡かりしなり。故に一朝其威衰ふるに及ばば、また之を助けんなどの心は無かりしなり。況んや遠州の皇化に霑ふことは、昔より駿・豆の比にあらざるをや。是を以て當時遠州の士は、新田・足利二氏に屬せし者、最も多かりしなり。大居城主天野經顯の如きは、先に新田氏の軍に加はりて、鎌倉を攻め、後に足利氏の軍に合して、勢多に戦へるに見ても、遠州人の、心の向ふ所を知るに足らん。但し天野氏の、新田・足利二氏に屬せしを見て、直に反覆貞志なしといふ勿れ。彼の二家未だ交を絶たざるのみならず、天野氏は唯、皇室の爲に盡すに、便なる所に屬せしのみ。皇家の爲に盡すを得ば、新田・足利何ぞ選ぶに足らんとは、蓋し當時天野經顯の心意なるべし。天野經顯は、茲年正月以來足利氏に屬し、近畿に功を立つること少なからず。經顯は、先に自から戦功を記し、足利直義に送りて、其の證明を求むる所ありしに、此月に至り、始めて其の證明を與へられたり。

天野周防土用丸代、同安藝八郎景光申、勢多合戦事、親父七郎左衛門尉經顯、屬于當御手、馳向最前、去自正月一日、到二十一日、連到合戦堅固、毎日橋爪於高矢藏、抽軍忠之條、今川五郎入道御見知畢、其上於軍陣、無其隱上者、賜御證判、爲備後證、恐恐言上如件。

建武二年七月

大休寺殿

判 (源經義書)

事蹟

二九

天野經顯
の功名

吉野朝時代

三〇

東軍橋本に陣す

大休寺殿は足利直義なり。○八月七日、鎌倉勢の先鋒、遠江國佐夜中山を越えて、橋本驛に到り、要害に據て陣す。其兵數萬原野に充滿せり。是より先、直義の敗報京師に達するや、朝議足利尊氏を征東將軍に任じ、(櫻雲記)時行追討の勅命を下さる。尊氏此月二日京師を發し、參河に到り、(南方紀傳)直義を見て、關東征伐の事を議するに、遠參以西の兵の、馳集る者凡そ五萬といふ。相摸次郎時行鎌倉に在て、之を聞きて曰く、「源氏は若干の大勢と聞ゆるに、徒に敵の到るを待ちて、我軍の氣を勞せしむるは、策の得たるものにあらず。且つ先ずれば、人を制すと聞く」と。則ち名越式部大輔を大將とし、東海・東山兩道の兵を率ゐ、(南山巡狩録)西上して橋本に至らしむ。其兵凡そ三萬餘騎といふ。(後鑑・大日本史)

足利尊氏東下日次

足利尊氏東下日次

二日野路、三日四十九院、四日垂井、五日同宿逗留、六日下津、七日八橋、八日渡津、九日橋本合戦有之、十日池田、十一日懸河、十二日小夜中山合戦在之、十三日藤枝、十四日駿河國府合戦在之、十五日蒲原、十六日伊豆國府、十七日箱根合戦在之。十八日相摸川合戦在之。十九日鎌倉下着、辻堂、片瀬川合戦在之。

合戦次第

九日、於橋本合戦在之、千田太郎・安保丹後權守等、兩人懸先、高名之間、則浴恩賞了。十二日、小夜中山合戦、分取高名人數。

今川式部大夫入道・佐佐木佐渡判官入道・宇都宮參河權守・宇都宮遠江前司・同兵庫助・長井治部少輔・凶徒

大將備前新式部太夫入道(佐竹上總入道打取之)、同侍大將宇都宮能登入道(天野一族等打取之)參降人了。

十四日、駿河國府合戦、分取、高名、人數。

上樞藏人修理亮・細河阿波守・高尾張權守・大高伊與權守・高豐前權守、此外數輩在之、高橋・清見關合戦、同前、其夜興津宿逗留、凶徒大將尾張次郎自害、鹽田陸奥八郎、並侍大將諏訪次郎等生捕了。

十七日、箱根合戦、分取、高名、人數。

一所、水飲、長井左衛門藏人、並佐佐木佐渡判官入道等、高名頸取輩在之、不知名字一同、葦名河上、大須賀左衛門尉、懸先取頸了、頸取輩在之、不知名字一同、太平上、武藏國住人大領五郎左衛門尉以下、一黨高名一同、湯本・地藏堂・片山兵庫以下、御方數輩被疵了。云頸云生捕、數輩在之、當所爲宗之合戦也、凶徒大將三浦若狹判官、今夜小田原上山野宿。

十八日、相摸川合戦、今夜十間酒屋、上野宿、御方打死人數。

今川式部大夫入道、小笠原七郎父子小笠原彦次郎父子、佐佐木壹岐五郎左衛門尉、二階堂伯耆五郎左衛門尉、同舍弟七郎、松本小次郎氏貞、此外流河死者、數輩在之。

十九日、辻堂、片瀬原合戦、御方打死人數。

三浦、葦名判官入道・子息六郎左衛門尉・土佐壹岐五郎・土岐伯耆入道孫、(兵庫頭・同舍弟)味原三郎・佐佐木備前前司父子・大高伊與權守・味原出雲權守、此外數輩雖在之、不知名字、降人、於清見關參、

事蹟

三一

吉野朝時代

千葉二郎左衛門尉・大須賀四郎左衛門・海上筑後前司・天野三河權守・伊東六郎左衛門尉・九六郎・奥五郎・
諏訪上宮祝三河權守頼重・法師於大。(足利亞相關東下向宿次)

橋本驛の戦

阿保丹後守濱名湖を渡りて敵後を襲ふ

佐益中山の戦

名越式部大輔戦死

鎧塚

○八日、足利尊氏、關東勢の橋本に支ふるを聞き、謀て曰く、「六韜の十四變に、「敵長途を經來らば急に撃つべし」と、是れ太公の武王に教へし兵法なり。機失ふべからず」と。今日卯刻、橋本へ平氏の陣に押寄せたり。平氏も固より期する所なれば、少しも驚かず、將士心を一にし、必死となりて戦ひければ、兩軍とも乗すべき隙もなく、入替り入替り戦ひて、相當ること、既に三十餘ヶ處に及べども、未だ勝敗の機だに見えず。時に西軍の先鋒の士に、阿保丹後守といふ者あり。潜に濱名湖を渡して、東軍の後に、急に其の後陣を突きければ、後陣先づ亂れて、前陣また支へ難く、遂に全軍崩潰して收集すべからず、軍を引きて佐野中山に支へたり。阿保は此戦に、奇策を回らして奇捷を得しかども、身亦大傷を蒙りければ、二將感歎の餘り、其賞として、家督阿保左衛門入道道潭が跡を領せしむ。士の之を見る者歎じて曰く、「命を惜みて功なくば、長く生くとも何かせん。傷を恐れて後に在らば、五體全しと雖も亦要なきなり」と、皆な進みて死せんと欲す。是より西軍は勢に乗じて東下し、仁木・細川の諸將は、衆に先じて進み、命を義に輕じて、佐野の中山に逼りたり。平家の陣にも、諏訪祝部等、身を恩に報じて防ぎ戦へば、容易く破るべくもあらず。兩陣互に勇氣を鼓して戦へば、終日戦つて勝敗未だ決せず。然るに平家の大將名越式部大輔、今川頼國に討たるるに及びて、(南方紀傳)平家また破れ、(今川記・七卷冊子)東走して駿河に入る。今佐野中山の驛路中、路傍の林中に鎧塚といふあり、(掛川志稿)若くは名越式部大輔の塚にあらざるかといふ者あり。平家は、駿河に入

北條時行

脇屋義助の妾小菊

足利尊氏の淺間社寄附

入て後、江尻に支へ、高橋に防ぐと雖も、何れも長く保持する能はず、箱根・水飲峠へ退きしが、是より尚ほ數度の戦に、三萬餘騎の兵ども、或は討たれ或は傷き、僅に三百餘人と成りければ、諏訪參河守等、宗徒の大名四十三人、大御堂の内に走入り、枕を同うして自殺せり。尊氏鎌倉に入て後、その屍を檢するに、皆な面皮を剥ぎたれば、何れを何れと分ち難けれども、相摸次郎も此中に在るべしとて、(櫻雲記)見る者哀を催さざるはなかりき。然れども同じく面皮を剥くを以て、相摸次郎を死せりとのみは、思ふべからざるにや。今度尊氏の東下するや、遠江其他東國に在る、新田氏一族の所領を、悉く沒收して、己が部下に分與しければ、義貞之を聞きて大に怒り、己が分國なる駿河・其他、上・越・播等の内にある、足利一族の知行を悉く押へて、又己が家人に分與せりといふ。(後鑑・梅松論・太平記・南山巡狩録・難太平記・大日本史)○駿河國庵原郡小瀬村の長に、某といふ者あり。其女を小菊といふ。父早く死して母に養はれ、成長するに及び、容姿頗る鮮麗なりしが、義貞の弟脇屋義助、去年此國を領するや、召して妾となし、深く之を寵せりといふ。○九月廿四日、初め足利尊氏、征東將軍の命を蒙りて、關東に下るや、既に天下の權を得たる心して、行く行く賞罰黜陟をなして憚らざりしが、此日また、駿河國富士淺間宮に土地を寄附し、己が武運長久を祈請し、而も御教書の例を用ひたりといふ。書に曰く、

寄進富士淺間宮、遠江國石野彌兵衛入道跡事。右爲當社領。守先例、可致沙汰者、奉寄之狀、如件。

建武二年九月廿四日

源朝臣

事蹟

吉野朝時代

○十一月十日、足利直義、遠江國山名郡不入斗の地を、同郷の富士浅間宮に寄せて社領とす。

富士浅間宮

不入斗村の富士浅間

遠江浅間富士不入斗計安間源六郎源七 同家一事 吉良右衛門二郎入道等跡

右爲ムス當社領、守リ先例ヲ可レ致シ沙汰ニ者、奉ル寄セ之狀、如シ件。

建武二年十一月十日

源朝臣

高師泰鷲坂に陣す

源朝臣は足利直義なり。富士浅間宮は、今も袋井町の東十數町、東海官道の北に沿うて小社あり。富士浅間社といふ。是なるべし。○廿五日、此夜足利尊氏の將高師泰、大軍を率ゐて、三河矢矧より走り來り、遠江國鷲坂に陣す。鷲坂は又匂坂とも向坂とも書す。遠江國豊田郡に在りて、當時の驛路なり。先是、足利尊氏鎌倉に在り、表を奉て新田義貞を罪狀して、之を討たんと請ふ。義貞之を聞きて亦表を奉り、尊氏の八大罪を數へて、之を討たんと請ふ。此に於て朝議あり。坊門清忠の言に従ひ、宣旨を義貞に下し、尊氏を討たしめ給ふ。

大乗院日記目錄に云、十月〇日、尊氏訴狀到來、十一月〇日、義貞申狀到來、十日、尊氏叛發ハル、十九日尊氏追罰宣下、義貞給ヘ之ヲ、一宮・中務親王尊良・東八箇國守護云云。大乗院宮・彈正尹宮・洞院實世・持明院入道・蘭中將基隆・二條少將殿・信濃以下七萬騎出陣、廿三日、直義朝臣以下自リ鎌倉責上メ、(六千餘騎)廿七日、於三河國八橋橋東之宿。(廿六日矢矧云云)

義貞即ち、一族郎黨及び外様の兵、凡そ六萬七千餘騎を率ゐ、威風堂堂として東海道を下る。尊氏鎌倉に在

足利尊氏反

りて之を聞き、初は大に驚愕悔恨するもの如く、弟直義の之を逆へ戦はんとするをも聽かず、敢て恭順の意を表し、謹みて罪を待たんといひしが、後佐佐木高氏・上杉憲房・細川和氏等の、直義が議に賛し、連りに之を勸むるに及で、尊氏又止むを得ざるもの如く之に従ひ、遂に兵廿萬七千餘騎を發し、義貞を防がしむるに至りぬ。(大日本史) 此に於て、左馬頭直義を將とし、越後守高師泰を先鋒の將とす。師泰先づ發して參河に至り、矢矧東宿に陣せしが、此日卯刻、新田義貞來り攻め、二家の箭合始めて開かれたり。然れども此日は、終日小戦のみにて日暮れければ、本戦は明日に在るべしとて、鎌倉勢も河東を占めて陣せしが、一日の戦況に鑑みてなるべし、夜に至て軍を抜き、潛に鷲坂に奔りしなり。(後鑑)

遠州の東海道

當時の海道は、西橋本より舞澤に至り、曳馬・池田を経て、鷲坂に達し、上野原即ち一言坂を経て、見附に出で、懸川より佐野中山を越え、初倉より大井川を渡り、駿河國に入る。

鷲坂の戦

義貞は、早くも東軍の遁走せるを知り、後を躡して又鷲坂に到る。此時に當て、宇都宮・仁科・愛會伊勢守・熱田攝津大宮司等三千餘騎、馳せ至て新田勢に加はりしが、此輩先に期に後れ、矢矧の戦に會せざるを憾とせしかば、到る直ちに敵陣に押寄せ、矢戦の迂を用ゐず、短兵急に敵に薄るに、鎌倉勢は已に三河に敗れて、浮足となりたる時なれば、固より支ふべき勇なく、忽ち敗れて東走せり。(七卷册子・太平記・遠江風土記傳) 然るに會、足利直義三萬餘騎を率ゐ、上杉重能・上杉憲顯等と馳到りければ、(南山巡狩録) 東軍これに力を得、兵を收めて手越に陣す。一に今見村に陣すといふ。異名同所か。(梅松論・大日本史) ○十二月五日、新田義貞は、矢矧・鷲坂にて、降人に出でたる勢を併せ、凡そ八萬餘騎の大軍を率ゐ、手越河原に莅みて敵勢を窺へ

手越河原の戦

事蹟

吉野朝時代

三六

ば、新に兵の加はると覺えて、思ひしよりも、多勢なりとは見たれども、さりとして恐るる色もなく、好し縦ひ何百萬の勢加はるとも、已に沮喪せる敗軍の士卒の半ば居るうへは、之を破るに何かあらん、唯懸けに懸けて試よといふ。之を聽いて脇屋右衛門佐義助・千葉介・宇都宮等六千餘騎、手越河原に押寄せれば、東軍も之に應じて立ち上り、西に渡り東に渡され、午刻の始より、酉刻の下りまで、凡そ十七度まで、入亂れて戦ひける其状は、實に凄まじきものにて、人馬の馳する足音は、百千の雷の、地に落ちたるにも似たるべし。劍戟の閃めく光は、秋夜の電の、四方に輝くにも似たるべし。此の激戦に、戦死・負傷の數は、數ふべくもあらざりしが、漸くに日暮るれば、兩軍戦を收めて人馬を憩はしめ、河を隔てて篝火を焼き、相持して未だ闘はず。五日の月の山に隠るるを待ち、義貞は究竟の射手を選抜し、木蔭藪蔭より、敵陣近く忍び寄り、敗兵の屯所と思しき後陣に向ひ、矢次ぎ早に込矢を射しめければ、東軍は此の雨の如き矢に周章騒ぎ、一箭の返しをもせで奔潰せり。前陣新募の兵は、固より死を顧みざる勇士なれば、之を見て、返せ返せと叱咤すれども、潮の如く崩れ立つたる勢の、鎮むべき策もなく、共に引かれて遁げ去りけるに、東軍は終に總崩となり。大將足利直義之を見て、進退度を失して爲す所を知らず。細川郷房其の逃るべからざるを知り、來て自殺を勧むる折しも、淵邊義博進み出でて曰く、「臣當に此に死すべし、請ふ君自から決する所あれ」と、因て一騎敵中に入て死す。尋で鹽瀬資忠・肥前守盛經入道、其他今川も名兒耶三郎入道も討死せしかば、(櫻雲記)直義ますます窘迫爲す所を知らず、刀を抜いて將に自から刺せんとす。今川心省傍に在り、走り寄つて之を止めて曰く、「是れ未だ自殺あるべき處にあらず、暫く退いて御方を集め、靜に後圖をなし給ふべし」と、轡

直義逃る

を取つて馬首を回しければ、馬廻りの人人も、同じく馬の尻を打つ。馬は打たれて、直義を乗せて東に馳せ去る。後には心省獨り止つて、敵状を窺ふに、夜も漸く深け行きて、敵の慕ひ來る趣もなければ、又走て直義に興津宿に追及し、(南方紀傳・難太平記)終に鎌倉まで遁走せしが、武家の輩多くは途より逃げて、官軍に屬しければ、(南方巡狩録)直義は、僅に身を以て逃れたるのみ。(今川記)之に反して義貞は、戦ふ毎に勝ち、威風東海の草木を靡かし、隊伍肅肅として、伊豆府に著きければ、遁げ遅れたる東國兵の中には、或は伴七郎資忠・佐佐木貞満の如く、戦死せし者無きにしもあらざれども、弦を巻き胃を脱ぎて降人となるもの多かりき。爰に宇都宮遠江入道といふ者あり。元より總領宇都宮の官方に在りければ、求めて其陣に至り、縁りて官軍に降れり。又佐佐木佐渡判官入道高氏は、接戦數合にして、數ヶ所の重傷を負ふのみならず、舍弟五郎左衛門滿貞の、憐にも主従悉く戦死し盡きしを見、轉た感慨に堪へざるものありけん、今は戦ふべき勇氣もなければ、暫く降伏して散兵を收めてんと欲し、是も義貞の前陣に至て降を請へり。但し此人は、箱根の戦に忍び出でて東軍に到れりといふ。兩軍の勝敗此の如くなれば、此時官軍もし足を止めず、破竹の勢に乗じて追躡したらんには、敵は鎌倉にも支へ難からんを、大將義貞其策に出でず、今は力を用ゐずして、東國勢悉く降らんすれば、閑に東山道の搦手の到るを待たんと、曠く伊豆府に逗留しけるこそ、賊を再起せしめて、大敗を招く基とはなれるなれ。寔に天命とは云ひながら、亦兵機を知らざる責は免るべからじ。況や尊氏は鎌倉淨光寺に在り、煩悶措く能はず、遁世出家せんとせしを、直義の切諫によりて、纔に志を翻し、再び義貞と死を決せんと、奮起したる事實あるをやと論する者あり。是れ成敗の迹を見ての論なれば、深く稱

義貞兵機を失す

事

蹟

三七

吉野朝時代

淵邊義博
大塔宮を
弑す

するに足らざれども、官軍を思ふ心の、至情に出でたる論なれば、亦強ち捨つべきにもあらず。且つ義貞の失は常に此に在るをや。後京師の大捷に、尊氏を九州に窮追せざるは、義貞其過を再びしたる者と謂ふべければ、此論の益、捨つべからざるを覺ゆるなり。(後鑑・太平記・梅松論・七卷冊子・大日本史) ○淵邊義博の手越に戦死するや、官軍の將士之を評して曰く、「彼の淵邊こそ、實に大塔宮を弑し奉りたる者なれ、未だ中陰の日を幾何も經ざるに、早くも凶刃に斃れしこと、罪惡の報といふべし、(櫻雲記) 豈に恐れざるべけんや」と。今その故を案するに、初め直義の鎌倉を逃れ出で、山内を過ぐるや、先づ大江時古に命じ、將軍成良親王を抱き奉りて上洛せしめ、(南山巡狩録) 然る後、淵邊伊賀守義博を召して曰く、「御方無勢にして、一旦鎌倉を退くと雖も、遠江及び參・尾・濃等の勢を催さば、相摸次郎を滅さんこと、踵を回らすべからず。但し終始當家の驕となるべきは、兵部卿親王なり、勅許は無けれども、此序に失ひ奉らばやと思ふなり。汝是より急ぎ歸つて、刺殺し進らせよ」と。(南方紀傳) 淵邊謹みて命を奉じ、主従七騎途を反し、藥師堂谷東光寺の牢御所に到る。時に宮は燈を挑げて、讀經して御坐しけるが、淵邊の戸外に輿を据ゑて、御迎に至りたりといふを聞き給ひ、汝は我を失はんための使なるべしといひさま、淵邊が太刀を奪はんと走り懸らせ給ふ。淵邊之を見て太刀を取直し、御膝の邊を甚だしく打ち奉る。宮は下俯に倒れ給ふ。再び起き上らんとし給ふを、御胸に乗り懸り、御頸を搔かんとしければ、宮御首を縮めて、刀の先を堅く呀へさせ給ふ。淵邊奪はれじと、引合ふ程に、刀鋒寸餘折れてけり。乃ち脇差を抜いて、御胸を刺し奉ること二刀、宮の弱らせ給ふを見、御髮を掴み、引擧げて御頸を搔き落す。仍て牢前に走り出で、幽かに光る月影に透し見れば、尙ほ刀鋒を合

みましましたし、怒れる御眼生けるが如くなれば、斯る頸をば、主には見せぬものぞと、側なる簀中に投げ捨てて歸りけり。其後宮の御頸をば、常に牢御所に近侍し奉りし、南の方といふ女房拾ひ上げ、理致光院の長老に請ひ、葬禮の事を營み奉り、體て自から御髮を落し奉り、奉じて以て京師に上れり。云云(太平記)

大塔宮北
遷説

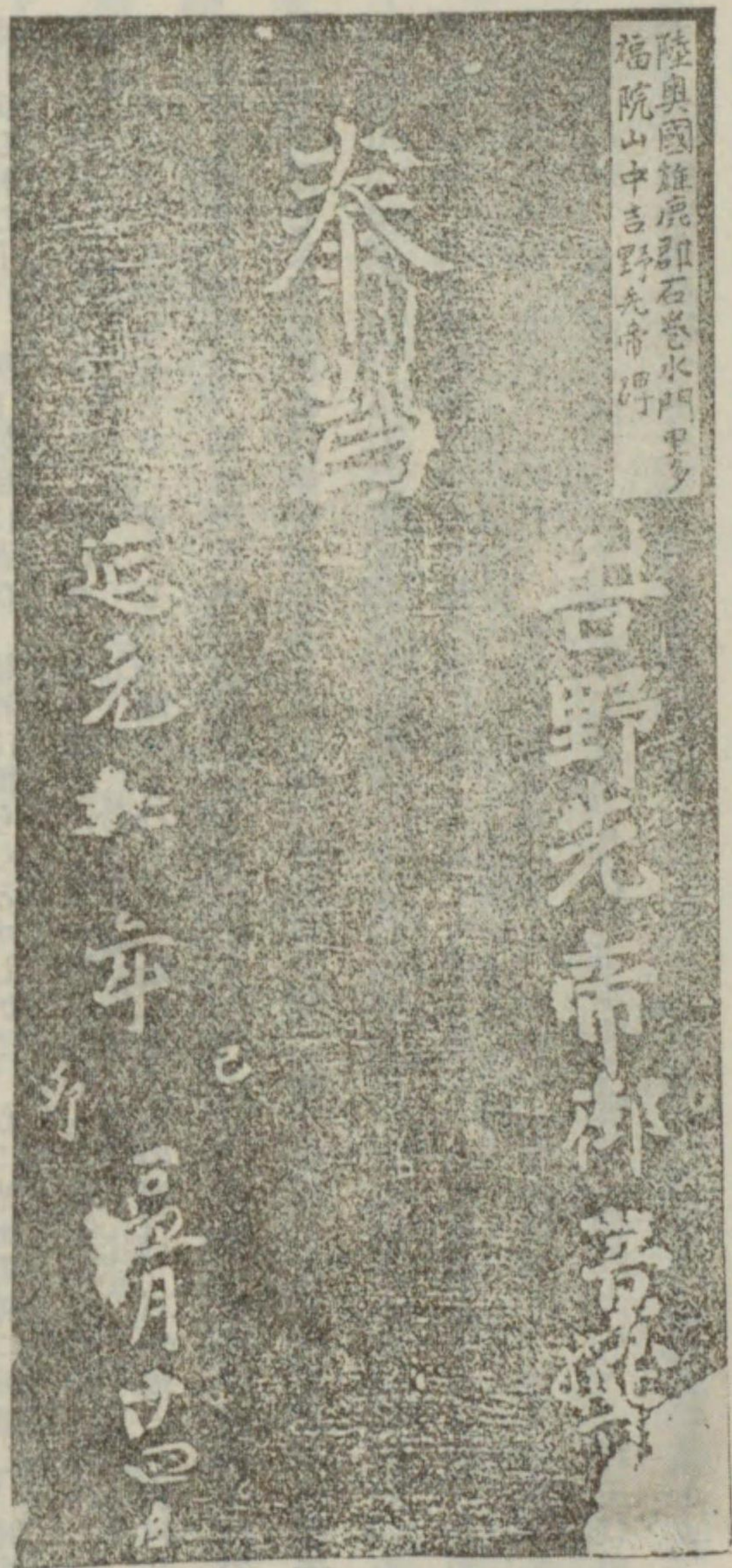
一説、大塔宮護良親王は、淵邊伊賀守義博に奉ぜられて、鎌倉を逃れ出で給ひ、常陸國水戸邊より船に乗らせられ、北に向ひ給ひしに、海上暴風に遇ひ、船將に覆らんとせしかば、心に熱田明神に祈願し、何地なりとも上陸せしめ給はば、其地に一社を建立せんと誓はせらる。暫くにして一帶の青山を、水天縹渺の間に望みしが、是れ牡鹿半嶋なりき。因て此に向つて船を走らせ、辛うじて上陸せられしが、是れ北上川の河口、石巻湊の一漁村なりき。因て其の沿岸に熱田神社を建てさせ給ふ。風雨幾百年、社殿は甚しく朽壞したれども、今尙ほ松林中に熱田社の鎮座ましますは、其の遺蹟なり。而して親王は此に坐ますこと凡そ十年、回天の大業に御心を碎かせられしが、天運未だ回り來らず、終に病を以て薨せさせ給へり。されば其の御遺蹟と稱すべきもの數多あり。△石巻港多福院境内の、「吉野先帝」と記せる石碑。是れ親王の、御父後醍醐天皇の菩提の爲に建てられしものと傳ふ。△鳳皇場と書せる額。此額は、元多福院に入る所の一小山門の前頭に掲げしものにて、皇居の鳳凰場に對し、同音の一字を換用し、親王の寓所を意味せしものといふ。△一皇子神社。多福院の附近、牧山の麓にあり。是れ親王を祀る御社と御陵とにて、親王は第三皇子に渡らせらるれども、其の御賢明を稱へ奉りて、一皇子神社と稱し奉ると。△地名に、御所入・御棲居等の名あること。△斷碑の多くに、南朝の年號を記したること。△淵邊等の子孫の今に存すること。△菊章御旗、同地日野氏の藏する所にして、丈凡そ九尺、幅凡そ八寸、絹地に藍色の染抜なり。而して日野氏は、親王に扈從の朝臣ならんと。△後醍醐天皇薦福碑は、親王自から刻みて建てられしと傳ふれども、極めて齷末なる自然石にして、文字苔蒸して明に辨じ難しといふ。△明治十三年撰、高辻侍從の碑あり。

吉野朝時代

四〇

此説にして信ならば、淵邊義博の手越にて戦死したるは誤なるべし。

又一説、奥州伊寺水門に、皇子大明神といふ一社あり。本社は一堆のうへにあり。八枚敷もあるべし。周圍石垣にて、上は芝生なり。巖然たる古陵なり。其邊に多福院とて一寺あり。境内に先帝碑とて古碑あり。延元年の文字あり。この文字集古十種にも出でて、いかにも故ある趣なれば、院主にあい、社の事を問ふ。は大塔宮の御陵にて、やがて其上に



社をたて、前に拜殿をすま、昔より氏神とす。我寺は則宮の御菩提所なりといふ。ゆかしくてその故事を尋ねるに、元弘のむかし、直義より、淵邊等をして、弑し奉らしめむとせしとき、淵邊等害し奉

らずして、主従七騎御供申し、此地に隠し奉る。則今其七騎の血孫、聯綿として郷士の如くにて、田島をつくり、世を渡る。幸に此近邊なれば、其者共にもあひて、事蹟をよくききたまへといはるるに、直に其家を尋ねゆきて、問ふに、疑ふべくもなく、宮を守護して遁れし人人なり。其名前下のことし。

淵邊、日野、日下、平家、福原、鈴木、熊谷。淵邊は、先年死絶えて血孫なしといふ。

此の人人は取原小路といふ所に住し宮御召の草鞋や、御膳の土器・刀劔類、數多祕藏ありとぞ。又此御社の後のかた、

四方山にて其間要害の地なり。これを隠里といふ。此所に御館を建て、生涯をおくらせたまひよし、此社のあたりを、御所が入といふとぞ。云云。弘化四年春豊前四日市の醫師、渡邊明東國遊歴談(後舍漫筆)

藍澤の小

大友左近
將監賊に
内應

尊氏行實

二説相助けて、事實の真相を明にするものといふべし。○十日、辰の一點、一宮尊良親王は新田・脇屋を大將として、足柄明神の南なる野に控へさせ給ふ。此時鎌倉の先陣は、山を下りて竹の下に至り、野山へ打上らんとて来りければ、終に坂の下にて、合戦となりぬ。暫くにして官軍支へず退くを、鎌倉勢勝に乗じて追跡し、三十餘里を馳せて、藍澤原に逼る。官軍止まりて防戦ひしが、數百人の討死ありしかば、又退いて駿河に入りて、佐野山に陣す。時に官軍の部將に、大友左近將監といふ者あり。三百餘騎を率ゐたりしが、已に潜に使を尊氏に遣はし、降を請うて聽さる。是れ此戦の振はず、延いて竹下大敗の一因とはなりしなり。此戦に鎌倉勢に小山常丸といふ者あり。官軍の武士數多を討取りしが、尊氏其功を賞して、武藏國太田庄を與へ、又結城氏に常陸國關郡を與へしが、是れ尊氏が將軍を僭して、始めての下文なりといふ。先是八日、尊氏は直義重能等の諫に従ひ、再び戦ふ事となつて、鎌倉を出でければ、諸將士みな、箱根の陣に合して戦ふべしと思ひしに、尊氏謀つて以謂らく、「我水呑に至つて、敵を防ぐのみにては、未だ勝を制すること能はざるべし、乃ち此の新募の兵を率ゐ、箱根を越えて西下し、敵の不意に出でて戦はば、官軍必ず驚き亂れん。我因て其隙に乗じて攻撃せば、萬に一も敗るる理なし」と、遂に此に向へるなり。(梅松論)

竹下驛路

竹の下、木瀬川より竹下足柄山まで七里半餘、沼津より東の奥なり。古の驛路にて駿相の國境なり。是より三里行けば、相州檜澤といふ所あり。足柄山の關所なり。或は云ふ、竹下道は即ち今の竹下村な

吉野朝時代

り。沼津より八里、此所より足柄山を越ゆれば相摸なりと。又云、富士山麓の道なれば、嶽ノ下道といふ。字畫繁多なれば、遂に竹ノ下道に作る。諸書に相摸とするは非なりと。(駿河國志)
今見る所によれば、御殿場の東北一里、小山の西南一里にあり。

足柄の山の麓に行暮れてひとよ宿かる竹の下道

平 長 時

足柄の山の嵐の跡とめて花の雪ふむ竹の下道

藤原爲相女

あしからの關吹きこゆる秋風のやとりしらるる竹の下道

釋 玄 旨

官軍箱根に陣す

○十一日、官軍漸く伊豆府を出立ち、進みて野七里・山七里を越え、各、地形を占めて陣所を定めけり。夜に入て焚き並べたる篝火の数は、幾千萬とも知るべからず。西は伊豆の府、東は野七里・山七里に至り、只だ晴天の星の影、滄海に映るにも似たるなり。又竹ノ下の方を見れば、鎌倉勢の焚くなるべし、點點見ゆる篝火の影、夏山の茂みが下に夜を明かす、照射の影の數へ難きにも髣髴たるものあるなり。

野七里山七里嶺七里

野七里は箱根山下に在る地名にて、山七里は山中に在る地名なり。山下より四十二町ばかり上は野七里、其より又四十二町ばかり上は山七里、其より嶺上まで四十二町ばかり、之を嶺七里と稱す。此は總べて六町一里を以て計るなり。此の山中に村落あり、川原谷村といふ。附屬村二あり。山田・本山中といふ。此の本山中の山上に、石塔數多あり。上ノ五輪・下ノ五輪と呼びて、終に地名となる。是れ當時の戦死將士の墓なりと傳ふ。今も民家の宅地、其他に十數所の冢あり。往往武具を掘出だすこともありといふ。(太平記・豆州志稿)

(大正八年八月廿七日脱稿)

箱根の戦

○十二日、辰刻、伊豆府の官軍部署して、諸將士おのの其の向ふ所を定む。竹ノ下へは搦手として、中務卿親王・卿相雲客十六人を従へて向ひ給ふ。治部大輔駿河守脇屋義助、副將として之を助け奉り、細屋右馬助・堤卿律師・大友左近將監・佐佐木鹽谷判官高貞等、其勢總べて七千餘騎相從ふ。而て箱根路は此戦の大手なれば、新田義貞自から向ふ。(太平記・豆州志稿) 其從ふ者は宗徒の一族二十餘人、其他千葉・宇都宮・大友千代松丸・菊地肥後守武重・松浦黨を始めとし、國國の大名三十餘人、總べて七萬餘騎と聞ゆ。午刻に至て軍始まれば、大手・搦手、敵・御方互に関を作りつつ、山河を傾け、天地を動かし、叫喚びて攻め戦ふ。官軍の將菊地肥後守武重、箱根軍の先懸して、敵三千餘騎を撃て大に敗り、追うて遙かの山嶺に至り、楯を杖つきて山腹に憩ひければ、之を見たる千葉・宇都宮・河越・高坂・愛會・熱田大宮司等の諸軍、我劣らじと己が部下を督勵し、勇往邁進、大呼して攻上る、その勢天地も爲に震動せんばかりなり。爰に道場坊助注記祐覺といふ者あり。兒十人・同宿三十餘人と進む。同宿は紅下濃の鎧を同じ様に著、兒は紅梅の造花を一枝づつ、甲の眞額に挿み、楯を越えて第一陣にとは進み出でけり。武相の兵等之を見て、兒も同宿も分ちなく、我に向ふ者は皆な射よと、散散に指攻めて射ければ、兒八人忽ちに射られて、小篠の上に倒れ臥したり。黨の者等之を見て首を刎ねんと、先を争ひ刀を振つて下る。道場坊が同宿等、兒を討たせて何かせんと、三十餘人太刀・長刀の鋒を並べ、負傷の兒を躍り越え躍り越え、坂本風の袈裟切に成佛せよといひさま、近づき逼りて切廻りければ、關東勢等支へ兼ね、終に大に敗北して、北の山上に上りて憩ひけり。祐覺が同宿等この隙に乗じ、各、手負を肩にかけ、閑に麓の陣に下りしは、勇ましくも亦猛くも見えたりけり。新田義貞が兵に、

菊池武重勇戦

祐覺勇戦

事 蹟

吉野朝時代

新田の十
六騎

杉原下總守・高田薩摩守義遠・葦堀七郎・藤田六郎左衛門・川波新左衛門・藤田三郎左衛門・同四郎左衛門・栗生左衛門・篠塚伊賀守・難波備前守・河越參河守・長濱六郎左衛門・高山遠江守・園田四郎左衛門・青木五郎左衛門・同七郎左衛門・山上六郎左衛門とて、黨を結べる精兵の射手十六人あり。常に同じ笠符を附け、進む時は同じく進み、退く時は共に退き、總べて進退去就一身の如くなれば、世人之を稱して十六騎の黨といふ。此の十六騎の射る矢には、柄も鎧も堪ふる所にあらざれば、向ふ敵を射すかさずといふことなきが、此日も、關東勢の此矢に射られて斃るる者、其數を知らず。加之、執事舟田入道は又所所を馳回りて士卒を勵まし、大將義貞は一段高き所に陣し、諸將の進退を實檢したれば、名を重んじ命を輕んずるの輩、千葉・宇都宮・菊池・松浦を始めとし、何れも勇み進みて戦ふ故、鎌倉勢は馬足を立つる追もなく、遁走する者その數を知らず。

竹下の戦

竹下に向ひ給へる中書王の御勢は、諸庭の侍、北面の輩等五百餘騎、慙に武人に先ぜられじと思ひけん、錦旗を先に進めて、竹下に向ひ、(南方紀傳)敵の未だ一矢を放たざるに、早くも進み出で、一天の君に向ひ牽りて、弓を曳き矢を放つ者、何れか天罰を蒙らざらん。命惜しくば甲を脱して、速に降人たれと罵る。鎌倉勢の尾張右馬頭・舍弟式部大輔・土岐彈正少弼頼遠・三浦因幡守・佐佐木佐渡判官入道・赤松筑前守貞則等、宵より一陣に在りしが、之を見て相謂うて曰く、馬の立てさま、旌の紋、京家の人と覺えたり。矢だうな遠矢にな射そ、只だ短兵急に逼れと、三百餘騎轡を並べて走り出で、大呼して曰く、弓矢の家に生れたる者は、名を惜みて命を惜まず、若し疑はば我が爲す所を見よと、鬨を擧げて喚き懸れり。もと關東勢は山上

京軍敗る

に、官軍は山麓に陣したるに、今急に山上より攻下られては、官軍争でか支ふべき、鋒を接するにも及ばず、馬に鞭うち走りければ、土岐・佐佐木等衆に先だち、前言にも似ね卑怯かなと追ひ下れば、後れて討たる者、擒にせらるる者凡そ五百人、京軍は殘少なになりてけり。(南方巡狩録)此に於て仁木・細川・高・上杉等、土岐・佐佐木に替て進み、直ちに中書王の御陣を衝くに、已に敗退したる京軍の能く防ぐべき所にあらず、旗幟の動搖甚だしければ、脇屋義助見て怒て曰く、戦に習はぬ身の、慙に一陣に進み出で、我が士氣を損するこそ憾みなれ、いで我この敵を退けずばあるべからずと、七千餘騎を合して一となし、馬頭を並べて厲行となし、旗竿を龍粧に進め、閑に横より懸る。勝に乗じたる東軍は之にも疼まず、十字に合せて八字に破れと奮戦へば、大黒と二引兩、敵旗味方旗交も入混り、東西に靡き南北に分れ、萬卒に面を接し、一擧に死を争ふ其狀、兩軍ともに知られたる名に反かず、誰あつて遁れて生を願ふ士なければ、互に討ちつ討たれつ、馬蹄を浸す血は、混混として洪河の流を成し、溪谷を埋むる骸は、累累として屠所の肉の如く、見る者酸鼻せざるなし。右衛門佐脇屋義助の子に、式部大輔義治といふ者あり、年僅に十三なりしが、兩軍交綏の時、郎黨三騎と、過つて敵中に陥れり。義治年尚ほ幼なれども、性敏にして事を處すること速かなり。忽ち笠符を切つて捨て、髪を亂して面を蔽ひ、靜に敵と進退せり。

脇屋義治
敵中に陥る

脇屋義助
二度の懸

義助陣に歸つて義治のあらざるを知り、憂慮措く能はず、討死か生擒か、二者一を免れざるべきも、彼の生死を知らずば、我生きて何かせん。凡そ勇士の、戦に臨みて死を辭せざる所以は、一に子孫の榮を計るに在るなり。今我が、彼の幼稚をも顧みず、此に携へ至るも亦之が爲のみ。然るに今此の如し、之を如何ぞ黙

吉野朝時代

大友鹽治等變節

止すべきとして、鎧の袖を絞りつつ、獨り奮つて大勢の中に懸け入れば、傍に在る者之を見て、父子の情や哀むべし。我輩豈に傍觀すべけんやと、復た走つて續く者凡そ三百餘騎、義助二度の懸に、疲れたる關東勢は接戦すべくもあらず、忽ち開いて敗走すれば、義助之に力を得て、北ぐるを追ふて進撃するに、義治敵中より遙に見て父と知り、從騎と四騎にて返戦せしに、片引兩の笠符したる敵二騎、誤り認めて御方となし、共に與に返戦せしが、義治は父の軍と近づくや、躍つて之に投じ、從騎を目して彼の二騎を殺さしめ、首を携へて父の前に出づ。義助は、死したる者の生きたる如き思ひして、喜び勇みて本陣に歸る。尋で兵を替へて懸けしめんとせしに、大友左近將監貞載・佐佐木鹽治判官高貞等一千餘騎、一矢を射て旗を卷き、急に東軍に屬して官軍を射るものかな。京軍は初度の戦に討たれ、義助は二度の懸に疲れ、惟一と憑みし後陣に反かれては、官軍争でか支ふべき。敵の後を斷つに先だち、大手の軍に合せんと、佐野原に退く。東軍之を見て、仁木・細川・今川・荒川・高・上杉・武相二國の兵三萬騎、鏑を並べて追來たれば、中書王の股肱と頼める二條中將爲冬を始め、京勢の残る者、或は討たれ或は逃るる者多く、義助の兵も、返戦するまにまに、討たる者多かりければ、他隊の者をば顧みもせで、佐野原まで退きしが、此處にも支へず、義貞に伊豆府に合せり。然るに又伊豆府にさへ支へ得ず、遂に此處をも棄てて西走せり。(後鑑・太平記・梅松論・大日本史) 惟ふに此役官軍の敗北は、全く大友・鹽治二人の反覆に因るものにて、後延元元年正月十日、足利尊氏京師に上り、主上山門に臨幸あらせ給ひし時、結城太田大夫判官親光も、後より追付き奉り、馬より下りて胃を脱ぎ、乘輿の前に跪きながら、今度官軍鎌倉近く攻め下り、一舉泰平を致すべきに、却て大亂此の如きに至りしは、一に

結城親光の悲憤

大友左近將監が、佐野にての變節に因るなりとて、悲憤慷慨、覺えず鎧袖を濡せりといふにも知られて、寔に理あることと、千歳の下に出づるものも、大友の肉を食はんする者は、一二に止まらざるべきなり、

大友戸次左近大夫頼尊軍忠事。預_レ御一見_ニ狀、欲_レ浴_ニ恩賞_ニ、施_ニ弓箭_ノ面目_ニ子細_ノ事。(建武三年)

去年十二月十二日、於_テ佐野山、最前參_リ御方_ニ、致_ス軍忠_ノ事。同十三日、於_テ伊豆國府、致_シ散散合戰_ニ、令_ニ太刀打_ニ、抽_テ軍忠_ヲ畢。分取頸_三、若黨手負十四人。(立花大友文書)

と、以て此輩の官軍に與へたる害の、大なるを想見るべし。肥後國阿蘇の黨も、亦賊軍の爲に戦ひたるが如し。阿蘇文書に曰く、

上嶋彦八郎惟頼申_ニ軍忠_ノ事

右今月十一日、於_テ宮根山城、攻_ニ寄垣楯際_ニ致_シ合戰、惟頼被_ニ疵_ノ左眉上腰骨、如_ク此致_ニ軍忠_ノ上者、爲_ニ後規_ニ爲_レ給_ニ御一見_ニ狀、言上如_レ件。

建武二年十二月廿七日

大義をすて此の小感狀を得て喜ぶ、人の心の憂痛さよ。

傳へ云ふ、爲冬は、尊氏京に在りし時の朋友なりければ、其死を聞いて其頭を召し、熟視之を久うして言なく、只愁傷の色深きを加ふるのみなりきと。(梅松論) 佐野原は、駿河國駿東郡佐野郷に在り。即ち其原を佐野原と稱し、其山を佐野山と稱するなり。此地古來荒廢に屬し、茫茫なる雜草中に、大小の塚十三ありて、其の大なるものを大將塚と稱し、五輪塔立つ。之を爲冬の塚となす。其の小なるものを座頭塚と稱し、不淨

佐野原の十三塚

吉野朝時代

の者近づけば、必ず祟ありとて、郷人の最も怖るる所なり。嘗て此の小塚を發掘せしに、石櫃二あり。内に枯骨ありきといふ。後世明治十五年に至り、土地の志ある者相謀り、社を建てて佐野原神社と號し、毎年十二月十二日を以て祭辰とす。事朝に達し、令書を下し短刀を賜はる。

佐野原神社

佐野原神社

今般思召ヲ以白鞘御短刀(刀名備前景光)壹口、祭祀料金五十圓下賜候事

明治十五年七月三十一日

宮内省

凡そ境内千二百坪ありて、其の中央に本社あり、拜殿の傍に碑あり、子爵谷干城の撰といふ。

嗚呼喜順憎逆者、天理之正、人人所生以生也、故千苦萬艱、殺身以報王室、若新田・楠・名和・菊池諸公、離經三百歲之久、儼然如生人、皆畏而敬之、彼殘賊之徒、雖或逞一時、身死國亡、醜名獨存、僧父牧豎、猶且愧齒焉、是豈偶然哉、孟軻氏曰、人性善、噫信矣、頃日、駿人服部大八、介三好維賢、來請曰、我駿東郡佐野原者、建武之役、左近衛中將贈從三位藤原爲冬公戰死之地也、有古墳十三所、其所謂將軍塚者、乃爲公墳墓、土人相傳、展拜無怠、自王政維新、南朝諸公、及其死王事者、所在崇顯、而公瘞骸處、未有表見、恐終將泯沒於無聞、是豈非吾輩之責乎、於是衆相謀釀貲、上請建祠、以安三神靈、歲時禮祀、稱曰佐野原神社、時明治九年也、而未有一碑文、願有記焉、余聞之擊節曰、有之哉駿人之好義也、既展於其墓、又建其祠、以致誠、聞風者、亦有所興起、況就其地、而拜其祠者乎、按公權大納言爲世公之子、定家公玄孫、家世以詞藻著

而公有翰畧之才、妹爲子入、後醍醐帝宮、生尊良・良宗・良重、尊良之東下、討賊、公居股肱任、師敗死之、史稱、公衝敵軍、自名而沒、其壯烈可想見、賊臣尊氏、視其首級、猶且哀惜焉、則公之爲人、亦可知矣、惜乎、史有闕文、公之事跡、隱蹟不明、然而數百歲之後、駿人追慕如斯、則喜順憎逆之爲天理、豈不蓋彰明赫著哉、嗚呼駿人之忠厚、因公愈顯、而公之忠烈、亦因公益明、於天下、神人和暢、而風教之道存、焉余故不辭而爲之記。

佐野瀑

神社より北十數町の所に佐野瀑あり、風致に富むを以て名を得たり。瀑は分れて五となり、雪解・富士見・月見・銚子・狭衣といふ。中に就き最も大なるは、雪解にして高四十四尺、銚子・狭衣等之に次ぎ、各三十三尺、富士見・月見は最も小にして、十五尺乃至十二尺に過ぎざれども、實は大小相寄り相助けて、此の風致を成すものなり。即ち飛泉崖壁より落下して巖石に激し、珠踊り玉逆るの狀の、遠く望めば白龍の躍るが如きも、五瀑並びて後の壯觀なればなり。懸泉渚して池となる所、清澄鏡の如く、細石も亦數ふべし。而して四邊の光景をいはば、曠漠たる山野は以て獵すべく、清澈なる溪水は以て釣すべし。奇石は踞すべく、芝上は憩ふべし。西北に一巖あり、景ヶ嶋といふ。溪流中に特立すること數仞、岩上土を戴き、松樹茂生して髮の如く、紫藤纏綿して挿頭の如く、而して溪水の其裾を嚙むは、宛然たる一小嶋なり。棧橋あり、渡りて岩頭に至れば小堂あり、景嶋山といふ。此間數町、丹壁翠巖の透邇縈回する狀は、筆紙の及ぶ所にあらず。溪の盡くる所を屏風岩といふ。峻峭劈立して碧潭に臨むは、恰も屏風を立つるが如し。是れ其名の因て生ずる所以か。此地の幽邃閑雅は、人の已に知る所にして、嶽南に多く得べからず。故に人若し駿の耶馬溪はと問はば、應

事蹟

吉野朝時代

五〇

新田義貞
敗退箱根の軍
陣虛

に此地を以て答ふべし。又觀月に良し、故に佐野八景に數へらる。嗚呼忠孝の神靈坐す所に此の風景あり、天或は其神を慰るがために作れるか。○十三日、昨日官軍の大手、箱根路の合戦は、官軍戦ふ毎に利を得たれば、僅に控へて支ふる直義を敗つて鎌倉へ入らんことは、掌を反すよりも易しと、寄手は皆な勇み勇みて、明くるを遅しと待ちたるに、何處よりともなく夜の中に、搦手の軍破れて、官軍悉く潰走せりと聞えければ、諸國の催勢、さては路次の軍に降りたる坂東勢等、みな幕を捨て旗を側め、先を争つて遁走せり。(南山巡狩録) 此に於て廣漠たる箱根山を、隙もあらせず構へたる官軍の軍陣は、依然として尙ほ昨の如くなれども、陣中には人影だに見えず成りけり。此時義貞の執事舟田入道は、一の攻口に在て敵を抑へて居しが、黎明の頃、敵陣には早馬の來たるやにて、竹下の合戦は、將軍の軍大捷し、敵兵四散して遠く遁ると言ふなり。舟田聞いて怪み、唯一騎陣所を巡視するに、何れも幕の存するのみなれば、大に驚き、急ぎ走つて義貞の陣に赴き、詳に其由を告ぐ。義貞も事の意外に驚きたるなるべし、首を傾くること少時。漸くにして曰く、小數の殘兵を以て、大敵に接するは固より能はず。今の計をなすは、暫く退いて海道に出で、旗を立てて逃竄の兵を集め、兵集まらば、再び還つて敵を破るに在りと。因て諸陣に命を傳へ、舟田入道と共に箱根を下りしが、其勢僅に百騎には過ぐべからず。暫くして馬を止めて顧みれば、彼の十六騎黨の馳來るあり、又北の山に添つて三葉柏の旗見ゆるあり、彼はと問へば、熱田大宮司百騎許にて待ると答ふ。即ち其勢を并せて野七里に出づれば、鷹羽の旗一旒を高く揚げ、三百餘騎を率ひ、菊池肥後守武重馳せ來たり。此時に當つて鎌倉勢は、夜來の雨を凌ぎて、山野に陣を布き、伊豆國府を眼下に瞰て在りしが、竹下の戦

に勝つて後、其勢俄に増して雲霞の如くなれば、今且未だ晴れざれども、勃勃たる勇氣は止めがたく、早くも伊豆府に攻下り、立錐の地もなく陣したり。義貞は未だ之を知らざれば、水呑の陣を徹し、夜を犯して逃走し、伊豆國府三嶋明神前に出でんと欲し、三嶋近くまでは下り來つるなり。(南方紀傳)

箱根本道

箱根本道は、三嶋神社の北より、川原ヶ谷を過ぎ、芦湖の北端に出で、本山中に至るものなるに、義貞今水呑より、三嶋明神前に出でんとするは、正路にあらず。即ち其の敗走狼狽の状も、略ぼ知らるゝなり。

篠塚伊賀
の奮闘

散所法師といふ者あり、西より來て、義貞の此に至るを見、舟田入道の馬前に跪き、言葉忙しく諫めて曰く、君は今何處に往かんとはし給ふぞ、未だ知り給はずや、昨暮脇屋右衛門佐、竹下の戦に敗れて退き給へば、關東勢八十萬騎、來て伊豆府に集り、木の下の岩の蔭、人ならざるはなきを。如何ぞ此の小兵を以て過ぐべき、願くは早く道を轉じ給へと。栗生左衛門・篠塚伊賀守等、轡を並べて傍に在りしが、法師の言を聞き終り、鎧踏張り立上り、御方の勢を打ち見遣りて曰く、あはれ勇將猛卒や、一騎當千の士とは、此の如き人をや云ふらん。敵八十萬騎に、我五百餘騎、寔に好箇の敵といふべし。いで懸け破りて道を開かん、來れ御方の勇士と、馳せて敵中に入る。辰の初より巳の終まで二時の間、鬨の聲・矢叫の音凄しく、六種震動にも異ならず。關東勢の中より、豪傑畠山安房入道の戦死を見て、一條次郎といふ者、三千餘騎にて來り戦ひしが、新田義貞を見て、好敵手とや思ひけん、馬を双べて組まんとするを、篠塚進みて中に隔て、打込む太刀を弓手の袖に受け、馬手を以て敵を掴み、弓杖二丈許も遠く投出だす。一條も大力の早業なれば、抛たるれども倒れず、漂ふ足を踐直し、尙ほ義貞に向ふ。篠塚之を見て、馬より躍下り、兩膝合せて倒に蹴倒ふす。

吉野朝時代

義貞三嶋を過ぐ

鎌倉勢道路に滿つ

一條の倒ると均しく、押懸りて起しも立てず、抑へて首を搔き、高く指揚げたり。一條の郎黨之を見て、數多馬より飛下り、群り懸つて篠塚を討たんとす。篠塚迎へ違へては蹴倒し、蹴倒しては首を取り、足を挽めず奮撃して、一所に九人を蹴倒せば、敵數千萬騎ありと雖も、此の振舞に怖れけん、懸合せんとするも一騎もなければ、義貞は此間に乘じ殘兵數十騎と、閑に伊豆府を過ぎて、富士川指して西上せり。之を見て、宵より各所に潛匿せる官軍等、馳せ集り暫くにして二千餘騎に至りければ、義貞大に悦び、此勢あれば、縦ひ百千萬騎來り圍むとも、懸破つて過ぐるに難からずとて行く。鎌倉勢は、竹下・佐野山・伊豆國府と、三日の戰に連捷し、敵首を得るもの數を知らず。全軍上下相悦び、足柄・箱根の兩將合して一となり、府中より車返・浮嶋原に至るまで、地として陣を布かざるなく、黑白の幕は原野を蔽ひ、諸家の旗の、並び立て風に飄る狀は、定に幾千萬とも知らざるさまなれども、義貞の退却を知るや知らずや、強ちに扼し止めんとする様もなかりけり。(後鑑・梅松論・太平記)

足柄街道

足柄越は、古代は富士川を渡り、瀬古を歴、富士・愛鷹二山の間、即ち今の十里木越を過ぎ、横走關に出で、足柄嶺を踰えしが、其後浮嶋原の陸地、漸く擴まるに従ひ、新に道路を開き、沼津驛の東北、車返を過ぎたるものにて、此には其の遺跡として、後世永く並木存す。是より小林村を過ぎ、長久保驛を経て、浮嶋に至るなり。又伊豆國三嶋を經んは、黄瀬川の後の橋の西より北に入り、小關・本宿を過ぎ、直路三嶋に至るなり。昔時源義經は、往返此道に依るといふ。

木瀬川

新田義貞は漸く進みて木瀬川に至りけるに、兵數二千騎許、旗一旒を翻して陣するものあり。近づき見れば、旗にも笠符にも二巴を印したり。義貞曰く、是れ小山判官なり、急に討つて失ふ勿れと。山名・里見の諸將、令を聞きさま、鏃を雙べて進撃すれば、小山勢拒ぎ戰ふ追もなく四散して、百騎ばかりは討たれけり。

浮嶋原
甲斐源氏降

今井見附の武田小笠原走る

ん。尋で浮嶋原を過ぐるに、鬱蒼たる松樹の蔭に、白旗三旒を翻して陣する者あり。其勢凡そ五百騎もあるべし、土人に問へば、曰く、昨竹下より一宮を追撃し奉り、所所に戰つて此に至れる、甲斐源氏の一隊なりと。義貞曰く、好敵なり失ふべからずと。乃ち二千餘騎を分ちて二となし、北・南二方より攻めけるが、一矢を放つに及ばで降りけり。因て之を先鋒として上るに、各地に潛める官軍の、此の中黒旗を見て馳せ來る者多く、已に七千餘騎とはなりぬ。義貞ますます悦び勇みて、今井見附を過ぐるに、敵二千餘騎、小山の上陣し、旗五旒を建つる者あり。先鋒の甲斐源氏に問ふに、武田・小笠原の諸族といふ。然らば討てと四方より攻上れば、高山薩摩守義遠之を止めて曰く、此敵を鏖にせんとせば、我兵も亦數多損すべし。此際一卒をも愛すべし、若かず一方を開きて攻めんには、凡て大敵は開きて攻むるに利ありと。由良・舟田等聞いて然りとなし、東方を開いて、三方より攻上るに、遠矢少しく射、東を指して遁走せり。是より後は路に當る敵もなければ、義貞は傷ける者を助け、遅るる者を待ち、勞はり扶けて西上せり。○十四日、黄昏の頃、新田義貞兵を收めて、遠江國天龍川の東岸に到る。(南山巡狩錄) 偶、河上に豪雨ありけん、河水暴漲して兩岸を浸し、淺瀬の渡るべきなければ、義貞之を憂ひて曰く、我今敗餘の兵と雖も、尙ほ七千餘騎あり、若し船を以て渡さば、徒に時日を経過せん。然らば徒涉せんか、數日長途に疲れたる兵の能くする所にあらず、且つ一兵を損するも我が本意にあらざれば、畢竟浮橋を渡すの安然にして、且つ速かなるに如かずと。乃ち令を傳へ、悉く潛匿せる渡守を驅集め、嚴命して曰く、速に浮橋を架して我兵を渡すべし、若し遲疑して曠日久しきに彌り、我兵を苦むる事もあらば、直ちに汝等を誅して一人をも免さざるべしと。舟人恐懼し誓て曰

天龍川に於ける義貞

事蹟

吉野朝時代

五四

浮橋

く、唯命に是れ従はんと。因て俄に民家を壊ち、浮橋を作り、日ならずして成る。是れ後世豊田郡万能村動瀬橋の在る所にして、天龍川・中泉何れへも半里ばかりの中央に在りて、今は細き小溝渠に板橋を渡せるのみ。(太平記・遠江風土記傳) 然り而して此時若し鎌倉の大勢追跡しなば、官軍は一騎も生還すべからざりつらんに、吉良・上杉の諸將等、區區の僉議に三四日を費したれば、天龍川激流の浮橋も成就し、萬騎の官軍も一人を残さず、五日夜を費して渡り終はりぬるは、天佑未だ竭きずといふべし。義貞の此橋を渡すや、傷者・病者を先にし、健者・壯者を後にし、諸卒悉く渡り終はつて後、自から舟田入道と二人して渡りけるに、如何なる者の野心を起しけん、浮橋の綱一間ばかりを切斷しけるを、舍人知らで馬を引き渡れば、馬と共に倒に落入りてけり。浮きぬ沈みぬ流下るを、舟田入道早くも認め、大呼して曰く、誰かある彼の馬助けよと。

栗生の勇

名張八郎の力

後に續ける栗生左衛門、彼の言と共に鎧ながら躍て水に投じ、二町許り遊び下つて、馬と舍人とを左右の手に指上げ、肩を越す水底を、閑に歩しつゝ對岸に著しけり。さて此馬の落入りし時、浮橋二間許り落入りて、渡るべき様もなきを、義貞は舟田入道と手を組み、飄然飛びて西岸に達しけれども、後に備へし廿餘人は越えかねて、霎時躊躇して見えてけり。爰に伊賀の人名張八郎といふ者あり、名譽の大力なり。廿餘人の躊躇するを見、進み來つて曰く、いで吾渡してんと。一人一人に鎧武者の上巻を取りて中に掲げ、軽く抛ちて二十人まで投越ししが、尙ほ二人残りければ、左右の脇に軽く挿み、飛躍して向の橋梁に立つに、踏む所少しの動揺もなく、誠に輕げに見えければ、諸軍遙に望み見て、あな勇なるかな、あな猛なるかな、大將といひ部下といひ、何れも尋常人の及ぶ所にあらず、此の武勇を以てせば、天下を横行すとも誰か敢て之に抗せ

ん、然るに時運は此人を助けず、此の敗退を致さしむ、豈に悲しからずやと、異口同音に歎ぜざるはなかりき。

義貞橋を存して去る

既にして諸將士悉く渡り終りければ、軍兵等土人に令して、此の浮橋は悉く切て流し、一木をも餘す勿れと命じけるに、義貞聞いて之を止め、還て舟士を召して曰く、敗軍の我だに尙ほ且つ架するを得、况や勝に乗ずる東軍をや、争でか能はざるの理あらん。然らば壊つとも何の效もなく、徒に人民を勞するに過ぎざるのみ。但し橋を絶ち船を壊つこと、兵法中なきにあらず、そは小勢を以て大敵に向ひ、併も後に河流を控へたる時、之を絶ち之を壊つことあるなり。是れ御方の退却を防ぎ、士卒をして各、死力を出して戦はしめんとするに在るのみ。今義貞敗れたりと雖も一方の將たり、敵も同じく架すべき橋を徹し、僅に數日の攻撃を緩うせるは、小膽なり、狼狽せりと云はれんは、寔に千歳の恥辱なり。義貞の能く忍ぶ所にあらず。汝等宜しく警固して、敵の來るを待つべしと、土人に橋を守らしめて、乃ち去る。(大日本史) 或は之を見て評して曰く、敵縦ひ追撃し至るとも、此橋を徹して守らば、容易く渡るべくもあらざるに、敗後の兵の常にや、大將に力を協せて戦はんずる者もなきは歎すべき極みなりと。義貞は是より參河國矢矧に到り、一日を滯留せしに、往く往く集め得たる二萬餘騎の兵、一夜に奔散して十分一にも満たずなりければ、皇居の事も虞られ、宇津宮治部大輔の言に従ひ、軍を尾張國まで退けたりといふ。(梅松論) ○十五日、足利尊氏・直義等兄弟、大軍を率ひ、新田義貞を追うて西上す。先に箱根・竹下に戦て、大に官軍を敗て後、昨十四日に至るまで箱根に留まりて軍議を凝らししに、或は是より鎌倉に歸つて關東の人心を鎮撫し、靜に西上するの安全を

足利尊氏西上

吉野朝時代

浮嶋原

説くものあり。或は關東の鎮撫必要なるも、海道近畿の軍の大事なるには若かず、須らく新捷の勢に乘じ、一氣西上して、官軍の跡を絶つべしと論ずる者あり。議論百出して決し難かりしが、尊氏終に西上に決し、今日に至て軍を發したるなり。尊氏は軍を發して海道に向ひ、已に浮嶋原に到りしに、時正に十二月半に屬すれば、不二峰の嶺より、裾野の原に至るまで、一帯の白雪、ただ皚皚たるを見るのみにて、寔に天地の劃も分たぬげなり。去る五日、手越河原の合戦に、官軍に屬せし輩の不二河に至て降參せし吉兆は外にすとも、壽永三年には、範頼・義經、承久三年には、泰時・時房、而して今建武二年には、御所尊氏・直義の西上あり。昔より二將相並び、東士を率ゐて上洛すること二たび、皆な其志を達したれば、此行も如何で其志を達せざらんやと、例を古昔に求めて悦びあふも少なからず、又海道の難所と聞えて、山には宇都の山、佐益中山、川には大井・天龍あれば、難戦苦闘は免るべからずと、憂ふる者も少なからざりしが、何處も其事はなくて、恰も無人の境を行く如くなれば、喜びながらも怪みて、天龍こそは激戦のあるべき所と、或は勇み或は憂ひて來たりしに、此所も亦敵一兵を見ざるのみならず、新に浮橋を架して、人の守る者あるを見たる時は、何れも事の意外に驚かざるは無かりき。因て警固の舟士を召して問ふに、曰く、此頃の戦亂に恐れ、我族は悉く舟を棄てて山林に隠れしに、新田左兵衛督來りて、急に土人を募りて此橋を架せしめ給へり。其の警固を附せられし所以は此の如しとて、義貞の言を落ちなく語りつづけたれば、聞く者みな感涙に咽びて曰く、弓馬の家に生れし者は、誰も威な斯くあるべきに、誰も威な斯くあらざるは、今世の習なり。然るに左兵衛督は獨即ち此の如し、誠に大将の器と謂ふべしと、私に心を寄する輩も少なからざりきといふ。

天龍川

遠江守護
今川心省

今川氏の
同族

ふ。(後鑑・梅松論) ○足利尊氏、今川心省を以て遠江守護となす。(常樂記・大日本史) 心省は範國薙髮の名なり。嘉曆中髮を剃つて心省と稱す。範國通稱は五郎、足利氏の一族なり。足利義兼の子を義氏といひ、義氏の子を長氏といふ。長氏上總介と稱し、參河國吉良を領し、始めて吉良氏を稱す。長氏の子國氏始めて參河國今川莊を領す、因てまた今川氏を稱す。是れ今川氏の祖なり。(尊卑分脈・難太平記・今川家譜) 國氏基氏に傳へ、基氏範國に傳へ、子孫相受く。範國の兄三郎頼國早く死す。故に範國その嗣となる。基氏嘗て曰く、諸子中我が家事を惣領すべき者は必ず松丸ならんと。松丸は範國の小時の字なり。後果して其言の如し。(大日本史) 而して關口・入野・木田等の族は、何れも國氏の子にして、基氏の弟の子なれば、範國には從弟なり。今川の地は基氏の子孫相續いて之を領じ、關口の地は、外戚小笠原氏より讓與せられしものにて、入野・木田の地は、同じく外戚の三浦・大多和等より、各一分を分與せられたるなり。而して此の數家は、皆な其の居る所を以て氏とし、子孫相續いで今川家の羽翼となりたれば、世に之を今川の川端の族といふ。又基氏も妹數多ありて、何れも公家の重縁となりたれば、世に其の子孫を今川の石川といふ。名兒耶といふ者あり。基氏の養子となりたれば、是又範國の連枝たりしかば、此頃範國は尊氏に請うて、同族に列したり。伊勢國ソガといふ所の領家も、基氏の妹婿なりと傳へ、名を石川三位公といひしが、父は法師宮の子なりといふ。一色少輔太郎入道といふ者あり。父は山臥なりしが、基氏の姉の夫となりたれば、範國には伯父にて、一色入道と範國とは從弟なり。(今川記)

關口、入
野、木田

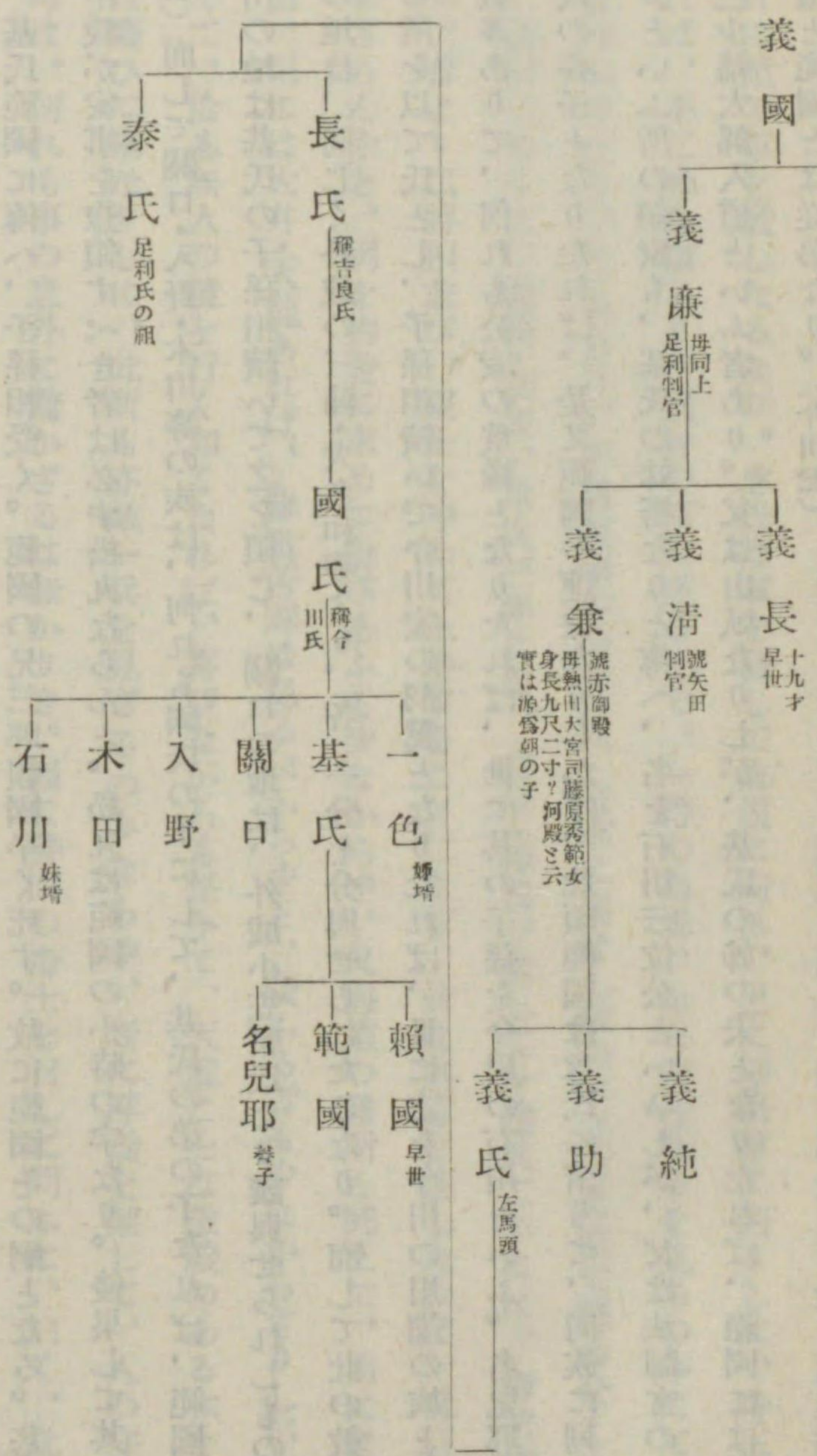
川端の族

石川、名
兒耶氏

一色氏

吉野朝時代

今川氏の族系



凡そ參河國今川庄は、長氏少年の頃、裝束料に下賜せられしを、吉良庄の惣領に於て、進退すべき由の沙汰ありしゆゑ、基氏の時吉良と不快になりしが、心省の時に及び、吉良の省觀上總入道と合躰し、父子の契約成りしより和熟せしものにて、今川氏の系屬は、大凡そ此の如し。而して心省初めより尊氏に屬し、其功少なからざりしかば、僅に今川庄より起て、遠州一國の守護となりしなり。(難太平記) 心省因りて遠府に治す。

江梨村の鈴木氏

大瀬明神

初倉庄軍役免除

三嶋神領争決す

治す。遠府は見附驛なり。(駿河小志) ○熊野八莊司の一人に、鈴木左京兆重行といふ者あり、一族と舟に乗じて海に浮び、漂流して伊豆國に著し、江梨村大瀬崎の地に留まりしが、遂に子孫永住して去らず。此地に大瀬明神社あり、相傳へて源爲朝の祈願して、彼の臂瘡を醫せし所となす。重行來るに及び、此社の凡境にあらざるを見、修理加作して祭祀を慎むに至れりといふ。重行の宅址は、今に鈴木屋敷と稱して石垣存す。重行の子重家は、足利氏滿に仕へて、豆相の船將となり、十世の孫繁宗の、伊勢長氏に仕へてより、子孫相續いて北條氏に仕へしが、天正十八年北條氏亡ぶるに及び、繁顯といふ者領地を削られ、僅に江梨・立保等五村を領するに過ぎず、其孫繁義に至て家終に絶ゆ。(豆州志稿) ○凡そ軍役起るときは、庶民の徵發に疲るは常の事なり。されば社寺の權力あるものは、官府に請うて、其の領民の苦を救ふの舉に出づるものも少なからずといふ。此歳、南禪寺領の我が嶽南にあるものに、軍役等を停止せられし官符あり、曰

應レ停ニ止國司守護使入部、並官使檢非違使一院宮諸司、及神人甲乙人等、亂入造ニ諸社以下大小國役、關東・鎮西之早打役、當寺領遠江國初倉庄内江富郷吉永郷鮎川郷藤守郷。云云(南禪寺文書)

○伊豆國三嶋神社神領の預りにつき、久しく神職間の争となりて決せざりしが、此歲朝裁あつて神主盛親に付せらる。

三嶋社神主盛親代實法中、當社領北中村・安富・鶴喰・糠田・御蘭・長前・並宮倉・神護以下社邊敷地等事、副ニ重解狀、具書。

牒 當社神主職並神領等、先度盛親所レ預勅裁也、而資盛・盛行等令ニ濫妨云云、大不レ可レ然、早止ニ彼事蹟

吉野朝時代

六〇

等之妨^ヲ宜^ク沙汰^{シテ}付^ニ盛親^ニ者、以^テ牒^ス。

北畠顯家
西上

◇三年正月、此月初旬、鎮守府將軍北畠顯家、兵數萬を率ゐて鎌倉より來り、途を急ぎて西上し、兵馬絡繹として、晝夜を絶たざること數日なりき。此兵、この月十二日、近江國愛智河宿に著せりといふ。顯家は北畠親房の長子なり。建武元年功を以て從二位に叙せられ、二年鎮守府將軍を兼ね、奥州に下る。去年十一月、新田義貞征東の勅を蒙り、兵を率ゐて關東に下るや、奥州にも綸旨を下し、日を期して西上し、義貞を助けて鎌倉を挾撃すべしと命ぜられしが、大軍を起すことの容易ならざれば、甚だしく時日を費せしのみならず、行く行く集むる兵にも、所所の逗留に依て、心の外に日數を費しければ、箱根の戦には、期を失して及ばざりき。鎌倉に到て事の由を質せば、尊氏・直義等、箱根・竹下の戦に勝ち、尋で大軍を率ゐて西上せりといふ。顯家聞きて曰く、然らば我徒に軍を此に止むべからずと、日を夜に繼ぎて馳せ上るなりけり。時に越後・上野・常陸・下野等に残りたる新田氏の一族、並に千葉・宇都宮の兵等、顯家の來るを傳へ聞き、先を争つて馳加はりければ、其兵暫くにして五萬餘騎に至り、兵勢大に振へり。是を以て鎌倉以西には、指だに指す者なかりきとぞ。○中旬、鎮守府將軍の兵西上して未だ幾日を経ざるに、今又大兵雲霞の如く上り來て、道路に充ち充ちしが、是は去年十一月一宮關東に下らせ給ふ時、其の搦手として、東山道を鎌倉に下り給ひし一軍なりき。大智院宮・彈正尹宮等、之を統べさせ給へり。此軍また期に遅れて、竹下・箱根の戦にえ加はらざりしが、甲斐・信濃・上野・下野の兵等、途に馳せ加はりければ、此の如く大勢となりたるなり。此兵鎌倉に入りて、東西の軍情を探ぐるに、新田義貞箱根の戦に敗れて、京師に歸る。尊氏直義兄弟大軍を率ゐ、

東山道の
兵尊氏の
後を追う
て西上す

義貞を逐うて西上せり。鎮守府將軍北畠顯家後れて到り、尊氏兄弟の後を逐うて、又西上せりといふ。因て諸將議して曰く、「新田義貞箱根に敗ると雖も、行く行く兵を收めて、要害に據ることもあらば、勢ひ戰爭を免るべからず。然らば徒に鎌倉に返るべくもあらず」と。公家には洞院左衛門督實世・持明院右衛門督入道・信濃國司堀河中納言・園中將基隆・二條少將爲次、武士には嶋津上野入道・嶋津筑後前司・大伴・猿子の黨、落合の一族、相場・石谷・瀨瀬・伊木津志・中村・村上源氏・仁科・高梨・志賀・眞壁、此等を宗徒として、都合其勢二萬餘騎、各家紋を印しし旗を翻して進行くさま、勇ましくも亦雄雄しくも見えしが、此兵は、二十日晚東坂本に著せりといふ。而して廿七日には、京師にて官・賊兩軍の大戦ありしが、官軍の勇や勝りたりけん、諸將の智謀や巧みなりけん、尊氏大敗して、京師に止まることだに難く、纔に遁れて九州に奔れりと傳ふ。○二月廿九日、延元と改元あり。

三嶋大祝
兵を催す

◇延元元年七月廿六日、足利尊氏書を三嶋社の大祝に寄せて、凶徒誅伐の軍を起さしむ。此時尊氏、駿州土加利郷の地四町、及び豆州の三福長崎二郷を獻す。(大日本史)

建武三年七月廿六日

(御門)

三嶋大祝允

(集古文書)

先是、尊氏官軍と京都に戦て大敗し、西海に奔て九州を征服し、新に兵二十萬を募り、大舉して東上し、

事蹟

六一

吉野朝時代

海陸並び進みて京師を侵す。官軍之を兵庫に防ぎて利あらず、楠正成は湊河に戦死し、新田義貞は京師に敗還し、尊氏京師を陥れ、車駕再び叡山に幸し給ふ。時に法皇・廢帝・廢帝の弟豊仁親王等、皆な疾に託して従はず、往いて尊氏に依り給ふ。是れ去る五月の事なり。此に於て尊氏院宣に託し、此命を傳へたるなり。此書新田義貞を以て凶徒となし、正成・長年以下悉く討取るといひ、正成をも凶徒の一人となせども、正成の大忠は、天下の周知する所にして、また後世の仰慕して措かざる所なり。三嶋大祝は此書を得て如何に感ぜしか、正成の爲人を知るに足る一事あり、

楠正成の遺書

正成嘗て正行の爲に一卷の書を殘す。中に曰く、

異朝には孝子・忠臣の聞え敷を知らず。されども文に心をよせずしてこれをしることかたし。今扶桑戰國と成りて、貴賤やすきいとまあらざれば、文を學ぶことかたかるべし。日本にも、上古には、孝子も・忠臣もありこそしつらめこれをしらす。近き世に其人を慕はば、親に孝をなさんには、小松殿をまなぶべし。君に忠をなす事は、藤房の卿をまなぶべし。しかれども藤房の卿は公家なれば、政の背けるを見て身をかくし給へり。武家にしてこゝをまなぶはあしかるべし。君の非を知るならば、死をはやくすべきにや、よくそのときを知るにあり。

正成古將を論ず

と、又嘗て正成の宿所に新田義貞・足利直義・名和長年等相會し、古人の戦を評せしことあり。義貞曰く、軍を得しは義經なるべしと。正成曰く、義經は戦を得て謀をしらす、敵を知て味方を知らずと。長年曰く、木曾が軍はいかに。正成曰く、義仲は謀を知て軍を得たり。大将の器あつて慮あり。惜いかな一字を書かず、一文をも讀まざれば、善惡の道理を知らずと。直義曰く、木曾軍を得たりとはいかに、義經に手もろくうたれぬるものと。正成曰く、軍の勝負によつて、軍の善惡を辨するにあらず。漢楚七十餘度の合戦に、高祖度ごとに利なかりしは、韓信・張良が謀拙く、軍を得ざるにあらず、時の至らざるなり。木曾が義經に討たれたるは、其の積惡を罪するときなれば、軍の拙きにはあらずと。義貞

云ふ。慮ある木曾、積惡あることはいかに。正成云ふ、慮は學びていたるにあらず、生れ得たる處なり。聖賢のをしへを以て道理をおこなへば、その慮り善となる。盜賊の人の物を奪ふに、希代の謀をなすを見給はずや。木曾も道理をしらざる故、其慮惡となる。關白とならんと云ひしとき、覺明法師が、大織官のすゑならでは成り給はずといふに、これを用ゐて關白とならず、夷心にも、ならぬ事は、やぶらざるはやさし。此心の木曾なれば、君をなやます逆心とて、惡の頭と知りたらんには、惡行はすまじ。士の色にふけるは恥としりて、最後の軍に巴をかへすもあはれなり。義經は、木曾よりはるかに器量おとりぬべしと。直義曰く、木曾が器量は、いかなる處が義經よりまさる。正成曰く、一字一文をもしらすして、事をまもるころあり。義經は兵書の一巻もよみしかども、これを守るころなし。されば生れ得る處の器は、義仲まさるべしと。長年云ふ、木曾大将の器ありとはいかに。正成はいく、謀と軍とを得たるは、大将の器にあらずやと。義貞以下聽き終つて、みな感歎せり。

光明天皇
妙法院宮
遠江國井伊に到り給ふ

正成の遺書を見れば、正成が忠孝を知り、且つ其の湊河の戦死の心をも知るべく、其の義經・義仲を論ずる所を見れば、正成が將帥の器の大なるをも知るべきなり。○八月、足利尊氏新帝を擁立すといふ。後に光明天皇と謚するは、此の天皇なり。○十月十日、妙法院宮尊澄法親王、井伊道政を従へて京師を出で、遠江國井伊郷に赴かせ給ふ。(浪合記・大日本史・遠江風土記傳・龍潭寺記)此日主上尊氏の和を容されて、叡山より腰輿に乘じ、京都に還幸せさせ給ふ。依て新田義貞は、皇太子尊良親王を奉じて北國に往き、阿曾宮は山伏の狀を装ひ、吉野の奥へ忍ばせ給ひ、四條中納言隆資は紀伊國へ、中院少將定平は河内國へ下るなど、皇子皇孫・卿相雲客等、各京師を遁れ出でて、各地に其身を潜ませられければ、宮も京師に在る道政を従へ、其の本國遠江に向はせ給ふなり。(太平記)井伊介道政は井伊共保の裔にして、祖先以來、引佐郡井伊郷三十餘村を領

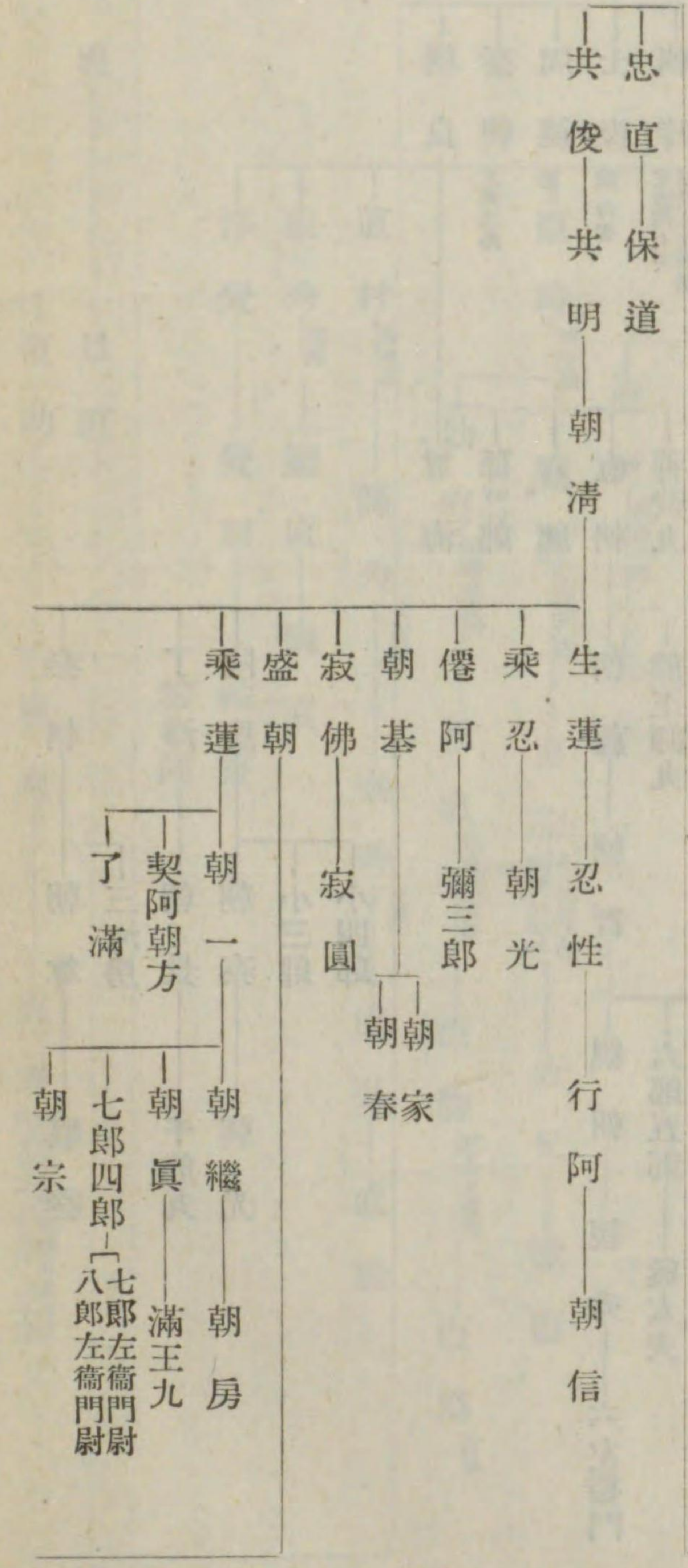
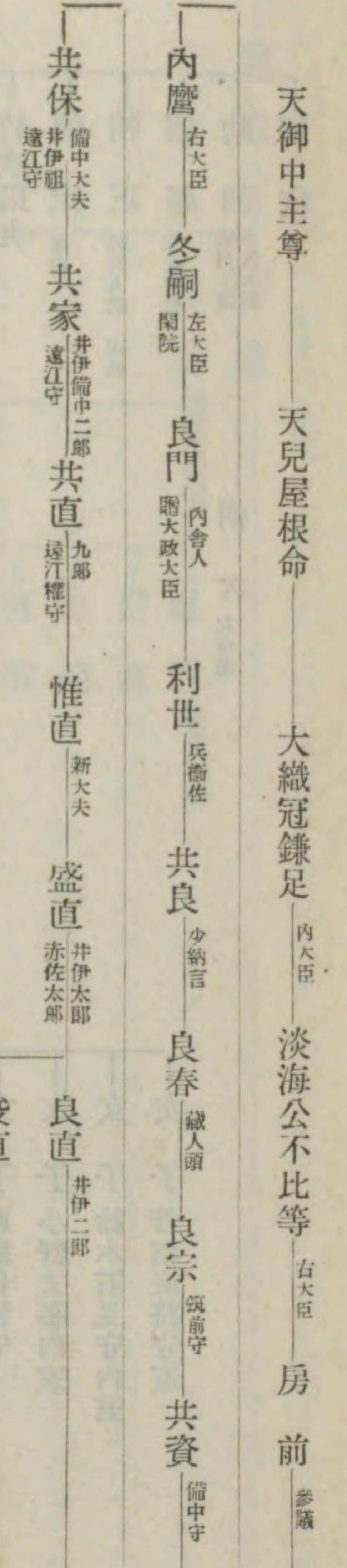
吉野朝時代

し、氏族遠近に繁衍し、最も勢力ある豪族なれば、元弘以來常に官軍に屬し、戦功も少なからず、此時また京師に在つて、官軍の爲に守る所ありしに、會、この世變に遭遇したれば、倉皇宮を奉じて京都を出で、近江國に至り、打出の濱より船に乗せ奉り、美濃路を過ぎ、尾張國犬山に渡り奉る。犬山は宮の御領なれば、暫く留りて御疲勞を慰め給ひしが、(南山巡狩録)此國中嶋の人堀田修理之亮之盛、同じく海邊の人參河守定高等馳到り、共に前後を警めて遠江に送り奉る。凡そ此間道政の心身を勞せし状は、寔に管ならざるものありきとぞ。

井伊介は日本武家の八介の一にして日本武家の隨一なり。(續和漢名數)

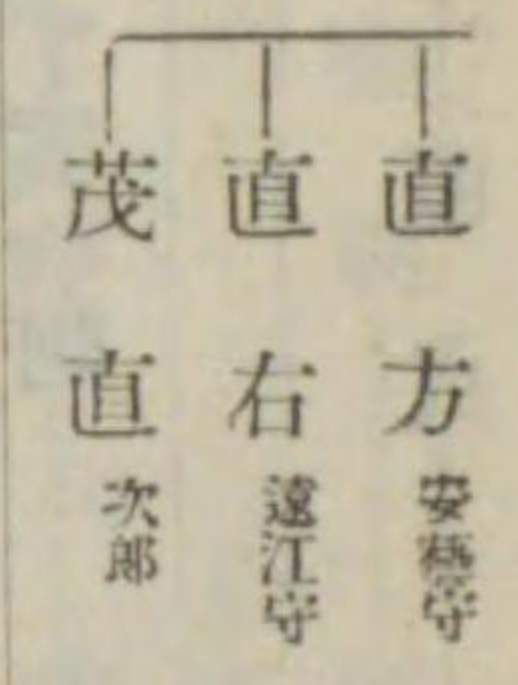
道政已に遠江に到れば、先づ領内の奥山城に入れ奉り、城郭を修理し、壘壁を高くし、以て敵の來襲に備へ、以て宮の御心を安じ奉り、又近傍將士に檄して順逆を諭し、聽かざる者は之を討じければ、遠近風靡せざるはなく、尋で新助高顯を遣はし、國中の親姻・豪族に檄し、大に兵を催したるに、犬居の天野一黨の、新に秋葉城を築きて旗を擧ぐるを始めとし、(掛川志稿)奥山・乾・二保・入野等の宗族等、各、兵を發し、先を争つて集り來りければ、井伊の山野は、俄然兵士に充されたり。遠江守護今川五郎範國、之を聞きて大に驚き、兵を率ゐてしばしば來攻めしが、井伊の軍戦ふごとに勝を制し、勢力は日に日に加はりければ、今川勢も攻めあぐめるがうへに、諸國の官軍も勢強く、味方の諸將も反覆常ならず、かたがた専ら力を井伊城に用ゐる能はず。遠州の官軍はただ盛なるばかりなり。(信濃宮傳・兵家茶話・大日本史)

井伊家系圖



事蹟

吉野朝時代



道政 遠江介

參照宗良親王於井伊谷奥山城築城守護

高直 遠江介

興父道政共奉從宗良親王

女 重子稱號河

侍宗良親王孫王子王女 伊良親王親子王女是也

顯直 遠江介

敦直 遠江介

成直 遠江介

忠直 關太郎

藩翰譜系圖云、自道政至成直六世也今以井伊氏明治系譜補之

(井伊家系圖)

引佐郡奥山

○奥山城、引佐郡に在り、奥山六郎次郎朝藤の築く所にして、子孫代代此に住す。親王御所の跡は、今井伊谷村城山の東麓、二宮大明神・二宮山圓通寺等の在る所これなりといふ。然らば奥山城は、御到着の時、暫くの御住所たりし所なるべし。(遠江風土記傳)

城山は、吉野朝時代の古城なり。當時は、此の城山の麓、南北五町、東西七町、西は奥山川を切入れ、東は伊平川を切入れ、要害となし、城山崎三百余歩の所に、御殿を建築し、御所之丸と號し、宮入御あり。表門の櫺形、今に在り、(文化年中、此の周圍の石垣を壊ち、井伊谷村二の宮神社前、舞臺建築の時、石垣に用ふといふ。)先づ物見城として、今の三嶽城山の巔に、小岩を築きたり。是れ四方遠望の自由なるによる。次に、谷津上野塚に、城砦を構へ、谷津直弘、其子藤三郎直能之を守る。今城小野村の東の川に沿ひて、岩石高く、東西北の三面は、川を要害とし、南は堀を掘立

てたり。此所は、岡彌次郎直藤・子美濃守直春・其子左近少監良藤之を守る。西は奥山城に奥山六郎次郎朝藤、其父遠江守之を守る。(藩名古城記)

谷津の砦、要害強しきに依りて、谷津と北向合せに、上野平に砦を築く。上野左衛門次郎直助、其子太郎直定之を守る。其子彈正直秀、新田義興と共に、武州矢口に於て討死す。かくて井伊城も守り兼ね、三河國界、田澤村あて山上に城を築き、田澤彦次郎頼直、其子大炊介通直之を守る。是れ皆井伊家の門葉なり。云云(城山補遺)因に云、里人三嶽城蹟を城山と音讀し、井伊城址を城山と訓讀して、區別す。

周智郡奥山

○周智郡奥山郷は、古昔の信濃國遠山郷の地に當るなりとは、風土記傳の説なるが、其の言ふ所に據れば、曰く、奥山郷佐久間村の諏訪神社は、郷人稱して馬主神社といふを考ふるに、貞觀二年信濃國馬背神授從五位下云云とあれども、後世信濃國に馬背社なくして遠州に在れば、延喜前に、信濃國伊奈郡を割て、遠江國に隸するか。又曰く、奥山郷は、倭名鈔の大峰、山香郷に當るなり。昔山伏の修行者、大峰に入る者と稱し、今の龍頭山に登りしが、龍頭山の西北に大峰村・峰村等あれば、之を以て證とす。蓋し建武以來奥山と號すと。古老曰く、昔大裏の御領たりし頃は、每里に長一人あり公門と號し、三年ごとに上番して、衛士に准ぜらる。仕丁一人あり、京夫丸と號せり。世亂れて行路通ぜざる時は、貢を焼て烟を擧げ、之を天に奉ず。所謂貢烟の地にして、之を神伊呂利と號す云云と。古昔の奥山は上記の如しとし、當時の狀を按ずるに、奥山郷といふは、山香庄に在りて、相月・領家・地頭方・大井・佐久間の五村を包容せるが、其の地頭方なる久頭郷の高根城は、即ち當時奥山金吾正定則の築きて、官軍の爲に守りし所なり。奥山定則は、妙法院宮の子、興良親王の供奉の侍にして、親王父子に隨ひて遠江に下るや、此城を築きて守護し奉れり。即ち井伊

事蹟

高根城 奥山金吾 正定則

神伊呂利

奥山の内 裡御領

吉野朝時代

七〇

介は、父親王を奉じて井伊城に據り、金吾正は、御子親王を奉じて高根城に據り、南北勢を合し、賊將今川心省を討伐せられたるなり。金吾正の家紋は、丸の内に横木瓜、幕の紋は劍片喰、而して井伊氏の紋は橋、橋と劍片喰との旗、南北に翻るを見れば、勇まざらんとすとも誰か得ん。(遠江風土記傳・古老談) ○領家村の長尾に、金吾八幡社といふ神社あり、是れ金吾正定則を祀れる所にして、神主公門家は是れ其の子孫なり。而して其の倉平の二本杉は、定則の卒後火葬せし所といふ。社内に笛長一尺三寸、鉦形甲蓋長一尺、半弓一張を祕藏し、里には大裏・大門・政所・朝臣・小畑等の名存して失せず。而して朝臣・小畑は、御旗揚の場所と傳ふるもゆかしからずや。(遠江風土記傳)

金吾八幡社
興良親王旗揚の地

長尾

長尾は、金吾正老いて後、隱居したる地にして、金吾正老して後、其子民部頭家を継ぎしが、當時信州に、遠山土佐守といふ者あり、勢最も盛なり。一年大軍を率ゐて、高根城を攻めんとし、青崩峠を過ぎて、万勢に軍す。民部頭逆へ戦ひ、激戦數刻の後、衆寡敵せず、大敗して死し、一族も概ね殉死せり。然るに其妻隙を窺て逃れ出で、二子を携へて水窪に到りしが、敵の追撃甚だしければ、二子を携へて逃るることの難きを思ひ、一子を河中に投じ、一子を懷きて、池之平といふ所まで奔逃せしを、敵追窮して母子を併せ殺せり。今御歛神社と稱する神社あるは、此の母子を祀る所といふ。此の池之平には、由來不可審議なる所ありて、三年目及び七年目には、周圍半里許りの池水を、平原の中央に生ずるを常とす。而して其水は、臭甚だ生臭きのみならず、木材又は落葉を投するに、一も浮ぶことなく、悉く水中に沈む。里人以て怪とす。

御歛神社
池之平池水の怪

高根城陷

一説、奥山金吾正定則の子を、奥山大膳亮定元といひ、大膳亮の子を、奥山能登守定正といひ、定正の子を奥山民部

少輔貞益といひ、世世高根城主となる。是則ち奥山家の宗家なり。貞益に數多の弟あり、次弟美濃守定茂は、中部水巻城に居り、三弟奥山加賀守定吉は、大洞若子城に居り、四弟奥山兵部丞定友は、大井小川城に居り、其弟奥山大隅守は、大峰中之鼻に住し、末弟奥山左近將監友久は、西手熊村に住し、共に宗家の藩屏となる。而して友久には一女ありしが、之を信州和田城主遠山土佐守に嫁して姻戚となれり。然るに水巻城主定茂は、宗家の貞益と故あつて快からず、遂に野心を蓄へ、密に援を和田城に乞ふ。和田城主遠山土佐守は、其事をも知らず、三子遠山景則を遣はしければ、定茂は之を先鋒として、先づ父の閑居せる舟木澤を襲へり。定正は不意を打たれて、防ぐこと能はず。遂に自殺せり。定茂勝に乗じて、貞益を高根城に襲ふ。貞益時に事あつて、熊村に至り、不在なりければ、定茂心のままに亂入し、火を放つて之を攻む。貞益の室を於加波御前といひ、一族郎黨多く死するを見、二子を携へて、城より脱れ出で、向市場の前に至りけるが、追撃の急なるを見、免れ難きを知り、川に投じて死す。是れ永祿年間の事なりと謂ふ。(土地傳説)

佐久間大裏

○佐久間村は、里十三所に分れ、邑主一人を公門と稱す。中部も亦其一なり。佐久間村にも大裏ありて、大峰の大裏を距ること、凡そ二百町、領家の大裏を距ること、凡そ百町なり。或曰く、此の大裏は、此後宮信州へ御旅行の時の宿所なりと、(遠江風土記傳) ○大井村は、戸口・瀬尻・大峰・伊須賀等の總稱にして、其の大峰の大裏は、大峰山に在りて、佐久間大裏を距ること、凡そ二百町なり。(遠江風土記傳) ○乾は、岡より宮方なる天野經顯の居城なり。其の秋葉といふは、即ち勝坂にして、乾と境を接せり。○水久保の小側といふ所に、内裏といふ所あり。○二俣郷は、古の壬生郷にして、笹岡の古城址は、想ふに當時の築造なるべし、而して赤佐三郎等に屬せしものならん。(遠江風土記傳) ○入野は、敷智郡に在り。後二條天皇の皇子、木寺

大井村
瀬尻
大峰大裏
乾城
秋葉城
勝坂城
水久保内
二俣郷
笹岡城
入野村

事蹟

七一

吉野朝時代

七十二

木寺宮
龍雲寺
井伊家の
姻戚諸族
宗良親王
略傳

宮の在す所にして、御子孫長く此に住ませ給ひ、殿をば木寺宮と稱し、地をば本所方といふ。後世永祿年間、御子孫信濃國に奔らせらるるに及び、宮宅を墮ちて寺を建つ。龍雲寺是なり。御調度を藏して後世に傳へ、永く寺の什寶とす。此外井伊家の姻親に、山名郡の貫名・石野、豊田郡の赤佐・上野、引佐郡の井平・田中・谷津、其他石岡・河井・岡・中野等の諸族ありき。(遠江風土記傳)○宗良親王、母は冷泉爲世の女にして、贈從三位宮人藤原爲子といふ。親王年十餘歳にして僧となり、尊澄と稱す。妙法院に住して、三品に叙せられ、天台の座主にならせ給ふ。

第二百二十三 三品尊澄親王法親王 治山三年

後醍醐院第八皇子、母從三位爲子、大納言爲世 尊教大僧正弟子、

元徳二年十二月十四日補任、元弘元年八月廿九日、去山門、行笠置山、九月止座主、配流讃岐國、

第二百二十三 尊澄親王

元弘三年正應二年六月、自讃州歸洛、仍山務毎事不可違、元弘元年之儀、不_レ及_二重宣下_一、云云、建武

元年六月廿二日、拜堂並拜賀

同三年正月十日依尊氏(以下)

同年二月廿四日、賜八瀬駕輿丁等於 綸旨、八瀬童子等年貢以下之事、課役一向、所_レ被_二免許_一也、可

レ被_レ存_二其旨_一者、

天氣如_レ此、悉_レ之。

建武三年二月廿四日

左 少 辨(何) (新撰座主傳)

天皇の北條氏を謀り給ふや、親王は尊雲親王と共に、常に其の計畫に與かられしが、未だ發せざるに事露はれ、元弘元年八月、天皇笠置に蒙塵せらるるに及び、尊雲親王と共に僧兵を糾合し、賊將佐佐木時信と、近江幸崎濱に戰て之を走らす。既にして僧豪譽叛き、親王の執事澄俊を執へて、六波羅に送ることあり。又僧都獻全は、門徒中最も豪富と稱せられし者なるが、是亦叛きて賊に降りしかば、親王終に支ふること能はず、石山に逃れ、遂に笠置に走り給ふ。笠置城陥るに及び、執へられて、長井左近大夫高廣の家に拘せられしが、二年三月八日、遂に讃岐の松山に遷され、高廣に保られて出立つ。(船上記)其の出立の日迫りて一二日となりし時、偶、雨降りて寂寥に堪へ給はで、

うき程はさのみ涙のあらばこそわが袖ぬらせよそのむら雨

尋で都を出で、近江國打出に到れば、昨尊良親王此に宿し給ひぬと聞くに、思はず壁間を見れば、藤原爲明の筆にて、左の一首あり。

いとせめてうき人やりの道ながら同じ宿りと聞くぞうれしき
親王見て、其傍に書き添へ給ひて、曰く、

すゑまでもおなじ宿りの道ならば我いきうしと思はましやは

已に松山に到りて月日を経給ひしに、大納言爲世より、

松山は心づくしにありとても名をのみ聞きて見ぬぞ戀しき

事 蹟

七三

吉野朝時代

と、一首の和歌を贈られければ、親王また返歌あり、

思ひやるころづくしもかひなさに人まつ山とよしやきかまし

(南山遺草)

爲世は、京極黄門定家の孫、爲氏の子にして、宗良親王には外戚の祖父、已に高年の人なりしが、此の如く五に贈答慰藉する程に、北條氏の亂平ぎければ、親王は四國の兵を率ゐて京師に還り、再び天台座主とならせ給ふ。然るに茲年天下再び亂れ、足利尊氏叛きて京師に逼り、天皇延曆寺に幸し給ふや、親王を一品に叙し、以て僧徒を勉勵せしむ。天台座主の、一品に叙せらるる之を始とす。然り而して天皇尊氏の僞降を容れ、再び京師に還らせらるるに及びければ、親王は斯く井伊城に走り給ひしなり。○十五日、高武藏守師直命を傳へ、駿河國沼津郷を、少輔四郎入道に與ふ。

會我與太郎時助申、駿河國沼津郷(公藤右衛門尉跡)事、任去二月八日御下文之旨、可被沙汰付之狀、依仰執達如件。

建武三年十月十五日

少輔四郎入道殿

(坐右集)

武藏權守(判)

沼津郷
大野郷
車返

沼津郷は、古の大野郷にて、大野郷は、阿野・大岡兩庄の合併したるものなり。駿東郡に在りて、三嶋に通ずる道、即ち沼津三枚橋町は其中にして、當時の車返は同所なり。但し後世の位置は少しく轉ず。或云、沼津は、富士沼の端にして、大洋の舟著なれば此名あり。(名寄蝶) 或又、沼津は沼土築の略なりともいふと。

工藤祐時

工藤祐時は六郎左衛門と稱し、祐經五代の孫なり。尊氏に従ひて、建武三年四月、本國伊豆より日向に到ると、嶋津家譜に見ゆるが、此人其儘日向に領地を賜はり、其の舊領たる沼津の闕所となりしに依り、今他人に與へしものか。然らば祐時・時助何れか誤りなるべし。但し祐經の長子祐時、源賴朝の時、日向の地頭職となりて、其國に下りし事あり。

走湯山領
還附

○十二月六日、豆州走湯山領の中田保・西嶋郷等、凡そ駿河國に在りしものは、前に大概ね武人の侵掠する所となりしが、此に至て之を還附せらる。

走湯山領、駿河國中田保・西嶋郷等事、依安倍凶徒蜂起、雖預軍勢等如元所返附也。云云

建武三年十二月六日

當所預所 (集古文書)

前上總介(花押)

吉野行宮

○天皇花山院を逃出でて大和國に幸し、吉野吉水院に遷御ましますといふ。(兵家茶話)

大乘院日記目錄に云ふ、十二月廿日、先帝(後醍醐院)吉野行幸、密儀也、帝位如三年、號如元。(十月十日光明院殿御即位止、延元號、號建武三年、延元元年、京都建武三年也。一天兩帝南北京也。

尊澄法親
王井伊城
に在りて
御述懷

二年三月廿九日、此頃、中務卿尊澄法親王は、遠江國井伊城に坐ましが、折にふれて一首の和歌を詠じ、御述懷あらせ給ふ。

咲かばまづ行てこそ見め我がやどとたのむ吉野の花の下かけ

(南山巡狩録)

吉野の花の開くを待たせたまふことはさることながら、花山院に幽せられ給ふ、父天皇の御運の開かせ給

事蹟



吉野朝時代

後醍醐天皇
吉野に遷御

ふを念ぜさせ給へる御心の程、推量り奉るも畏しや。熟、惟るに此詠あらせ給ふは、去年十二月、御父天皇の京都を逃れ出で給ひて、吉野なる吉水院に遷御せさせられしを聞召給ひて、勇氣常に倍し、兵を率ゐて再び上洛の途に上り給はん御志の、機微に現はれさせ給ふものと察し奉れば、勇ましなど言ふばかりなし。

初め天皇、重祚の御事相違あらじと、種種に構へて奏聞せし、尊氏が許畧を御憑みありて、叡山より還幸成りしかども、固より尊氏の謀計に過ぎざれば、還幸まします即ち花山院の故宮に幽せられさせ給へば、宸襟を寂寞の中に惱ませ給ふこと幾何なりけん。霜に響く朝の鐘には御枕を敬て、楓橋の夜の泊には御哀を副へられ、梢に餘る北山の雪に御簾を撥げては、梁園の昔の御遊に御涙を催され、紅顔花の如くなりし三千の宮女も、一朝の嵐に誘引れては、夜の御殿に入らせ給ひても、夢より外の昔はなし。紫宸に星を列ねし百司の老臣も、満天の雲に掩はれて、参り仕ふる人としては一人も無ければ、況して天下の事を尋ね聞召さるべき便もなく、朕が不徳如何なれば、斯く佛神にも放たれて、逆臣には犯さるるならん。斯くては舊業の回復も淺猿しく、此の世の中も憑み少なしなどと、思召されつゝ、寛平の遠き跡をも尋ね、花山の近き例をも追はばやと、思ほし立たせ給ふ時しもあれ、刑部大輔景繁といふ者、武家の許を得て、只一人伺候しけるが、勾當内侍を以て、竊に奏聞しけるは、「越前金崎の合戦に、賊軍毎ねに敗るれば、加賀國の劍・白山の衆徒等、悉く歸順し、將に富樫介の守る那多城を攻陥し、進みて金崎の後攻めをせんと謀りけるに、先に還幸の供奉して京師に上りたりし、菊池掃部助武俊・日吉加賀法眼以下も、はや已に之を傳へ聞き、共に皆な自國に逃下り、齊しく義兵を擧げしが、今は全く國中を征服し畢りければ、天下の回復遠からじと、謳歌の説耳に満ち侍り。然れば近き間に、夜に紛れて大和の方へ臨幸なり、吉野十津川の邊に皇居を定めさせ、綸旨を諸國に成し下されて、義貞が忠心をも助け、皇統の聖化をも耀かし給へ」と、赤心面に溢れて奏上しける。

天皇事の趣を具さに聞召され、心ひそかに悦び思ほし給はく、然らば天下の武士、帝徳を慕ふもの尙ほ多かり。今の景繁の言は、當に天照太神の憑りて宣ふ所なるべし」と、因て明夜必ず寮の馬を曳きて、東の小門外に待つべしと告らせ給ふ。明夜約束の時に至りければ、天皇は女房の服を装はせられ、三種神器をば新勾當内侍に奉持せしめ、兒童の躑躅ちたる築地の崩より、忍びて逃出させ給ひけるを、景繁待ち受けて、天皇を寮の御馬に昇き乗せ奉り、三種神器をば自から荷擔して、夜の中に大和路に出で、梨間宿まで先導し奉る。白晝此の如き狀にて、南都を過ぎ給はば、人の怪むこともあらんと、天皇をば怪しげなる張輿に乗せ奉り、供奉の上北面等を輿丁とし、三種神器をば、足付の行器に納め、初詣する人の、破籠など入れたるを携ふる如くに装ひ、景繁自から夫となりて之を奉ず。君臣上下習はぬ旅行なれば、急ぐとすれど道抄らず、日暮僅に内山に著くを得たり。此まで逃れさせ給ふにも、若くは賊の覺りて、追來ることもあらんずらんと、安き御心もあらせられねば、今夜如何にもして、吉野邊まで成らせ奉らんと、更に寮の御馬を奉りたれども、十二月廿八日の夜なれば、道路暗黒にして咫尺を辨せず、殆んど一步をも進むる能はざるに、俄に春日山の頂より、金峰山の嶺まで、光輝燦爛たる物飛渡り、恰も松明を點するが如く、終夜天地を耀かしければ、俄に夜の明けたる如くにて、行路難なく、曙の頃、大和國賀名生に著かせ給ふ。

此處は山間僻陬の地にして、人煙幽かに鳥聲稀に、柴を圍みて家と成し、薯蕷を掘て食となす所にして、

事蹟

吉野朝時代

一ノ瀬の
尊澄法親
王

皇居とすべき所もなく、供御に充つべき物もなければ、景繁は試みに吉野大衆を語りひ、君を入れ奉らばやと思ひ、急ぎて吉野に到り、宿老吉水院法印に面し、情を告げて之を議れば、法印悦び諾し、満山の衆徒を語りひ、藏王堂に集り相議して曰く、古へ清見原天皇の、大友皇子に襲はれ給ふや、此處に行幸まじし、尋で天下太平の基を開き給へり。其の先蹤に従つて、今畏くも仙蹕を此に遷し給ふこと、衆徒何ぞ異議に及ぶべけん。且つ昨夜の光輝の、臨幸の道を照らししを考ふるに、此山の鎮守藏王權現・小守勝手大明神の、三種神器を擁護し奉り、萬乗の聖主を守護し奉る、瑞光ならずんばあらず。然らば我徒の之に奉仕する者、争か暫くも猶豫すべけん」と、因て若大衆三百餘人、皆な甲冑して御迎に出立てり。此事を聞き傳へたる近國の武士等、楠帯刀正行を始として、和田次郎・眞木定觀・三輪の西阿・紀伊國の恩地・牲河・貴志・湯淺等五百騎、三百騎づつ引續き、各、先を争て馳集りければ、腰輿は雲霞の勢に前後を圍まれ、幾何もなく吉野に臨幸なりて、吉水院に玉座を備け給ふ。春雷一たび動く時は、蟄蟲悉く萌蘇するが如く、龍駕一たび花山院を出でて、諸國の忠臣俄に蜂起し、聖運忽ち開けて、賊勢俄に衰ふべし、あな心地よき瑞祥かなと、見聞する者、みな異口同辭に歡ばざるはなし。此に於て詔を四方に下し、勤王の兵を募らせ給ふ。然らば我が井伊の親王も既に此詔を得させられ、此の述懐の御詠とは成り給ひつらん。○五月十四日、此夏、中務卿尊澄法親王、井伊が領内、一ノ瀬の山奥に住ませ給ふに、今日始めて郭公の鳴くを聞かして、

深山をばひとりな出でそ郭公我も都の人はまつらむ

(南山巡狩録)

と詠ませ給ふ。都の人の親王を待つは、戀ゆるにあらずして、王業恢復の爲なるべし。親王の都を忍び給ふ

平田寺龍
峰上人寂

は、花紅葉にはあらずして、父天皇の御謀を助け奉りたきが爲なるべし。○六月三日、遠江國榛原郡相良郷平田寺主龍峰上人寂す。足利尊氏京師に在り、遙に其計を聞き、哀慕措く能はず、自ら内に入り之を奏す。帝之を聞召して、綸旨を降し、莊内若干畝を賜ひ、以て皇基の萬歳を祈り、並に上人の追福に具せしめ給ふ。

井伊城攻

三方原の
戦

尋で尊氏郡吏に命じ、靈松庵を營み、又諸種莊嚴の具を賜ひ、以て法物を備へしむ。靈松庵は雄峰上人を葬りし所なり。(平田寺草創記) ○此月、中務卿尊澄法親王、兵を井伊城に起し給ふ。遠近來り應ずる者多く、兵勢大に奮ふ。遠江守今川範國これを聞きて來り攻め、激戦時を移し、死傷少なからず。賊將筑後前司・佐野大輔房等、井伊城下に戦死する者多く、今川勢終に敗退す。(後鑑・常樂記・大日本史) ○七月四日、井伊城には益、兵を集め、進んで賊を討するの謀を運らす處に、今川勢再び來攻むと聞えければ、兵を三方原に進めて迎へ戦ふ。(南山巡狩録) 激戦數回の後、賊軍また敗れて退く。此役遠江の人三和次郎右衛門尉光繼といふ者あり、賊軍に在つて奮戦せしが、主將其勇を稱して證狀を附與せり。

目安

遠江國御家人三和次郎右衛門尉光繼申軍忠間事

右今月四日三方原御合戦之間、光繼懸先、懸入數多御敵中、捨身命致散散戦、切捨凶徒畢。同所合戦之間、此段高木左衛門三郎・柴孫五郎見知畢。有御尋不可有其隱、然早下賜、御證判、爲備後鏡、恐恐言上、如件。(後鑑・三論文書)

建武四年七月四日

事蹟

承了(判)

吉野朝時代

松井助宗の功

松平周防守康親
松井屋敷

三方原は、濱松宿の北方の曠野にして、引佐・龜玉・敷智三郡の交界となり、南北二里東西一里ありて、曳馬野は其の南端なり。○五日、遠江守護今川心省、部下の土松井八郎、昨四日三方原の戦に奮闘の功ありして、書を與へて其功を證す。松井八郎名は助宗、駿河國止駄郡下ノ郷村の人にして、初め足利尊氏に仕へ、後今川家に屬したるなり。此家、この後代代今川家に仕へしが、十代の孫宗保の子康親といふ者、今川家滅亡の後、徳川氏に仕へ、松平周防守と稱し、徳川氏功臣の一人と稱せらる。住所は同村松井に在りて、松井屋敷と呼び、其名存す。

山城國御家人松井八郎助宗申ニ軍忠事。今月四日、建武遠江國伊井城前、於ニ三任原御合戦ニ致シ忠節ヲ、御ニ落懸先ニ御敵頭取、井伊其外凶徒兩人切落畢。此條横地治部丞・朝夷奈五郎見知訖。然者爲ニ後證、下ニ賜御證判、彌致ニ軍忠、爲ニ成勇ニ恐惶謹言。

建武四年七月五日

見

知

了

(花押)

(南山巡狩録)

井伊の官軍振ふ

伊豆國船手新田軍の裏切を勸む

此書に依て見れば、遠州の横地・朝夷奈の輩は、當國賊軍の部將たるを知るべし。○六日、今川勢、井伊城を攻む。○八月四日、中務卿尊澄法親王、尙ほ井伊城に在て義故を糾合し、兵勢を養ひ給ふに、今川氏見て猶豫すべからずとなし、兵を遣はして來攻めしむ。井伊介道政等、防ぎ戦ひて之を退く。(南山巡狩録)此に於て、各地傍觀の武夫等、争ひ來て從ふ者日に相繼ぐ。井伊の官軍大に振ふ。○此頃新田氏の族、兵を率ゐて鎌倉を攻めんとし、武藏野に陣す。鎌倉管領左馬頭基氏、伊豆國船手の士に檄して、敵軍に混入し、内應をなさしむ。

回文之事

一去秋、新田武藏少將義宗・脇屋右兵衛佐義治・左兵衛佐義興・越前之金崎ニ而、義領被レ討、晝夜含ニ意趣ヲ、武藏野構出張幸之合戦、豆州船手之面面、不レ移ニ時日、潛ニ忍、爲ニ裏切、欺ニ右三軍大將、尊氏公見參、可レ給レ入ニ恩賞ニ者、依レ請捧行者也。

延元丁丑八月

鎌倉管領左馬頭基氏 (花押)

高山道政 (印)

仁木頼重 (印)

土肥高谷城主富永備前守

田子小松城主山本飛彈守

中立石坂城主小澤隼人殿

松崎澤谷城主渡邊伊與守

雲見上山城主高橋丹後守

青野摩原城主鈴木木和守

見佐堤坂城主進士美濃守

三根金原城主笹本豊後守

本郷氏嶋城主志水長門守

月崎池原城主御廉日向守

長津呂泉城主同名參河守

(松屋筆記)

官軍蜂起

○九月、先是、主上は華山院の故宮に幽閉せられ、金崎の官軍、壘殺せらると聞えければ、今は再び皇威の振はんこと、近き世には願うても得べからじと、世擧りて思定めけるに、天運回復の時に向へるか、主上は三種神器を擁して、吉野に潛幸あり、新田義貞は、已に數萬騎を率ゐて、越前國に出でたり、山門より供奉したる大館左馬助氏明は、伊豫國に逃れて、土居・得能の子弟と合し、四國を征服せんと謀り、江田兵部大輔行義は、丹波國に馳せ至りて、足立・本庄等を説き下し、已に高山寺城に楯籠り、金谷治部大輔經氏は、

事蹟

八一

吉野朝時代

播磨國東條に據て起り、吉河・高田が勢を降だし、更に進みて丹生の山陰に城郭を構へ、以て山陰の中道を塞ぎ、宇都宮治部大輔入道は、紀・清雨黨の士、凡そ五百餘騎を率ゐて、吉野に馳せ上り、還俗して四位少將に任ぜられ、楠正行兄弟は、已に入て吉野を守り奉るなど、主上舊勞の功臣、義貞恩顧の將士等、四方より争ひ起つて響應すれば、苟くも勤王の志ある者は、病雀花を啄みて、飛揚の翅を伸べ、轍鮒雨を得て、喙の唇を濕ほすと、悦び思はぬ人なきに、此頃また、鎮守府將軍北畠顯家は、奥州五十四郡の兵を催し、數十萬騎に將として、已に國境を出でしに、新田義貞の次子徳壽丸も、之を聞きて上野國に起り、二萬餘騎を率ゐて、武藏國に出で、入間河に著到を付け、國司の合戦若し延引せば、自餘の勢を待たずして、鎌倉を攻むべしと云云、世評嘖嘖として、官軍の勢威を説かざるものなかりしが、井伊城に坐ます尊澄法親王は、天下の形勢此の如きを見給ひ、奮つて宣く、「いで吾も上洛せでは叶ふまじ、國司の兵に、合する合せざるは、時の勢に従ふべし、速に上洛の準備せよ」と。此に於て井伊・奥山の諸將を始め、其他の將士等、刀を研ぎ矢を矧ぎ、踴躍して命の下るを、今や遅しと待ち詫びぬ。時に相摸次郎時行も、已に吉野殿より、勅免を蒙りたれば、伊豆國より起り、(南山巡狩録)兵五千餘騎を率ゐて、足柄・箱根に陣し、使を北畠顯家に遣はし、相共に鎌倉を攻めんと約せしと聞くも奇しきや。(豆州志稿・大日本史)

尊澄法親王を井伊兵に起す

北條時行伊豆に起る

相摸次郎時行は、一家亡滅の後、先に一たび兵を起して、直義を驅逐し、鎌倉に據りて勢威を振ひ、中前代の名に、天下の耳目を聳動せしも、只槿花一日の榮に過ぎずして、其後は天に踞り地に踏して、一身を置くに安き所もなく、この禪院かしの律院に、一夜二夜づつ明かして潛匿せしが、竊に使者を吉野殿に遣はし、切に歸順を請うて曰く、

時行上書

亡父高時法師、臣たるの道を辨ぜず、遂に滅亡を勅勘の下に招きたり。然れども是れ固より天誅の理に當るを知るが故に、臣時行、一毫も君を恨むの念を存せず、却て恐懼に堪へざる所なり。是を以て、元弘に義貞の關東を滅ぼし、尊氏の六波羅を陥るるを見るも、彼等二人の私意に出づるにあらず、偏に勅命の尊に依りて、征伐の勞に服せしものとし、憤を公義に忘れしに、豈に計らんや、尊氏忽ち朝命に抗し、威を綸命に假りて、世を反逆に奪はんとし、其事已に顯著ならんとは。抑も足利の家は、祖先以來、常に當家の優遇を蒙りたるものなるに、尊氏に至り、恩を荷ひて恩を忘れ、天を戴きて天に乖けり。其の大逆無道の甚だしきは、世の惡むところ、人の指すところに依りて知るべし。故に當家の一族等は、敵を他に取らず、一是に其恨を尊氏直義に散ぜんと欲するなり。天鑒明に下情を照させ給はば、枉げて勅免を與へ、特に朝敵誅伐の計畧を運すべき綸旨を下し賜はるべし。希くは驚鈍を竭して、官軍の義戰を助け、赤誠を奉じて、皇統の大化を仰がん。願ふに不義の父を誅して、忠功の子を用ゐられしこと、古より其例なきにあらず。異國には趙盾、我國には義朝、其他泛泛たる類は勝けて計ふべからずと雖も、用捨偏なく、弛張時あるは、明王士を選ぶ徳なり。如何ぞ既往の罪を咎めて、現在の忠を棄て給ふべけんや。云云

と、傳奏に託して赤心を披瀝し、細さに宿志を奏聞したりけり。主上熟、叔覽あらせられ、詔して宣く、「犂牛のたとへ其理違はず。罰、その罪にあたり、賞、その功に應ずるは、善政の最なり」と、依て恩免の綸旨を下させ給へり。當時、相摸次郎時行は、伊豆國は素と祖先發祥の地にして、其の走湯山は、鎌倉幕府歸依

事蹟

北條時行伊豆に起る

吉野朝時代

下嶋郷地頭

の靈地なれば、恩顧を垂れしことも淺からざる縁固ありとて、故領へ北條に來りて、暫く潛み居たりしに、今此の恩命に接して、悦ぶこと斜ならず、走湯權現の威靈に依り、僧兵數多の援助を蒙り、難なく五千の鐵騎を催し得たるなり。(太平記傳) ○十月二日、國宣の執達ありて、駿州下嶋郷の地頭職を、富士大宮司に復せらる。

駿河國下嶋郷地頭職事、任去月八日國宣之旨、所奉打渡富士大宮司也、仍渡狀如件。

建武四年十月二日

景隆(例) 明仙(例)

國府八幡宮領

○十二月廿二日、足利尊氏、天下靜謐の速かならんを欲し、遠江國貴平郷を、同國國府八幡宮に寄附し、只管神助を仰がんとす。

奉寄 遠江國府八幡宮

當國羽鳥庄内貴平郷地頭職事

右爲天下太平家門繁昌、令奉寄之狀、如件。

建武四年十二月廿二日

源朝臣(例) (後鑑・古文書)

羽鳥庄 服織神社 貴平郷

羽鳥庄園の境界詳ならず。後世村名となつて存し、天龍河の西岸に沿ひ、豊田郡に屬す。此地に服織權現社あり。齋神は穗日命にして、所謂長上郡の式内服織神社是なり。庄名も亦之に基く。貴平の地は、已に奈良朝時代に見え、其の國歌は載せて萬葉集に在り。

遠江國歌

阿良多麻能伎倍之波也之爾奈乎多氏天由吉可都麻思自移乎佐伎太多尼
伎倍比等乃萬太良夫須麻爾和多佐波太伊利奈麻之母乃伊毛我乎杼許爾

中泉國府 八幡宮

時行等鎌倉を討す

此に依て考ふれば、貴平郷は古代龜玉郡に屬せしを、龜玉河洪水の時遷徙せるならん。また國府八幡宮は、豊田郡中泉町に鎮坐せり。鎌倉の時、安田義定當國の守護となり、國府を城之崎に移すに及び、故官府の地に八幡大神を齋き祀る。是を國府八幡宮と稱す。(遠江風土記傳) ○廿八日、相摸次郎時行、北畠國司の軍と謀し合ひ、伊豆を出でて、鎌倉へ攻め寄せたるに、(櫻雲記) 鎌倉勢風を望みて潰え、大將左馬頭直義を守りて走る。高・上杉・桃井以下の諸將等、皆な思ひ思ひに成りて、四方に潰走せりといふ。(大日本史) ◇三年正月二日、足利尊氏、駿州葉梨庄内田の地を以て、其將松井兵庫允宗次に與へ、其功を賞す。

駿河國葉梨庄内田地壹町、并屋敷壹所、地頭職事、守先例可令知行之狀、如件。

建武五年正月二日

源尊氏(例)

松井兵庫允殿

兵庫允は、六條判官爲義の十三男、松井冠者維義五代の孫にして、是より葉梨に住す。

兵庫允五代の孫、兵庫頭保仲は、今川範忠に屬し、(駿河志料) 七代の孫松井左近忠次、徳川家康に仕ふ。左近忠次は松平康親にして、天正三年八月、遠州諏訪原城を守るに及で、周防守康親と改む。家忠日記云、忠次に御諱字賜て康親と號す。左近を改て周防守になし給ふ云云、葉梨に古屋敷と稱する地あるは、兵庫允の舊蹟にあらざるかと。

北畠顯家 西上

○七日、鎮守府將軍權中納言源顯家、已に鎌倉の賊を掃蕩して以謂らく、此後鎌倉に滞留して、曠日久しき

事蹟

吉野朝時代

顯家三嶋社に祈る

に彌るは爲すなきなり、速に上洛せんには如かずと、やがて軍を率ゐて鎌倉を出で、海道に途して三嶋に到り、三嶋社に參籠し、伊豆國安久郷を寄せて神領とし、以て天下泰平を祈誓せり。(南山巡狩録・三嶋社立書)此の文書は同社の神庫に藏め、永く後世に傳ふ。想ふに北畠顯家は、此後五月年廿二歳にして、阿部野に戦死すれば、此の寄進状は、此卿の絶筆なるべしと、或はいふ。

寄進 三嶋社 伊豆國安久郷事

右爲^み天下泰平所願成就^し、奉^ん寄進^し之状、如^し件。

延元三年正月七日

權中納兼陸奥大介鎮守大將軍源朝臣

(花押)

(豆州志稿・大日本
奥・南山巡狩録)

奥州勢五十萬橋本に至る

鎌倉勢西上遠江に著す

○十二日、鎮守府將軍源顯家、遠江國橋本に到る。顯家は此行大に上洛を急ぎ、日を夜につぎて上りしが、其勢都べて五十萬騎、前後五日路、左右四五里を押し通りければ、至る所田畑の害せらるるもの少なからず。加之、元來殘暴無慚の東夷なれば、當路の民屋を追捕し、神社佛閣を燒盡して顧みざるが故に、惣べて此勢の過ぎし跡は、海道二三里の間、塵を拂ひたる如く、在家の一字も残らず、草木の一株も無かりしに、途より馳せ加はる者の少なからざりしは、其勢を見て怖れたるものか、されば是より京都までの道に、此勢を支ふべき者あるべしとも思へざるなり。此時遠江國井伊城の尊澄法親王は、上洛の準備已に整ひたりければ、井伊・奥山・天野・入野の諸將等、數千騎を引率し、國司の大軍に合して同じく西上せり。(大日本史) 此後國司の軍は、廿一日の頃尾張國に到り、廿八日まで合戦し、道を轉じ、伊勢より京師に向へりといふ。(太平記) ○先に奥州勢と戦て大敗し、四方に潰散したる鎌倉勢は、奥州勢の西上せし後を窺ひ、所所より起て亦西上

今川五郎入道

せり。上杉民部大輔・舍弟宮内少輔等は、相摸國より起り、桃井播磨守直常は箱根より打出で、高駿河守は安房・上總より鎌倉へ押渡り、武藏・相摸の勢を催すに、期する所あつて國司勢に従はざりし江戸・葛西・三浦・鎌倉・坂東の八平氏、さては武藏の七黨等、三萬騎馳到る、又清の黨の統領芳賀兵衛入道禪可といふは、元來足利家に望を屬せし者なれば、紀・清兩黨の、國司に屬して西上せし時は、病に託して國に留りしが、清の黨千餘騎を率して馳加はり、總勢五萬餘騎、國司の後を追うて西上し、先陣已に遠江國に著す。時に遠江國の守護今川五郎入道は、同國三倉山に陣したりしが、之を聞き、二千餘騎にて馳加はり、(櫻雲記) 海道所所に合戦し、其功少なからざりきとぞ。(今川記・難太平記)

尊澄法親王西上

中務卿尊澄法親王は、井伊・奥山等の諸將を率ゐ、奥州勢に合して西上せしが、垂井・赤坂邊に到れる頃、後より上り來る後詰の鎌倉勢、漸く迫り近づけば、顯家は之を見て、先づ其敵を撃退せよとて、軍を退くること三里許、美濃・尾張の間に陣しければ、法親王の軍も同じく退いて陣したり。兩軍相接するに及び、鎌倉勢五隊に分れて寄來るを、迎へ戦つて激戦數回、日暮に至つて悉く之を撃破りぬ。因て暫く軍馬を休めて滞留せしに、二月六日に至て、足利勢一萬餘騎、黒地川を後にして陣すと聞ゆれば、顯家は勞を以て逸に當るの不利を知り、急に士卒を引きて軍を撤し、道を轉じて、伊勢より吉野に到らんと計りける、法親王の勢も之を聞き、顯家と共に伊勢に廻り、奈良・天王寺等の戦にも臨み給ひしが、官軍利を失するに及び、伊賀路を経て、吉野行宮に歸らせ給ふ。(遠江風土記傳・龍潭寺記) 是れ實に三月八日なりき。時に北朝の御子左爲定、此由を傳へ聞きて和歌一首を贈る、

尊澄法親王吉野著

事蹟

吉野朝時代

歸るさをはやいそぎなむ名にしおふ山のさくらはこころとむとも

(李花集)

法親王之に返歌し給ひて、曰く、

古郷は戀しくともみよしのの花の盛りはいかが見すてむ

(李花集・南山遺草・南山巡狩録)

法親王の心の中は、此の和歌に依りて推量り奉るを得べし。是より親王は、暫く吉野の宮に奉仕せられしが、或時また、

むげに都も近き程なりと申侍りし所にて、思ひの外まかること有て、

其夜しも古郷の夢に見えければ

草枕さすが都の近ければゆきても歸るゆめのかよひぢ

(李花集)

北條時行
到吉野
默翁死

とぞ詠ませたまふ。北條時行も、親王と共に行在所に赴きしが、此時左馬權頭を授けられしといふ。(大日本史)○此月、伊豆國日金山曹源寺の住僧默翁寂す。默翁は佛國禪師の法嗣にして、其の徒弟に、勅賜圓明

證智禪師あり。亦名僧の名高し。默翁の墳墓は、曹源寺境内にあり。自然石を以て墓標とす。(豆州志稿)○

今川範國
駿河守護
となる

三月、藤原實音、遠江權介に任ぜらる。(大日本史)○五月十七日、今川五郎範國、駿河國守護に任ぜらる。是より今川氏は駿遠二國を併有し、勢ひ益々強大となれるが、今度の任命は、青野原の戦功を賞せられしなり。(今川記)初め北畠顯家の、兵五十萬騎を率ゐて西上するや、上杉・桃井等の賊將、五萬騎を率ゐて遠江に到る。範國之を見て、三倉山より馳到り、共に西上して美濃に著せしが、此時諸將議して曰く、將軍の奥州軍を防ぐは、必ず宇治・勢多なるべし。宇治・勢多の橋を撤せば、奥州勢は容易く河を越えがたく、其勢ひ必ず

軍を止めざるべからず。因て我輩その虚に乗じ、其の弊を突き、國司の兵を、前後より挾撃するは、必勝の計なり」と。時に土岐頼遠、默然として聴き居りしが、暫くにして曰く、「勝敗は何れにもせよ、目前の敵に一矢だも報いず、徒に後日の弊に乗せんとするは、宋義が謂ゆる、「虻を殺すには其馬を撃たず」にも似たるべし。天下の向背此の一舉に在れば、諸君の謀は吾知らず、頼遠に在ては、此に一快戦し、義に晒せる戸を、九原の苔に留むべし」と、其色已に死を決せしが如し。桃井播磨守之を贊して曰く、「僕の思ふ所も亦然り、他の諸君は如何」と、諸將また皆な之に同す。奥州勢は垂井・赤坂に到り、この關東勢の近づくを知り、先づ之を討ぜんと、退いて美濃・尾張の間に陣せしが、其勢の盛なること、地として兵ならざるはなかりきとぞ。

關東勢は此時八萬騎、奥州勢の軍を旋らし到るを見、直に兵を分ちて五隊とし、前後は鬪を探つて定め、順次進みて敵陣を突けり。一番に小笠原信濃守・芳賀清兵衛入道禪可等、二千餘騎にて自責渡へ向ひしが、奥州勢の伊達信夫の兵三千餘騎、河を渡り來るに遭ひ、散散に懸立てられて殘少く討たれたり。二番に高大和守三千餘騎にて、洲俣河を渡り進むに、相摸次郎時行五千餘騎にて、渡しも立てず亂れ合ひ、互に笠符を知り合ひ、組みては落ち落ちては首を取り、半時ばかり戦ひたるに、大和守が憑みの兵三百餘人討たれければ、東西に靡き散りて、山を便りに退く。三番に今川五郎入道・三浦新介等、阿字賀に打出でて横逢に懸るを、南部下山結城入道一萬餘騎にて懸合せ、刀鋒火を發して戦ひけるが、今川・三浦等、元來小勢なれば、打負けて河の東へ退く。四番に上杉民部大輔・同宮内少輔等、武藏上野の勢一萬餘騎にて、青野原に出で向ふ。

青野原の戦

吉野朝時代

九〇

新田徳壽丸、及び宇都宮の紀・清兩黨、三萬餘騎にて之に當りしが、兩陣の旗章は互に知りあふ所なれば、後の嘲をや恥ぢたりけん、兩陣一步も退かず、死を顧みず戦ふ其状は、昆嵐斷つて、大地忽に無間獄に墜ち、水輪湧きて、世界悉く有頂天に翻るとも謂ひつべし。然れど衆寡は固より敵せず、上杉の軍遂に支へず、亂れて左右に潰走せり。五番に桃井播磨守直常・土岐彈正少弼頼遠等、精銳一千餘騎を率ゐ、渺渺たる青野原の形勝を占め、敵を西北に控へて陣したり。之を見たる奥州國司鎮守府將軍顯家は、副將軍春日少將顯信と、出羽奥州の勢六萬餘騎を率ゐ來て對陣せり。土岐・桃井は、敵の千一にも當らざる小勢を従へながら、毫も怖るる色なく、心に決する所あるが如し。鬨を擧ぐると共に、千餘騎一となりて敵中に懸入り、半時許り戦つて後、懸抜けて其勢を檢すれば、已に三百餘騎は討たれたるが如し。乃ち又七百に足らざる兵を合して一となし、副將軍顯信が二萬餘騎に懸入り、東へ靡け南に散らし、汗馬の足を休めず、太刀の音凄く、千騎が一騎となるとも退かじと、死を決し生を賭して戦ひけれども、衆寡の勢敵しがたく、此處に圍まれ彼處に拂はれ、七百騎減じて廿三騎となれり。加之大將土岐は、左の眼下より、右の頬下に至るまで、深く斬られて長森城に退き、桃井は三十餘度の戦に、七十六騎に討成され、馬は三圖・平頭二ヶ所を斬られ、己は草摺のはづれ三ヶ所を突かれて、疲るること甚だしければ、戦は今日に限るべからずとて、兵を引き還り、馬を洲俣河に追ひ浸し、太刀長刀の血を洗ひ、日暮もとの陣所に歸り、終に河より東へは越えざりき。

今川五郎の功

鎌倉勢は五隊とも、此の如くに大敗なりしに、今川心省のみは、獨り大功ありしといふを如何にと聞くに、三の鬨引きたる心省は、二番の桃井勢の笠符に、鷹の鈴を付けたるを見、何思ひけん俄に思考して、アカトリを以て笠符とし、馬に付けて陣頭に立ちしが、如何なる故か、將士皆な此アカトリに勵まされて戦ひければ、今川勢のみは他に特出して見えたりけり。就中、稻垣八郎左衛門尉・加加爪・平賀等の、年少武士は、勇み進みて一番勢を超え、第一戦の始を爲したり。桃井・宇都宮等の兵敗退するに及び、今川・三浦の勢替つて戦ふに、心省自から山ノ内を斃し、母袋武者二騎を射落しけるが、奥州勢の全捷を得たるにも拘はらず、漸く勢衰へ戦疲れ、黒地川の敵を討つべき勇氣もなく、伊勢路に轉じて上りしは、威な今川勢の奮戦したるが爲なりといふ。此戦終て後、心省退きて杭瀬川の民家に憩ひしが、時偶、風雨甚だしく、暗夜なりければ、部下の將士等、連りに官軍の襲撃を恐れ、退いて吉良滿義が黒地川の軍に合せんことを勧めしを、心省聽かずして曰く、「敵若し來らば相刺して死せんのみ」と。部下尙ほ憂ひて止まざれば、米倉某一計を按じ、火を放て其舎を焼く。心省止むを得ず去りしが、其勇概ね此類なり。されば心省の足利家に仕へて功あるは、唯此役に止まるにあらず、金崎の後攻にも功あり。阿彌陀峰、四宮河原の戦にも功あり。又三井寺の合戦には、伊勢の人相曾某と戦ひ、其の甲とハツフリとを割いて、鉢巻を切りて、頭を創けしこともありしが、其刀は八八王太刀と云ひ、國吉作の名刀にして、後に子範氏に傳ふといふ。然れば足利尊氏此等の功を賞して、この駿河國並に數十所の領地を附與せしなり。

心省已に駿河國を賜はりて入部するや、貞世等子弟及び親臣を従へ、君臣相携へて、先づ富士淺間に詣でけるに、淺間の神女に託して云ふ、「遠江國近くして、吾が氏子にたく欲りせしかば、赤坂の軍の時、我が告げしことを知れりや知れりや」と。入道聞きて座を下り、謹で答へて曰く、「何事にかありけん、毫も覺

淺間神託

事

蹟

九一

吉野朝時代

九二

赤鳥の笠符 悟せず」と。神又告げて曰く、「汝笠符を思考せし時、われ赤鳥をたびしゆゑに、戦に勝つことをも得、勝て此國をも賜はりしなり」と。心省始めて悟る所ありて以謂らく、「婦人の具は、軍中に忌む所なれば、吾如何で、笠符に用ゐめと思ひ因るべけん。然るを偶然之を按出せしは、誠に神の御謀に依ればなり」と、更に深く信念を發して、再拜頓首せり。依て心省は淺間惣社に誓狀を納め、(南山巡狩録) 後來深く信仰すべきを誓へりといふ。誓狀にいふ。(今川記)

今川心省 誓狀

沙彌心省謹言

駿河國務成敗の間、諸事の理非をわきまへながら、遵行のさたをいたさず、沙汰に親疎ありて、へんはを存、わいろそへたくにふける思ひあらば、心省以下諸奉行、並家人等に至るまで、ねがはくは淺間大菩薩、たち所にばつしたまへと也、仍てせいぐはん如し件。

建武五年五月十七日

心省 敬白 (南山巡狩録)

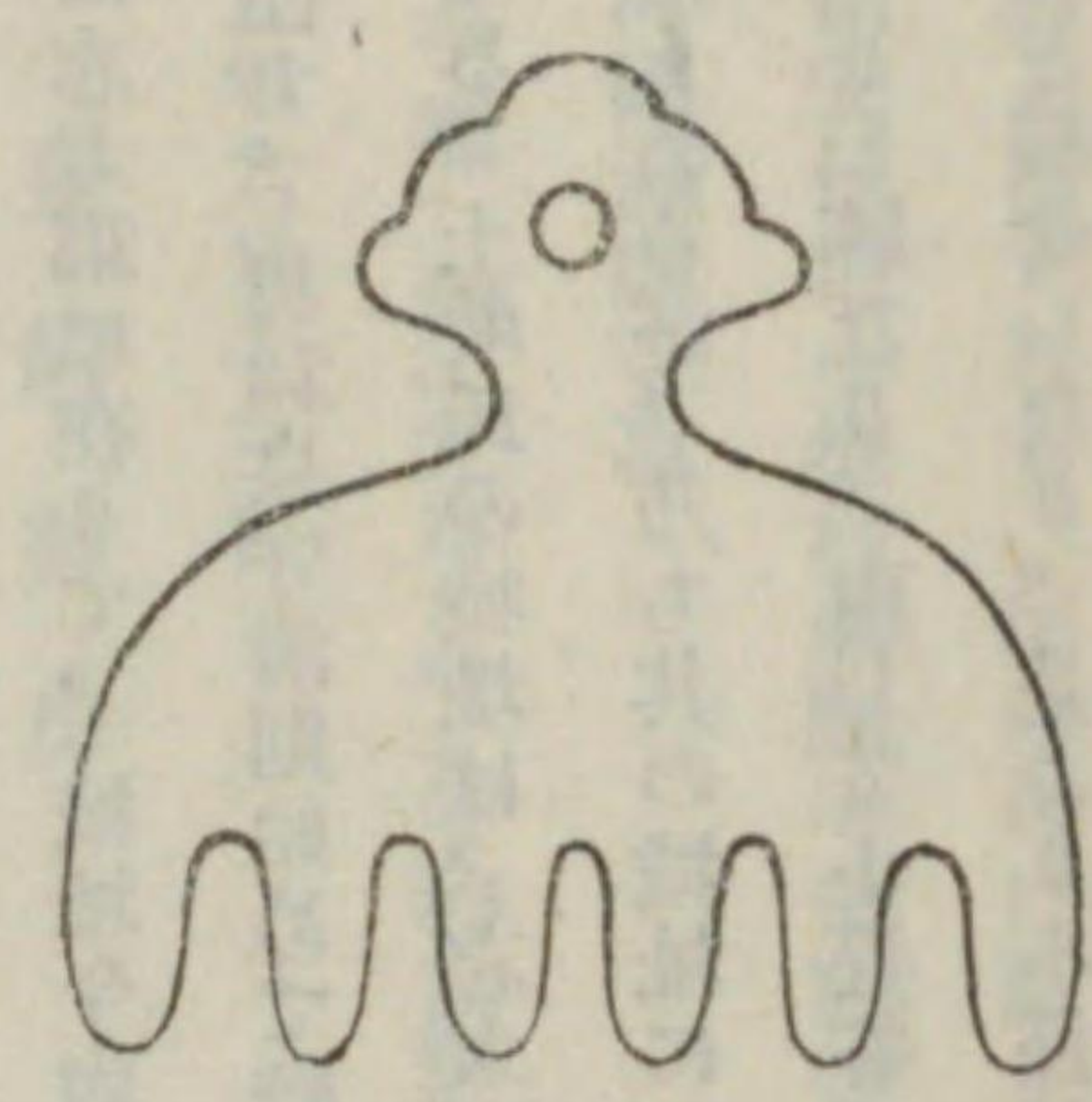
是れ今川家に用ゐる赤鳥笠符の起因なり。此時心省は並居る子弟親族に向ひ、我が子孫たる者は、自今以後、必ず此の赤鳥を用ゐるべしと、堅く誡めけるが、此後、本土の戦にも鎮西の戦にも、凡そ大事の陣に於て、主將にまれ士卒にまれ、女騎の數多來たるを夢むる時は、必ず戦に勝利ありければ、赤鳥は、早くも今川家隨一の武具となりきとぞ。(難太平記) 此のアカトリに説説あり。

アカトリ 諸説

一に云ふ、アカトリ染の絹を裂きて附けたるなり。二に云ふ、婦人の髪を結ふ所の具なり。三に云ふ、今川氏に傳へしものにて、京保中、台覽に備へし後、家に祕藏せしにより、後人見るを得ず。今も駿河にて

櫛をアカトリといふといふ。もしは櫛を笠符にしたるか。

櫛取の圖



赤鳥は、櫛を云へり。赤鳥とは、假字にて、櫛取なり。櫛の垢を取るべき爲の具なり。

(貞丈雜記)

今川氏駿河國守の始

臨濟寺城

賤機山城

今川心省の國に就くや、風を望みて、來り屬する者多く、小長谷氏は東川根村より、朝比奈氏は朝比奈村より、岡部氏は假宿より、其他各地豪族の來り屬する者少なからず。是より今川氏の威ますます振ひ、府中に治して、業を子孫に傳へ、上總介氏眞に至るまで、凡そ二百卅餘年の間、駿河の國守となりて、動かざる其の基礎は、ここに築かれたるなり。而して其の根據たる本城は賤機山城にして、大岩山臨濟寺の山上に在るを以て、一に臨濟寺城ともいひしとぞ。其の城蹟は、今賤機山の奥、凡そ一里半強に在りて、櫓・石垣・大手の形等、今尚ほ全く存し、一ノ城・二ノ城・三ノ城まで、横堀切ありて、最も峻しき難所なり。一ノ城を登れば、四十間四方許の土居升形あり、是より兩側に土居ありて、其の細き道一町許の間を馬場といふ。其末に凡そ十間四方の潜水あり、又二三十間四方の升形の跡あり、馬場の側に芦の跡あり、是を臨濟寺の先へ出づる道とす。今川分鍵帳に、賤機山城主石橋兵部少輔とあるは、後世府中の館の盛なるに及び、此に城代を置きし

事蹟

九三

ものならんといふ。

一説、駿州花倉に、今川家の古館蹟あり。八幡馬場の北なり。慶長古帳に、古寺屋敷とあり。後に遍照光寺境内となるなり。範圍入道心省本國守護となり、大津莊に館を構へられ、亦此所にも館を構へ、入道は、遠州見附驛に移り、此地に、範氏泰範ありしなり。されど何年に、大津館より爰に移られけん審ならず。想ふに、大草に範氏の墳墓あり、此地に泰範の墳墓あるを見れば、各、其終焉の地に居住ありしならん。又此村の處處に古屋地あり、隨從諸士の亭宅の址ならん。(駿河志料)

岡部氏
朝日山城
主
朝比奈氏
系圖の一
説

○岡部氏は、治承中に忠綱といふ者あり。文治中に泰綱といふ者あり。共に源頼朝に仕へてより、代代朝日山の城主たり。○朝比奈氏は、堤中納言兼輔の男、從五位下刑部大輔雅正が六代の孫、正五位駿河守公國始めて駿河に下向せしが、公國の二男朝比奈五郎太郎國俊といふ者、始めて朝比奈村に居住し、朝比奈氏を稱

朝比奈村
城址

し、子孫永住の所となす。因て又この村を殿村とも稱す。今川氏に屬するに及び、朝比奈氏ますます昌なり。朝比奈村は志太郡に在りて、城址今尙ほ存す。○小長谷氏は、其先源頼信に出づ。頼信の孫山城守清

土岐氏系
堀之内城
址

房、河内國に住す。男和泉守清則始めて駿河に下りしが、其の後裔土岐の山中に籠居し、土岐山城守と稱し、土岐氏となる。土岐氏の城址は、志太郡徳山村堀之内に在り、文澤河内の奥、無双嶺の奥に、平坦なる所凡そ二町平方もあるが、乃ち其の城址にして、今は大泉院といふ寺あり。其前を俗に御屋敷といふは、即

小長谷氏
系

ち當時邸宅の在りし跡なり。而して小長谷氏は、此の土岐氏に出でしなり。土岐氏の裔、上藤川に移住して、氏を小長谷と稱せしなり。是より小長谷氏の子孫、永く此に住せしが、其の居城小長井城址は今なほ存

小長井城
址

し、大手は大井川の岸に臨み、數丈の巖石に圍まれ、後は谷深く水漲り、誠に天嶮を占むといふべし。城地

平坦にして空陸あり。中央に天王社あり、本丸の址といふ。或は此城の築造は、天正年中に在るべしといふ

者あり。若し然りとすると、地の理は祖先の相し得たる所なり。小長井は志太郡東川根村に在り。○六月十

三日、今川範國安倍郡小坂村滿願寺住職景靜に命じ、前住持に繼ぎて、寺務に當らしむ。(今川記)

駿河國滿願寺事

右任三代手繼、如元可下令寺務給上之狀、國宣如件。

建武五年六月十三日

花 押 (簡圖)

景 靜 御 房

今川勢井
伊城を攻
む

○七月廿三日、駿・遠兩國の守護今川入道心省、兵を率ゐて遠江に入り、井伊城を攻む。城兵能く拒ぎ、撃てこれを卻く。初め今川勢の來り攻むるや、城中攻守を議するに、或は迎へ戦つて、之を城外に防ぐべしといふ者あり。或は大將宮も在さねば、唯固守して、一卒をも損せざるに若かずといふ者あり。軍議久しく決せざりしが、終に城守に決したれば、城兵敢て出で戦ふ者なかりけるを、今川勢は之を見て以爲らく、大將の宮在さねば、城中の士氣奮はず、宜しく一舉して、敵の巢窟を覆すべしと、輕く進みて城下に迫れり。井伊勢は、城中より之を窺見て、其の輕進して備なきを知り、今川勢を勦滅するは今日に在り、奮へ奮へと互に相勵まし、勇氣常に倍して防ぎ戦へば、今川勢は意外の敵勢に愕き、忽ち隊伍を亂して戦ふ能はず、討死する者あり、負傷する者あり。負傷せざるものも、浮足立ちて戦志ある者なし。城兵之に勢を得、鼓噪して出づれば、今川勢鼓を棄て旗を棄て、後をも顧みず遁走せり。時に今川勢に松井助宗といふ者あり、常に勇

事 蹟

九五

松井助宗
奮戦

吉野朝時代

を以て聞えしが、今御方の走るを見て大に怒り、醜し返せと士卒を勵まし、殿戦よく拒げば、城兵も遠く追はず、兵を収めて城に入る。○廿五日、今川心省、井伊城襲撃の功を論じ、松井助宗に書を與へて、深く其功を稱す。

山城國御家人松井八郎助宗申_ニ軍忠_ニ事

右今月廿三日、於_テ遠州井伊城中_ニ、手散散合戦_シ、引殘抽_シ軍忠_ヲ訖_ス。此段高木次郎左衛門尉・方穂彦次郎、同所合戦之間、其見知者也、然_レ者給_ニ御判_ニ、爲_ニ備_ニ後證_ニ、上_ニ言_ニ上_ニ、如_レ件_ノ。

建武五年七月廿五日

承

之

(今川心省)

(南山巡狩録)

○廿七日、今川入道心省、地を松井助宗に與へ、井伊城殿戦の功を賞す。

駿河國池田郷正税□□事、爲_ニ井伊城責_ニ兵糧_ニ、所_ニ宛行_ニ之狀_ニ、如_レ件_ノ。

建武五年五月廿七日

松井兵庫丞殿

(南山巡狩録)

花

押

(今川心省)

池田郷
官軍の兵
船遠江灘
に漂ふ

池田郷は、駿河有渡郡に在り。○八月廿八日、北朝、曆應と改元す。○九月十一日。吉野殿の兵船三十八艘、遠江國天龍灘に至り、暴風に遭うて四散し、遠・駿・豆各地に漂着せし者甚だ多し、初め吉野殿には、所_ノ軍に利を失ひ、北畠顯家は、五月廿二日、和泉國阿部野に戦死し、春日少將は、八幡城を陥れられ、將士皆な力を失ひ、纒に新田義貞の北地より攻上る由を奏聞したるを憑み、今や來ると待詫びたるを、彼の義貞また足羽にて討たると聞えければ、叡慮更に穩かならず、諸將みな色を失ひければ、奥州の人、結城上野

結城入道
の奥州經
略

入道道忠といふ者、之を見て大に憂ひ、參内奏聞して曰く、國司北畠顯家卿の、三年の間に二たびまで、大軍を動して上洛せられしは、出羽・奥州の二國みな國司に従ひ、凶徒其隙を得ざるが故なり。然らば今の計を爲す所以のものは、國人の心未だ變せざるに先だち、皇子一人を下し給ひて、忠功の輩には厚く賞を行ひ、不忠の族をば嚴しく誅を加へ給ふ御趣意を以て、政を施し給はば、なか再び攻め隨ふること能はざるべき。熟_シ彼の二國の圖を按ずるに、五十四郡の廣さは、當に日本の半國にも及ぶべし。故に若し兵數を盡して、一方に屬せしめば、四五十萬騎を得るは易易たるのみ。道忠老いたりと雖も、皇子一人を奉ずるを得ば、白頭に冑を戴きて悉く征服し、再び京師に上りて、會稽の恥を雪がんこと、決して一年を過ぐ可らじと、勇ましくも亦頼母しく奏しければ、君より始め奉り、左右の老臣悉く其議に同じて、採納せられけり。是に依て、去る閏七月廿五日、密勅を下して第八皇子義良親王を儲君とし、東國に下らしめ給ふべしと定めらる。親王時に御年十一、親王は元弘三年十月始めて奥州に下り、延元元年正月上洛、其の三月再び下り、今年五月再び上洛、今又下り給ふに決す。朝廷奥羽を忽にし給はざるの深きを知るべし。此時親王の輔弼は、春日少將顯信にして、衛尉は結城入道なりき。而して又、新田義興・相摸次郎時行・宇都宮賀壽丸等三人は、東八ヶ國を討平げて、奥州の宮を助け奉れとて、武藏・相摸の間に遣され、又妙法院は、遠・駿の士を懷け、今川心省を討つべしとて、遠江國に遣はされしが、宮は、奥州へ下る將士に先だち、已に吉野を發せしめ給へり。(大日本史・神皇正統記・李花集・太平記)然るに陸路は敵強くして路通ぜざれば、其他の諸將と共にみな、伊勢の大湊に至り給ふ。是れ、實に去る七月廿五日のことなりき。其後船を整へ風を待つ間に、遂に宮

妙法院宮
宗良親王

事蹟

吉野朝時代

天龍灘の難風

宮諸將同時の出帆となりしが、八月十七日大湊を出で、今日此の天龍灘に到りしなり。(南方紀傳) 天龍灘は遠江灘とも稱し、志摩國の崎より、伊豆國石廊崎に至るまでの稱にして、これを七十五里の難所とも呼び、古來航海者の最も憚る所なるが、此日も天俄に曇りて風起り、逆浪天を衝き、怒濤舷を侵し、夜に入て風いよいよ強く、二三日の間、兵船の波濤に揺らるることは、恰も木葉の空に飛散するが如くにて、何處ともなく漂流して、一隻の影だに止めずなりしは、寔に奇しき事ともなり。今此等兵船の行方を尋ねるに、義良親王の乗り給へる船は、漫漫たる海の上に漂ふこと幾日夜、船體已に危く見えし折しも、怪むべし、赫赫たる日輪の、忽として御船の舳前に現るることありしが、これと同時に風の方向一變し、御船を伊勢神風濱に吹寄せけり。一説には篠嶋ともいふ。(櫻雲記・七卷冊子・豆州志稿・大日本史) 何れにもせよ數多の兵船中、唯この船のみ日輪の擁護に依り、伊勢國へ吹回されしは故あるならん。當時も見聞する者みな此く怪む所に、吉野朝廷へも此事聞えければ、勅使として僧正頼意を遣はし、再び親王を吉野に迎へしめたまふ。頼意は伊勢より還つて、始終の狀を奏し終て後、和歌一首を獻じて、無事を祝し奉りしといふ。

神風や御舟よすらし沖津波たのみをかけしいせの濱邊に

(南山遺草・池藻屑)

諸船漂着の地

この御船の外は、或は櫓を折らるるもあり。或は梶を碎かるるもあり。又或は風に任せ帆を上げて馳するもあり。廻流に弄ばれて一所に漂ふもあり。風の方向も定めなければ、其の漂著せし所も、思ひ及ばざる所あるなり。伊豆の大嶋・女良湊・かの河・相摸の三浦・由居ヶ濱等、津津浦浦に船の漂著せざるはなかりしが、北畠親房の船は常陸國に、(南方紀傳・信濃宮傳・南山巡狩録・七卷冊子・太平記) 結城入道の船は阿濃津に著きたり。

結城入道死

傳へ聞く、結城入道の船は、海上に漂ふこと七日七夜、伊勢阿濃津に著し、十餘日滯留の間にも、風波の平ぐを待つて、再び船を發して奥州へ下らんとせしに、俄に重病を發して起つ能はず、(櫻雲記) 刀を抜きて逆

妙法院宮漂泊

世に光明寺殘篇と稱す。○一品妙法院宮の御船は、尊良親王第一の王・西應寺宮守永親王の御船・相摸次郎左馬頭時行等の船十三艘と共に、遠江國白羽濱に漂著せしめらる。(櫻雲記)

白羽三ヶ所

白羽の地は、昔文武天皇の朝、諸國に牧地を定め、牛馬を放ちたる地にして、遠州に同名の地三あり。榛原郡御前崎の白羽、豊田郡の白羽、敷知郡の白羽是なり。而して豊田榛原二郡の白羽は、皆な海邊に位して其の遺跡たるを知るに足れども、敷知郡の白羽は、海濱に位すとはいへ、牧地の跡にはあらざるが如し。そは暫く措き、古記録を按ずるに、牧官筑紫大伴といふ者、嘗て白羽官所に任せられし事あれば、當

白羽牧場使廢

時南北朝の頃までは、牧官及び諸社の勅幣使等も行はれしを、此の大混亂に因り、遂に廢せられしものと見ゆ。抑も白羽の名たる、海邊洲渚に白砂日に積み、白羽草生するより移りし地名といふに、敷知郡の白羽は、濱松宿の南、十數町の海濱に在りて、豊田郡の白羽は、其東數十町

白羽濱

の海濱に在り、而して其東の海邊に駒場といふ地あれば、自から古昔の事も偲ばれて、或は此の三地連互して、一大牧場たりしかとも思はるるなり。即ち此にいふ白羽濱は、古の磐田海の沿岸にして、天龍川の河口に當り、今の地理よりいへば、馬込川の海に朝する所なり。

妙法院宮は、已に白羽濱に著き給ひたれども、未だ御假屋を營む暇もあらせず、海士の管屋に入りて、暫く

事蹟

吉野朝時代

妙法院宮
白羽の民
舎に宿す

宿らせ給ふことはしつれ、數日數夜の間、波濤に揺られて心を勞せられ、衣服さへ潮に浸されて、乾く所なき御身の、如何で感慨の御胸に溢るるものなからざらん。國歌一首を詠ませらる。

いかでほす物ともしらすとまやかたかたしく袖のよるのうら浪

(南方記傳・櫻雲記)

北條時行
曳馬に賊
を討つ

今川家に屬する遠江國の勢等、宮の白羽に在らせらるるを聞き、鋒を鑽めて攻め至る。時に相摸次郎時行、吉野より宮に隨て白羽にありけるが、之を見て曳馬驛に迎へ、懸け合せて防ぎ戦ひ、敵數人を殺しければ、今川勢驚き走る、時行益、勇みたち、薙ぎたて薙ぎたて斬回せば、敵は四方に散亂し、何處ともなく逃亡せり。尋で井伊介高顯、兵を遣はして之を迎へしめたるにより、宮は西應寺宮を伴ひ、井伊の兵・相摸次郎等に前後を警衛せしめ、威風堂堂として井伊城に入らせ給ふ。(櫻雲記・大日本史・龍潭寺記) 此に於て、天野・乾・奥山の諸族之を聞き、集り來て二心なく仕へけるが、前に比して自から勢振はざるものありけるを、(兵家茶話・信濃宮傳) 宮も深く慨歎に堪へさせたまはざるものありけん、

妙法院宮
井伊城に
入る

なれにけるふたたびきても旅衣おなじ東の嶺の嵐よ
(南方記傳・南山遺草・櫻雲記・花集・南山巡狩録)

と詠ぜさせ給ふ。實に東風の爲に今川の波高く、宮方の勢、之を支へがたく見ゆるは歎すべきなり。

楠村開拓

世に傳ふ、妙法院宮の供奉に、渡邊昌弘といふ者あり、其子昌三と共に隨行して井伊城に至り、奉仕して去らず。宮薨去の後、落魄して近郷楠村に至り、土着して子孫の計を成す。楠村は後の須之木澤村にして、渡邊氏は、須之木澤村第二の開拓者なりと稱す。渡邊氏は、源頼光の四天王と稱せらるる、渡邊綱の後裔にして、其の遺物として、綱の愛用せしといふ鐵扇一本と、頼光の感狀とを傳ふ。

感狀

一此度於羅障門、鬼人切、第一諸人救苦惱、並顯劍徳一段、大悅不少、隨而名馬一疋、左文字一振遺者也。

天延二年戊二月

頼光

渡邊源吾どの

渡邊昌三の子を昌武といふ、幼にして父を失ひ、井伊介に養はれ、成長の後黒淵の地を賜はり、歸て須之木澤に住す。昌武の遠孫あり、昌遠といふ。徳川家康に仕へ、三百石を食み、須之木澤に住す。三方原の戦に、家康を刳草の中に隠して、難を免れしめし功によるといふ。家康の匿れたる處を、隠里といひ、昌遠の館地を屋敷とよび、今に存すといふ。(須之木澤口碑)

又傳ふ、肥後國菊地武敏の族に、開間七郎太夫といふ者あり。義良親王の御供して、此海に至り、此の難風に遇ひ、妙法院宮の御船と共に、此の白羽濱に吹寄せられしが、後遠州を去て伊豆に至り、伊東氏に頼り、網代村を預り、湯ヶ洞といふ所に、城砦を構へて居ると。(網代村古記録) 今同村湯ヶ谷に、網代城址といふがあるは、其の遺跡か。

五辻宮

○五辻宮も、妙法院宮と共に伊勢を發せられ、同じく天龍灘にて暴風に遭ひ、福田湊に漂着せられければ、其の海邊の高所を撰み、此に假宮を營みて暫く其勢を慰められしが、終に此に長く住ませ給ふに至る。今の高部又は高尾といふ所は、當に此所なるべしといふ。(太平記・傳説)

福田湊

福田湊は太田川の口に在る湊にして、太田川の河口は、當時最も廣闊にして、其の灣内も亦甚だ廣大な

事蹟

吉野朝時代

一〇二

りければ、彼の今之浦の如きは、其の支灣に過ぎざりき。而して福田の地は、東より西に突出して、其口を扼したるなり。乃ち福田の地名も、此の地形に因て生じたるものにて、語原は膨出^{ぶくれ}づる義に取りしなり。

高部の古墳

高部は太田河口なる江灣の北端にして、袋井宿の南方十數町にあり。其の高燥の状は、今も昔にかはらず、霖雨旬日に及び、大水四隣を浸すことあるも、獨り此地のみは、未だ曾て浸水の害を被ることあらず。實に高部の名に倍かずといふべし。而して當時宮居の迹の、今尙ほ地名と成つて存するもの少なからず。

二三を擧ぐれば、曰く御門、曰く大裏跡、是れ大門の小字にして、今の慈眼寺の在る所なり。此に又神宮寺あり、社僧の住所なり。曰く護國寺、曰く大門、西門、北御殿、曰く八坂、八坂に八阪神社あり。曰く大塚、御陵、御陵は大塚阿彌陀の背にあり、久しき以前より陵土敗壞して、石櫛漸く現れたりしを、明治の世に至り、土人之を發掘せしが、其の得し所の鏡・刀・鑿・管玉・曲玉・土器等は、何れも上野國大室村の古墳より得たるものと同種なりといふ。又この古墳の周圍に於て、埴輪の破片を得ること屢なるが、土人は傳へて、宮此に在ること十七年、正平十年終に薨じ給ふといふ。然れども記録泯滅して傳はらず、事蹟の微すべきもの全からず、徒に宮の英靈をして、地下に哭せしむ。豈亦悲しからずや。(古老談・遠江風土記傳)

遠江古跡圖云、袋井宿の南在、高部村と云ふ所に石の櫃といふあり。小山の頂にあり。民族の方言に、此の石室の蓋を取るときは、火の雨降ると云て、人皆怖る。或は、此上に人登ることあれば、忽ち煩らひ、狂氣し、足なへと成事速かなりと。今年己戌八月三日、予此處に至つて一覽す。阿彌陀堂有て、後の小山に登り見れば、石室の形有り。其の近所に、五輪の形の石碑あり。故有事成らんと、畑を打居たる

老人に問へば、委く語りける。往古、足利尊氏將軍の時にあたりて、京都妙法院の宮、謀反の事顯はれ、既に死罪に行ふべきを、命を助けてうつろ船に乗せ、海へ流す。其の船、遠州福田港へ着岸す。土民憐み、船を破り、中なる人を助出して名を問ふに、妙法院の宮なる由申されければ、村民痛はしく思ひて介抱するに、力及ばず終に空しく成り玉ふ。斯くやんごとなき御身なればとて、石棺に入て、小高き所に葬りける。其の高き所に埋めし故に、高部村と號する由、委く物語る。時代舊き事なれば、棺の上へ人不知して上れば、忽罰當るとなり。故に今は側に石塔の印を置きたり。其の近邊に堅石据て有り、鏡石と云ふ。其謂は不知。

覺曰、訛傳臆説は、訛傳臆説として考ふるに、取るべき所あるなり。妙法院宮を五辻宮とし、尊氏に流されたるを、暴風に流されしとする時は、畧は誤なき傳説といふべし。

五辻宮

五辻宮は、龜山天皇第五の皇子にして、建武の亂、軍を起して賊の走路を遮ぎり、遂に六波羅の鎮將、越後守北條仲時をして、近江國番場驛に自殺せしめしを始め、所所の戦に大功あらせられし宮なり。初め兩六波羅の鎮將等、京師の戦に敗れ、關東に遁るるの説あるや、野路・かはやす・栗本・越智・犬上・淺井・堀部・上坂・安宅・篠原・日夏・大所・愛智河・四十九院・摺針・蕃馬・佐目加井・柏原・鈴鹿山麓等の山賊・強盜・無賴漢等、凡そ二千餘人、一夜に集つて賊を討ぜんとせしに、奉すべき大將なきに苦むを、衆に宮を知り奉る者あり、曰く、「僕聞く、先帝龜山天皇第五の皇子五辻宮は、此頃御身を法體に擬し、伊吹山麓の太平寺に在ます」と。又兵部卿宮守良親王も近き邊に在ますと。若し此の二皇子を奉じて大將とせば、我事成るといふべし」と。

事蹟

一〇三

吉野朝時代

一〇四

五辻宮番
馬を扼す

衆みな之に同じ、二皇子を迎へて錦旗を翻し、東山道第一の難所、番馬の東なる小山の頂に上り、崖下の小路を夾みて陣しけり。此時に當て六波羅の鎮將北條仲時は、其日の平明篠原宿を出で、仙蹕を奉じて東下するに、都を出づる時の二千餘騎は、減じて七百騎にも足らずなりければ、佐佐木判官時信を後陣とし、若し追ふ者あらば、努めて防げと命じ、糟谷三郎を先鋒とし、若し道を塞ぐ者あらば、討て通ぜよと命じ、自から鸞輿を奉じて中軍を守り、將に番馬時を越えんとせしに、數千の敵、道を挟み、楯を並べ鏃を揃へて待つものあり。糟谷三郎遙に之を見て曰く、「當國他國の惡賊等、敗走兵士の物具を剝がなが爲に集りつらん、死を恐れず戦ふ勇はあるまじ、激しく討たば必ず走らん、試みに之を討て」と命ずれば、部下の十三十六騎、鏃を並べて馳せ向ふに、一陣の野武士五百人許は、忽ち峯に逃げ上りて二陣に合す。糟谷は心に悦びて、今は我鋒に抗する者はあらじとて、朝霧の時行く隙より、前途の山谷を眺むれば、豈に計らんや、錦旗一旒峰の嵐に翻り、五六千の兵之を守りて、要害に當らんとは。糟谷は二陣の大勢を見、逡巡躊躇して曰く、「我今再び懸けんとなれば、敵は嶮岫に支へて、我は已に疲れたるを如何せん。若又近づきて射戦せんとすれば、矢の已に竭きしを如何せん。且つ敵は大勢にして、我は小勢なれば、何れの道我に勝つ理なし」と、麓の辻堂に入りて、後陣の到るを待てり。仲時は、前陣に軍ありと聞きて馳せ至るを、糟谷三郎迎へ謂うて曰く、「死すべき時に死せざれば、死に勝る恥ありとは、武人の常に戒とする所なり。我輩已に都に死すべきを、一日の命を惜みて此に至るも、若し田夫野人の襲ふ所となり、尸を路傍の露に晒すこともあらば如何。且つ敵もし此の一所に限らば、身命を顧みず、道を開くべけれども、想ふに然らず。土岐の一族已に美濃路を扼すと聞く

北條仲時
自殺

に、吉良の一族屢、の召に應ぜざるも、亦遠江國に城郭を構へたるに因るといふ。此説若し信ならば、縱令萬騎を従ふと雖も、保して征服は期すべからず。況や敗餘の殘卒を率ゐるをや、何處まで逃れんとはし給ふぞ。寧ろ後陣の佐佐木を待ち、近江に還りて、東軍の來るを待つに如かずや」と、仲時曰く、「佐佐木の心亦頼むべからず、進退谷まりて、諸士の意を開かんとするなり。暫くイみて時信を待つは如何」と、乃ち五百餘騎辻堂の庭に下りて待つに、期を過ぐれども時信至らざれば、仲時已に決する所ありけん。五百騎に向つて曰く、「武運漸く傾きて、當家の滅亡近きに在るを見ながら、終始變ぜず此に至り給ふ厚意は、仲時何を以て之に報ぜん。仲時不肖と雖も、亦平氏一類の名を揚ぐる身なれば、敵若くは千戸侯にも募らんか、請ふ我首を取つて源氏に送り、咎を補ひ賞を迎へよ」と、言終つて鎧を脱ぎ腹を切つて伏せり。糟谷三郎宗秋之を見、泪を拂つて曰く、「君暫く待ち給へ、臣請ふ隨ひ行かん」と、仲時が刀を取つて自刃し、仲時の膝を抱き、仲時を覆うて伏しけり。此に於て北條氏宗徒の士、同じく腹切つて死する者、總べて四百三十二人といふ。仲時に奉ぜられて、此に至り給へる主上・上皇は、此狀を見給ひ、戰慄して在ますを、五辻宮の軍は進み迎へて、先づ長光寺へ入れ奉り、三種神器、並に玄象・下濃・二間の本尊に至るまで、悉く五辻宮へ收めしめ給ふ。是より彼の主上・上皇は、僅に經顯・有光といふ二人を従へ、怪げなる網代の輿に乗り、見狎れぬ敵に圍まれて、再び京師へ歸上らせ給ふ。之を見る者は、人ごとに因果の理を觀じて、袖を濡らさぬは無かりしとぞ。然り而して五辻宮の功、此の如く大なるに、時利あらずして、此の海濱に漂ひ給ひ、生を菅屋の軒に終へ給へるこそ悲しけれ。(太平記)○十月十二日、今川範氏、母の病に因り、満願寺長老に依囑して、平愈を

事蹟

一〇五

吉野朝時代

祈らしむ。

就老母所勞事致祈禱一度候。被懸御意候者、尤爲悅候。恐恐謹言。

十月十一日

範氏

滿願寺長老 (今川記)

○廿八日、駿河守護今川心省、安部城を攻めて之を抜く、時に松井八郎大に功あり、心省之に證判を與へて、其功を證す。證狀に曰く、

松井八郎功あり

山城國御家人松井八郎助宗中軍忠事

右今年(曆應元)十月廿八日、於駿州國安部城、令御共致合戦候訖、依給御判、恐恐言上、如件。

曆應元年十月廿九日

承了 (花押) (心省) (南山巡狩録)

○此頃、伊豆國三嶋社の神宮寺を國分寺と號す。此地は、今國分と稱する所なり。或は今塔森と呼ぶ所は、其の舊址なりといふ。想ふに此の兩説共に可ならん。何となれば國分と塔森とは接近し、國分橋といふ小橋を通ずるのみなれば、當時は共に國分寺の境内たるべければなり。然らば喋喋論ずるにも及ばざるか。(豆州志稿)

古來國分寺址に就きて、説をなす者少なからず。而して諸説悉くは棄つべからざると同じく、悉くは信すべからざるもの多し。豆州國分寺の址に於ても、同じく説説ありて、已に記したることあれども、其の御門なる久昌寺址をも、土人の其址と傳へ居るは、嘗て聞く所なるが、江戸の學者清水濱臣の如きも、其

説をば棄てざりき。曰く、

かの久昌寺は、昔の國分寺にて、其比は、いと尊くいまそかりしを、世と共に衰へて、今はただ、六角堂といへる、ささやかなる跡のみ残りけり。さて彼の法師は、その功德によりて、また世にいみじう生れいでて、平氏の亂れを鎮めて、天の下の政事とりまなし給ひし、右大將の君と聞えぬとなんいへる。彼の藏春院は、今かりに國分寺の寺をあつかりしれば、此像も、久昌寺よりここに移し、なまめ傳ふるなるべし。請ふものには與へねれば、世に六十六部といひて、國國の國分寺をめぐらひありくもの、此國に入來れば、必ず久昌寺の跡をとひ、藏春院に至りて、此の御像をこひ受る事、年毎に百の數に餘るとなむ。幾年ともなく、與へ來にたれど、盡きぬべうもあらず。與ふるまにまに敷いやまし給ふとぞ。餘りに怪しき事なれど、かかること首かたぶげ言んは、罪深かりぬべし。(泊泊文藻)

と、來朝のこと、六十六部のことは、已に記す如し。而して來朝塚は、三嶋町御門の北、上溝にありて、十六部の廻國の終とする所なることは、已にいひつ。又藏春院は、田京の安之澤にありて、上杉憲實開起の大寺なり。

(大正六年九月七日脱稿)

高松神社 尊澄法親王還俗

征東將軍 宗良親王

◆四年二月廿七日、遠江國高松神社領地頭の事、右衛門尉高行卿の證文に依て、舊例の如く許可せらる。高松神社は城飼郡に在り。(遠江風土記傳) ○此春、妙法院宮尊澄法親王、遠江國井伊城に在まし、還俗して名を宗良と改め、征東將軍に任ぜられ、専ら東國經營の任に當らせ給ふ。(遠江風土記傳) 或曰、中務卿に任ぜられしも此時なりと。(大日本史・新葉和歌集・李花集) 此時に當て、親王井伊城に在り、連りに義故を招集せらると雖も、意の如くならず。又東西官軍の勢、日に振はざる報を聞召して、味方の舊狀を維持せんとするに難きを思召し、歎かせ給ふこと少なからざるに、今川勢の反つて日に月に盛なるを御覽じては、安から

事蹟

吉野朝時代

す思ふ御心の、日に日に切に渡らせ給ふものから、折に觸れては、又自然の景物を眺めて、憂憫の情を遣り給ふこともましましき。況して今日此頃の春景色に、濱名橋の霞みわたりて、其の橋本の松原に、湊の波の白くかかりたるさまなど、遙に見渡させ給ひては、憂きは憂きとして、朝夕の情抑へがたきものも座しつらん。国歌一二をつづけ給ふ。

濱名の湊

夕暮は湊もそことしらすげの入海かけて霞む松ばら

はるばると朝みつ汐のみなと船こぎ出づるかたは猶ほかすみつつ

(李花集・櫻雲記)

親王は、此春義兵を集め給はんとて、甲斐國白淵を過ぎ、信濃國諏訪へ入らせ給ひしに、高坂四郎高宗といふ者、厚く之を遇し奉り、忠義を以て遠近を勧誘し、澁谷一族並に上松の族等をも招集し、共に誓つて親王を助け奉らんと約しければ、親王は再び遠江國井伊城に歸らせ給ひけり。斯く信濃に居り、又上野にも居たまひて、屢、義故を召集し給へば、世には親王を稱して、信濃宮とも、上野宮とも申し奉るなり。(太平記)

宗良親王の述懐

親王遠江に歸て御述懐あり。曰、

いづくをか我がすむかたとかへるらむかすめるままのあまのつりぶね

是れ天龍川を下り給へる時のにもあらんか。親王も今はた何處を我が住む方と定めん。參河にや往かん。駿河にやと、思ふ御心の一筋ならねば、心までも霞みて座すらん。又或時、しばし住み給へる所の柱に、障子に書きつけられし御述懐あり。

四阿のあさきの柱かりそめに思ひながらや住なれにけむ

旅衣へにける年をあはれともなれぬる里の人はしらなむ

此の二首の御心を推量りまつれば、昔者劉玄德が、荊州の劉景升が座に在て、脾裡の肉生ずるを見、歲月流るるが如く、功名成りがたく、老將に至らんとすと、流涕歎息せしと、同じ御感慨の、籠らせらるるを窺ひ奉るなり。(李花集・遠江風土記傳) ○四月五日、兄利尊氏、遠江國宮口郷を以て、鶴ヶ岡八幡宮に寄附せらる。

鶴ヶ岡八幡領

奉寄 鶴ヶ岡八幡宮

遠江國宮口郷・相摸國弘阿郷(備前入道跡)地頭職事

右爲天下泰平國土安穩奉寄之狀如件

曆應二年四月五日

正二位行權大納言源朝臣尊氏(判)

(後鑑)

宮口郷 六所大明神 庚辛堂

宮口郷は龜玉郡に在り。宮口の名、起原詳かならずと雖も、蓋し若倭神社の鎮座あるに起るならん。此村に御屋敷と稱する地あり、六所大明神を齋き祀り、小野・宮口等、諸部の惣社とす。傍に庚申堂を建てて、諸人の信仰を受くること厚く、群參の者市を爲す。因て按ずるに、龜玉郡内の式内神社は四座にして、若倭神社・長谷神社・於呂神社・多賀神社といふ。而して若倭神社の名今存せざれば、此の六所大明神こそ、古の若倭神社ならめ、然らば其の庚申堂は、當時社僧の住せし所にもあらんか。而して此地その神門に連りて市鄙を爲し、四隣村落の物貨集散を司れば、誰いふとなく宮口と呼び成せるものならんか。此郷、百百原あつて、阿多古の谷に續き、廣澤池あつて、灌漑の用を辨じ、大池あつて、有玉河の源となる。○尊氏の弟直義、伊豆國北條の地を圓成寺に寄附し、其の寺領となす。圓成寺は、長崎村に在りて、日蓮宗の寺なり。此寺も

事蹟

吉野朝時代

一一〇

と鎌倉の執權北條貞時の繼室某の創立にして、尼寺なりしが、後世終に廢絶せり。其の遺址は、今尙ほ杜山の北に存し、繪旨二章、及び直義の喜捨文を傳ふ。此に因て見るも、一時の盛大を想見するに足るものあり。然り而して直義は如何なる趣意に因て、此地を此寺に寄せたるか。

寄進 伊豆國圓成寺

北條五箇郷

同國北條五箇郷(原木山木肥田中條南中村)駿河國金持庄澤田郷并沓屋郷(地頭郷司)事

右圓成寺者、入道貞時朝臣後室比丘尼建立、尼寺也、彼親戚之女兒、其種類之寡婦、多入釋門、止住當寺、是則扶持單孤・無頼・窮人之無依處也、將亦救濟元弘以來亡魂之淨場也、旁有因縁、何不隨喜、是以、施入數箇園、遙約盡未來際、仰願善根滋蔓、善覃六種之群朋、法炬熾盛、遍照三途之幽暗、寄進之儀、旨趣如件。

曆應二年四月五日

左兵衛督源朝臣(花押) (豆州志稿)

金持庄沓屋郷東海道

單孤の無頼を扶持するをけれども、天照太神の御末の、吉野山の雪に艱み給へるを弼け奉るべきを知らず、却て之を排擠せんとする佛心は、何の僧何の經に因て學び得たるか。劍を按じて北闕を望み、悲慘極まる御遺詔を殘させ給はんする、萬乘の君の宸襟を、安じ奉る心の毫末たりとも存せば、其の功德は、豈に獨り貞時が寡婦を惠むの比ならんや。然るを彼の大惡を犯して、此の小惠を行ふも何の益かあらん。兄を助けて惡を遂げ、兄に反きて兄の毒に服し、終に鎌倉の露と消え、千歳の下に醜名を流すの外、一も得る所なきは亦憫むべきなり。○金持庄は駿東郡に在り。沓谷郷は庵原郡に在り。此地は、北海道と號し、當時の東海道を

井伊城攻撃大平城鴨江城

大福寺侵略

て、後世長く存せり。沓屋は沓谷にて國訓相同じ、澤田は詳かならず、或は他田又は池田の誤にはあらざるか。○七月廿二日、賊將高越後守師泰・斯波尾張守高經等、兵を率ゐて遠江國に入り、井伊城を攻めむと欲し、師泰は井大平に向ひ、高經は濱名に向ふ。(光明寺殘編) ○廿六日、井伊の屬城鴨江城、賊兵の爲に攻められ、衆寡敵せず遂に陥る。(光明寺殘編) 鴨江城は數知郡鴨江村に在り。○此頃、井伊城に屬せる野武士等、大福寺に至り狼藉を行ふ。大福寺は引佐郡にあり。大福寺はこの頃已に宮方に叛きて、井伊の命を奉ぜざりしか。

【後村上天皇】 八月十五日受禪、十一月即位。

延元四年八月廿三日、遠江國長上郡菟神主源清保、足利氏に降り、今川勢に合す。

著 到

遠江國菟神主源清保、件方唯致御祈禱之忠節畢、御勤仕之狀如件。

曆應二年八月廿三日

源 清 保

承 了 (印)

(遠江風土記傳・古證文)

芳野天皇の newly 立たせ給ふ時に於て、宮方の士の心を變ずる者、獨り菟神主にのみ止まるまじなれども、是は又他と異にして、苟くも内宮の御厨を檢校せる神主の身を以て、天照太神の御末を危くし奉らんと謀る足利家より、唯致御祈禱之忠節畢との、賞詞を蒙るこそ不審議なれ。内宮御領の粟を食み、内宮の御裔を亡ぼさんの御祈禱を内宮に向て爲す。天下之に勝る奇怪事あるか。皇運の衰に屬する故とはいへ、理義を辨ぜ

事 蹟

一一一

吉野朝時代

後醍醐天皇崩御
井伊城

ざるも甚だしからずや、咄この没常識、松拍後凋の譬も知らず、世の亂れは氣節をあらはす好機なるをも知らざるか。寔に長大息に堪へざる事どもなり。○九月、遠江國井伊城にも、此頃主上崩御の由仄かに聞えしが、親王は更に信とも覺え給はず、唯確報を得んことを希ひて、日數を送り給へるに、幾たび得たまふ音信にも、同じ悲痛の聲のみにて、今は已に萬一を頼む力も絶えぬれば、何とはなしに往事を顧み給ひつつ、坐るなる夢幻の感にうたれ給ふなべに、吉野の山の奥を思ひつづけられ、夙夜憂慮措く能はざる様も見えさせ給ひしが、此月の末に至り、空のさま常よりも曇り勝にて、われかの中の時雨も隙なかりし頃、泪の色の紅も、同じ千入にやと思ひやり給ひけん、秋の紅葉の如く散り散りにならざるやう、御方の將士を諭すべき旨を、四條隆資の許に言ひ送り給ふとて、井伊城郭の紅葉一葉を併せ封じて、特に使者を發せらる。其の書き添へ給へる和歌に曰く

思ふには猶いろ淺き紅葉かなそなたの山はいかがしぐるる

四條隆資の返書の和歌に曰く

此秋は泪をそへてしぐれにし山はいかなる紅葉とかしる (南山遺草・南山巡狩録・李花集)

隆資よりの音信に依りて、吉野の宮の情況も略ぼ知られたれば、宮は急ぎ上らんとは思はれしが、世上靜謐ならざるのみならず、井伊の地も心許なく、途も塞りて通ぜざれば、憂愁憂思して空しく月日を送り給ひき。其の御述懐にいふ、

おくれじと思ひし道もかひなきは此の世の外のみよしの山

(李花集・櫻雲記)

後醍醐天皇崩御

先帝の崩御は、實に去る八月十六日にあり。八月九日より、秋霧に犯され給へるにや、先帝御不豫のことありしが、漸くに重らせ給ひ、醫王若逝の誓約も、祈るに其驗なく、耆婆扁鵲が靈藥も、施すに其效なく、玉體日日に衰へさせ、晏駕の期遠からじと見え給ひければ、大塔の忠雲僧正御枕に近づき奉り、泪を押へて奏して曰く、「神路山の花二たび聞く春を待ち、石清水の流途に澄むべき時あらば、佛神三寶も亦捨て奉る事はあらじと思ひ奉りつるに、窺ひ奉れば、御脉已に變らせ給ふと、典藥頭の深く驚き奉る所なれば、今は偏に十善の天位を捨てて、三明の覺路に赴かせ給ふべき御事をのみ、思ほし定め給ふべし。且つや最後の一念に依りて、三界に生を引くと經にも説きたれば、千秋萬歳の後の御事にして、萬づ宸襟を頼ませ奉る事は、悉く御遺詔あらせられて、後生善所の望みをのみ、寂慮に懸けさせ給ふべし」と。先帝之を聞召し、苦げなる御息を吐かせ給ひて宣く、「妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者とは、是れ如來の金言にして、平生朕が心に在る所なれば、秦穆が三良を埋め、始皇が寶玉を隨へしが如きは、朕が敢て取らざる所なれども、只生生世世の妄念とも成るべきは、朝敵を悉く亡ぼし、四海を泰平ならしめんの一事なり。然れば朕今天命竭きて世を早くせば、須らく第七宮を天位に即け、忠臣賢士心を協へて事を謀り、義貞義助が忠功を賞し、子孫不義の行なくば、長く股肱の臣として、天下を鎮むべし。朕深く之を思ひ之を念ふが故に、縦ひ今骨は此の南山の苔に埋むとも、魂は常に北闕の天を望まん。若し夫れ命を背き義を輕んずる者あらば、君も繼體の君にあらず、臣も忠義の臣にあらず」と、委細に綸言を遺されて、左の御手に法華經の五の卷を持たせ、右の御手に御劍を按じて崩じ給ひしは、正に去る八月十六日丑尅なりしが、寔に悲むべきは、北辰位高くして、百官星

吉野朝時代

後醍醐天皇
吉野

吉水法印
宗信大計
を定む

の如く列なると雖も、九泉の旅の御路には、太臣公卿の臣の一人も供奉する能はざるなり。又寔に憾むべきは、南山地秀でて萬卒雲の如く集ると雖も、無常の敵の襲來には、勇將猛卒の弓の千挺も防止する能はざるなり。其の哀むべく痛むべき状は、何にか例へん。只流に舟を覆して、一壺の浪に漂ひ、暗夜に燈消えて、五更の雨に向ふにも似たるかな。御大葬の事は已に遺勅あれば、御終焉の龍體を改めず、棺槨を厚くし、御座を正しくして、吉野山の麓、藏玉堂の良なる林の奥に、高く圓丘を築きて北向に葬り奉れり。(南山巡狩録)

寂寞たる山雲の裏、鳥啼き蟲悲む邊、夕陽已に影を没し、土墳數石の草、本末の露散り盡して、涙は乾けども愁未だ去らず。舊后妃、泣く泣く鼎湖の雲を瞻望して、恨を天邊の月に添へ、霸陵の風に夙夜して、別れを夢裏の花に慕ふ状は、又哀なり。天下久しく亂に向へるは、澆季の俗なれば暫く措いて論ぜず。先帝は慥に延喜・天曆以來の聖主にして、聰明叡智神武の君にましまして、自から聖運も一たびは開けて、拜趨忠功の臣の望をも達する時あるべしと、人みな千辛萬苦を嘗め盡して望を屬せしに、今斯く忽焉として崩御ましますを見奉りては、天下誰か沮喪落膽せざる者あらん。或は慈母の懷を離れて、魔魅の掌中に陥らんとするが如く、悚然として戰慄する者も少なからず。此に於て多年艱難を共にし奉りし卿相雲客の中には、東海の波を踏みて魯仲連が跡を追はんとするもあり、南山の歌を唱へて甯戚が行を學ばんとするもあるなど、首陽の奥を希ふ者少なからざるに至りぬ。先に我が井伊に在ます宮の、遙に四條隆資に贈り給ひし消息も、此間の事情を仄に聞召し、憂慮に堪へさせ給はでの故とは、附従ふ士民の共に察し奉る所なりき。此時吉野執行に、吉水法印宗信といふ者あり、潛に此の形勢を窺ひ知りて大に驚き、急ぎ參内して諸卿に告げて曰く、

「先帝崩御の時、懇に遺詔を發し、第七宮を御位に即け奉り、朝敵追伐の本意を遂ぐべしと宣ひしは、諸卿の共に親しく拜せし綸旨にあらすや。然るに未だ日を経ること多からず、聖音耳に温かなるに、早くも退散隱遁の望を懐く人多しと聞くは何ぞや。諸卿自からは善しとするも、此に在ます皇子皇孫を、何の地に据ゑ奉らんとはする。畏くも萬乗の君の遺詔を、開棄てせんとし給ふか。試みに異朝の例をも計へて見よ。文王は草昧の主に終ると雖も、武王は其後を受けて八百歳の王業を開きしにあらすや。高祖崩じて後、諸呂の亂ありしと雖も、劉氏の爲にする者多く、孝景終に漢業を保ちしにあらすや。然れば今御一人、萬歳を早うし給ふと雖も、諸國舊勞の輩に於ては、俄に其功を捨て其恩を忘れ、敵に降らんと欲する者はあるべからず。中にも上野の新田・越前の脇屋等、諸國に散在せる四百餘人は、世の危きを見ては、益、命を輕する一族なるが、今や此輩國に隱謀し、所所に楯籠り、造次にも忠戰を計らざるなく、顛沛にも皇室を忘るることなく、其他にも尙ほ之に劣らざる者少しとせず。先づ思うても見給ふべし。筑紫には菊池・松浦、四國には土居・得能、近畿には楠・和田、東海道には尾張の大宮司・參河の足助・遠江の井伊介・駿河の狩野介の族あるにあらすや。尙ほ數へ來らば四十餘族もあるべきが、是れ皆な大なる者を擧ぐるのみ。其の泛泛たる輩に至ては、實に枚擧するに追あらず。しかも皆な義心鐵石の如く、百難を経れども、一たびも其操を變ぜざる者なり。身不肖なりと雖も、宗信斯くてあらん間は、此山より一人の不義も出だすまじければ、毫も後顧の患あるべからず。諸政は後に徐に議するも遅しとせず、先づ遺勅を奉じて、繼體の君を立て奉り、諸國に綸旨を下し給ふこと、最も今日の急務なり」と、赤心を露はして諫めければ、諸卿みな其言に勵まされける處に、楠帶刀・和田

事蹟

吉野朝時代

吉野朝廷
強固

和泉守等、二千餘騎を率ゐ、馳せ到て皇居を守護し奉り、誠に他意なき體に見えしより、諸卿益々忠義の心を固うし、退散の念を翻へしたれば、吉野山も自から無爲に復し、來む春の花を待つ様とはなりぬ。(太平記)

*

*

*

*

南山御大葬の史料を拾集して稿本に綴りしは、大正元年八月二日、即ち明治大帝崩じまして、幾日も経ざる時なりき。其の當時の感想の稿本に記したるものあれば、再び此に轉載して後の思出にせんとす。曰、

後醍醐天皇は建武中興の功を奏し給ひ、明治天皇は明治維新の治を擧げ給ふ。其の始終の迹に就いて窺ひ奉れば、成敗の上に於て異なる處ありと雖も、共に神武天皇以來、不出世の叡主に渡らせられしは、懸げまくも畏き極みなれども、萬人共に疑はざる所なるべし。余幸に明治の聖世に生れ來て、明治の御代を、千代八千代と祈りし甲斐もなく、去月廿九日朝まだき 天皇崩御の悲報に驚き畏みつ。其より左肩の喪章に謹慎の微意を表しつつ、嘗て綴り始めし地方史を筆してありしに、今日に至り計らざりき、又我が井伊宮の御父後醍醐天皇の崩御を記し奉るに至らんとす。思ふに、去る廿九日より今日二日まで僅に五日に過ぎず。此の僅に五日の間に、古今の英主、二帝の崩御に遭遇すること二たびなるもの、世界廣しと雖も余の外幾人がある。北畠准后嘗て神皇正統記を撰みて、延元帝の崩御を記し、筆を絶て仲尼の獲麟に倣はんとしひしが、しかも終に倣ふこと能はざりき。余はた何にか倣はん。抑も吾が地方史は、此に至る僅に半ばなり。而して事を半ばに止むるは、何事にも敢爲に在ましし、明治大帝の、我が國民を治め給ひし聖旨にも戻り奉るべしと思ひ浮びては、慙に中止することもなり難くて、尙ほ准后の眞似して、筆の命毛を涙に濕して、綴り続けんとぞ思ひ成りぬる。されど今日一日は筆に堪へすなむ。八月二日

又七月三十日の趣の稿本に存するものあれば此に併せて轉載せん。但しこれは、今川氏の赤鳥の由來を記し終て後、其の

餘白に附記したるものなり。

是れ明治四十五年七月廿八日夜十時過まで綴りて得たる一段落とす。翌日は宿直日なれば、暫く筆を此に擱き、三十日歸て再び筆を起すべしとて、其夜はさて止みぬ。三十日早天、學校玄関に聲あり、曰く、號外。馳せ至て見れば、他新聞紙と共に一片紙あり、急遽手に取り見れば、云、

天皇陛下終に今晚零時四十三分崩御遊ばされ一時廿分宮内省の告示あり

と、數日以来、御大漸に渡らせられしことは、漏承る所なれども、斯るべしとは思ひきや。ああ、天を仰き地にいさちつ足すりつしほるに堪へぬ夏衣かな

晝過ぎて歸りぬ。知ることもなき婦女子の言を聞けば、其意にいふ、

わが君は神にて在ます人の身の代りまつらむすべなきぞうき

鄙も都も、尊きも賤しきも、人の心はただ常闇に暮れ行く、あはれ悲しきかも。

(鈴木常馬賦)

*

*

*

*

于頭峰城
宗良親王
疾あり

○十月三十日、賊兵于頭峰城を攻めて之を陥る。于頭峰は又鶴頭山に作る。濱名湖西、入出村に在り。今の昌泰寺は其の處なり。(光明寺殘編) ○此月、征東將軍宗良親王、井伊城に在まして、先帝の事忘れがたく思召し、日夜悲歎して、寢食も常ならぬげに見え給ひしが、遂に思ひ奉れば、吉野宮の君臣も、同じ思ひの彌増して、悲しき情に堪へがたきことも、數多おはすらん。況して此の神無月の時雨がちなる空をば、見過ぐ

事蹟

吉野朝時代

使井伊に
到る

しかねてあらせつらんが、親王の御身も此程は勝れさせぬ由を傳聞せりとて、關白左大臣は特使を井伊城に遣はし、懇に親王の心を慰められけり

よそに聞く我だにほさぬ泪かなおくるる袖は猶やしぐるる

親王之を見て、送らせられし御返書の中に

時雨より猶さだめなくふるものはおくるる親の泪なりけり

(李花集)

遺詔を分
ち賊を討
たしむ

征東將軍
の一説

○十一月五日、吉野宮の群臣相議し、先帝に尊號を奉られしが、御在位間の政教多くは、延喜の聖代を追はれしかば、尤も其寄ありとて、後醍醐天皇と諡し奉れりといふ。新帝は御幼年に在ます上、君崩じ給ひたる後は、百官家宰に任せて、三年政を聞召さぬは古の例なれば、萬機悉く北畠大納言の計ひにて、洞院左衛門佐世・四條中納言隆資等二卿、専ら諸政を執奏せらる。尋で先帝の遺勅を北國の脇屋義助・西海の西征將軍の宮・奥州の新國司顯信等に頒ち、先帝の遺勅を奉じ、特に忠戰を勵むべき由の綸旨を下し給ひしが、此時井伊城へも同じく勅使下りて、早く征東の師を起さるべき由の、綸旨を傳へらる。(南山巡狩録・太平記・龍潭寺記) 一説に、宮の中務卿に任せられしも、征東將軍に任せられしも、又還俗せられしも、此時なりといふ。宮は已に久しく井伊城に住みなれさせて、今は都の手振を忘れ果て給へるのみならず、偏に弓馬の道にのみ鞅掌せられしに、今又新に此の天命を蒙り給へば、御自からも、其の世變の甚だしきに感じ給ひけん、思ひきや手にふれざりし梓弓おきふしわかでなれんものとは (李花集・南山遺草)

又この頃蟲の聲聲競ひなくを聞かせられて、

いにしへは露わけわびし虫の音を尋ねぬ草の枕にぞきく

床あれてたが秋ならぬ虫のねをふるき枕の下に聞くかな

(李花集)

此次、新に下させ給へる綸旨の御主旨は、専ら進取を謀り給ふに在りて、親王の御心のうちも、固より一日も之を忘れ給ふことはあらせられざれども、時利あらずして、叛き去る者さへあれば、日夜甲斐なき苦辛を重ねらるる様も推量らるるなり。井伊・奥山の族等、二心なく仕ふと雖も、人心漸く離れて、詔命に應へ奉ることの覺束なければ、如何はせんと心を焦し給ふ折しも、參河國足助重春の使者到り、切に足助城へ迎へ奉らんと請ひ奉りけり。駿河國へ往かんかの思召なきにしもあらざる時なりければ、急に御決心もなりがたくて、

一寸じに思ひ定めぬ八はしのくもでに身をも歎くころかな

(李花集・南山遺草)

と仰せられけり。重春は、元弘の時、勤王の唱首をしたる足助重範の一族にして、參河國に於ての久しき宮方なれば、親王も深く其の誠忠を嘉みし給へりしが、參河には、元來足利勢多ければ、他の人心を慮はかり給ひて、斯くは躊躇し給へるなり。◇五年二月、賊將高越後守師泰・仁木右馬介義長等、軍を併せて遠江に到り、井伊城を圍み攻む。城兵力を盡して拒戦ひければ、二將容易く降す能はず。然れども今度之を今川氏にも委せず、二將の特に勢を合して來り攻むる所以は、其の必勝を期し、井伊城の根據を覆すにあるなれば、たとひ城兵強しと雖も中止すべきにもあらで、益、兵を増して之を攻圍みければ、城兵漸く糧食を缺き、

高仁木等
井伊城を
攻む

足助重春
宗良親王
を迎ふ

事蹟

吉野朝時代

一一〇

大平城 陥落將に近きに在らんとす。親王之を見て憂慮措く能はず、潛に遁れ出でて再舉を謀らんと思召し、諸將と共に夜に乗じて城を去て大平城に據り給ふ。大平城は龜玉郡大平村にあり、城址を城山といふ。賊將之を見て深くも索めず、急使を馳せて鎌倉に報じ、兵を引きて還る。親王其の還るを窺ひ、餘衆を集め來つて、また井伊城に據り給ふ。師泰等聞知して大に驚き、再び來つて之を攻めたれども未だ抜くこと能はず。(後鑑・鶴岡社務記) ○四月廿七日、一品西應寺宮、潛に井伊城を出でて、奥州に下り給ふ。(櫻雲記) 宮は尊良親王の御子にして、一に奥州宮とも稱し奉るなり。先に奥州に下らんと欲し、船に乗じて天龍灘に到り、暴風激浪の爲に漂盪せられ、宗良親王と共に井伊城に入り、今に至らせ給ひしなり。○廿八日、興國と改元あり。

西應寺宮
奥州に下る

小菊死 ○五月、脇屋義助の妾小菊、其の郷里庵原郡瀬名村に歸り、尋で女子を産し、三日を経て卒す。小菊先に義助の妾となつて後、常に義助に従て去らず。南船北馬、軍事倥傯の際と雖も、暫くも其側を離るることなく、義助の伊豫に往くに及びても亦従ひ行きしが、此月義助伊豫に病死せしかば、小菊悲歎措く能はず、終に伊豫を去て舊里に歸れるなり。小菊死して後、其の祖母その産兒を養ひ、小葦と名づけ、國主の落胤なりとて、特に厚く養育せりといふ。○八月十五日、賊將高師泰、兵を率ゐ來て、井伊城を攻撃すること益、甚だしく、城の陥落將に且夕にあらんとす。征東將軍宮之を見て、憂緒いよいよ亂れ給ふ折しも、今日は適先帝登遐の忌日に相當するを思ひ出だされて、轉た感慨に堪へさせ給はず、おもひいづるここの八月の秋の月またくもれとてぬるる袖かな (南山巡狩録)

井伊城の
圍益固

とつつけたまふ。○廿四日、賊兵大平城を攻めて之を陥る。(光明寺殘編) 此時賊軍中に肥後の人詫磨某といふ者あり、進て城中に入り、城兵を追ひ落し、城郭を焼き拂ひ、大に功ありければ、後感狀を賜はりて、其功を賞せらる。 詫磨七郎之親中ニ軍忠ニ事 右去八月廿四日、遠江國大退羅城夜討合戦之時、打入最前城内、御敵追落、燒拂城郭、致軍忠之條、御見知之上者、 御證判、彌爲レ抽ニ忠勤、粗言上、如レ件。

大退羅城
夜討

曆應三年十月 日

承 了 (肥後詫磨文書)

井伊城陷 ○廿八日、遠江・駿河兩國の守護今川刑部少輔心省、上洛す。○九月、先是、遠江國井伊城遂に賊の爲に陥れられけるを、征東將軍大平城に徙り守り、餘衆を集めて還り戦ひ、賊を破つて追却し、再び此に據つて嬰守せしが、此に至て復賊の襲撃にあひ、遂に守ること能はず、出でて駿河に逃れ給ふ。此時、北條時行も亦逃亡して、東國に匿るといふ。(大日本史・保曆間記・鶴岡社務記) 親王遠江國に在らせられし頃の御歌に云ふ。 遠江國に侍りし頃月の歌とて

湊江や夕汐ふかくなるままに月にぞうかぶ海の梅原

(李花集)

山 家 心

吹拂ふ松の風だになかりせば軒端も雲にうつもれなまし

事 蹟

一一一

吉野朝時代

田家を

あれにけり小田のかりいほ住人のあるを見しだに淋しかりしを

みよしのの花もうきよをしのばせし昔をのこす言の葉ぞこれ

(李花集)

狩野介貞長

此時に當て、駿河國には狩野介貞長といふ者あり、嘗ては京師に在て、楠正成と俱に武者所詰番役ともなり

興良親王

しが、天下再び亂るるに及び、安倍郡内牧城に據りて、吉野朝廷に奉仕し、盛衰を以て其志を變ぜず、興良

狩野の一族

親王を奉じて主となし、入江・蒲原・富士谷・宇津峰等の諸族之に屬し、今川勢に抗し、(信濃宮傳)曾て屈す

る色なきに、(大日本史)興良親王は、征東將軍宮の王子なれば、井伊城陥るに及びて、將軍宮も亦此に頼ら

れしなり。(遠江風土記傳)興良親王の母は、藤原氏にして、狩野介貞長の女なり。初め父に従て遠江國に在

内牧城

り、遠江宮と稱せしが、駿河國の官方の請に依り、遷りて内牧城に居給ふなり。内牧城は内牧村に在り。今

の里俗その址をカアドの城山と呼ぶ。蓋し狩野殿を訛れるなり。山上に五輪塔あり、俗に地藏と呼べども、

貞長の古墳なるべし。或曰く、安倍郡に御所谷城といふがあり、州豪狩野介といふ者あり、興國中、宗良親

王を此に奉じたりと。(李花集、新風土記)然らば此處も亦貞長の控城なるべし。

貞長の墳

内牧の南端青木鼻と稱する山麓に、一の地藏尊あり、土人は何物とも知らず、只昔よりの例に従ひ、毎年陰曆七月廿

七日を以て祭祀を施し來りけるが、是より少しく登れば、面積凡そ三十二三坪にして雜草繁茂し、人跡稀なる閑寂の地

あり。中央に、高さ二尺・方一尺許の、五輪塔立てり。其の後方には、又穴居の跡とも認むべき所あるなり。而して此

の五輪塔を、土人は昔より「お姫様」と呼做し、之に一の傳説を添へたり。曰く、此の近傍西ヶ谷といふ所に、一の沼

池あり、中に一蛇あり、人呼びて主となす。毎夜美少年に化して、彼の姫の許に通ひしが、姫元來男子を好まず、峻拒

して近づけず。然るに少年懲りすまに通ひ來つて止まざれば、姫煩はしと思ひ、其袴の裾に針を刺して追遣りしが、此

蛇三年間苦悶して死せりと云ふ。又一説に云ふ、針を刺して追遣つて後も、蛇尚ほ通ひ來たれば、姫之を退治し終らん

と欲し、池水を沸騰せしめて爛死せしむ。同村の地名に蛇骨といふ所あるは、此に因るなり云々と。此に因て郷人深く

之を畏怖崇敬し、塔の周圍に在る物は、縦ひ木葉一片、小石一個たりとも手にすれば、忽ち罰を蒙るとて、敢て近づ

者あらざりしが、是れ即ち狩野介の墓標にして、今川氏の勢盛なるに及び、其の墳墓の發掘せられんを恐れ、特に此の

如き流説を傳へしならんか。また青木鼻の山に對して、城山といふ城址あり、興良親王の居城なりと傳ふ。其他兄弟谷

といふは、百町歩許の地面にして、其の附近にあり。その馬場の跡といふも、青木鼻の山續きに在り、又その附近に

「カナガイト」といふ地名ありて、「カナドノ」ともいひ傳へしが、何れも興良親王・狩野介の遺蹟にあらざるはなし。「カ

ナドノ」は狩野殿の訛たること著しきや。内牧と嶺境の地に、小瀬戸といふ村あり。此村の御所之谷は、藁科川の西

にありて、此谷の南には、向山とて平坦の地あるが、里人は之を古城跡といひ、又此村の東入口の川より、一町許入れ

ば、小丘ありて、其より奥を門内といふ。是も亦興良親王の、御住るに因める名といふ。(里人談・駿河史料)

征東將軍宮駿河に在り、一日富士山を眺め給ふに、嶺より起る烟は、宿の朝餉の烟の如くにて、常に見る目

には、愛づべき所もなければ、都人は如何に珍らしく思ふらんとて、山嶺雪裡より起る雲烟を畫き、使を

して藤原爲定の許に贈らしめ給ふ。

見せばやな語らば更にことの葉もおよばぬふじの高根なりけり

(李花集)

と仰せられしに、爲定の返しには、

思ひやる方さへぞなき言の葉も及ばぬふじと聞につけても

(櫻雲記)

とありきとなむ。此の音信の次に、大塔の忠愛僧正よりも、如何にもして宮の御座所に尋下り、年來の御物

事蹟

一一三

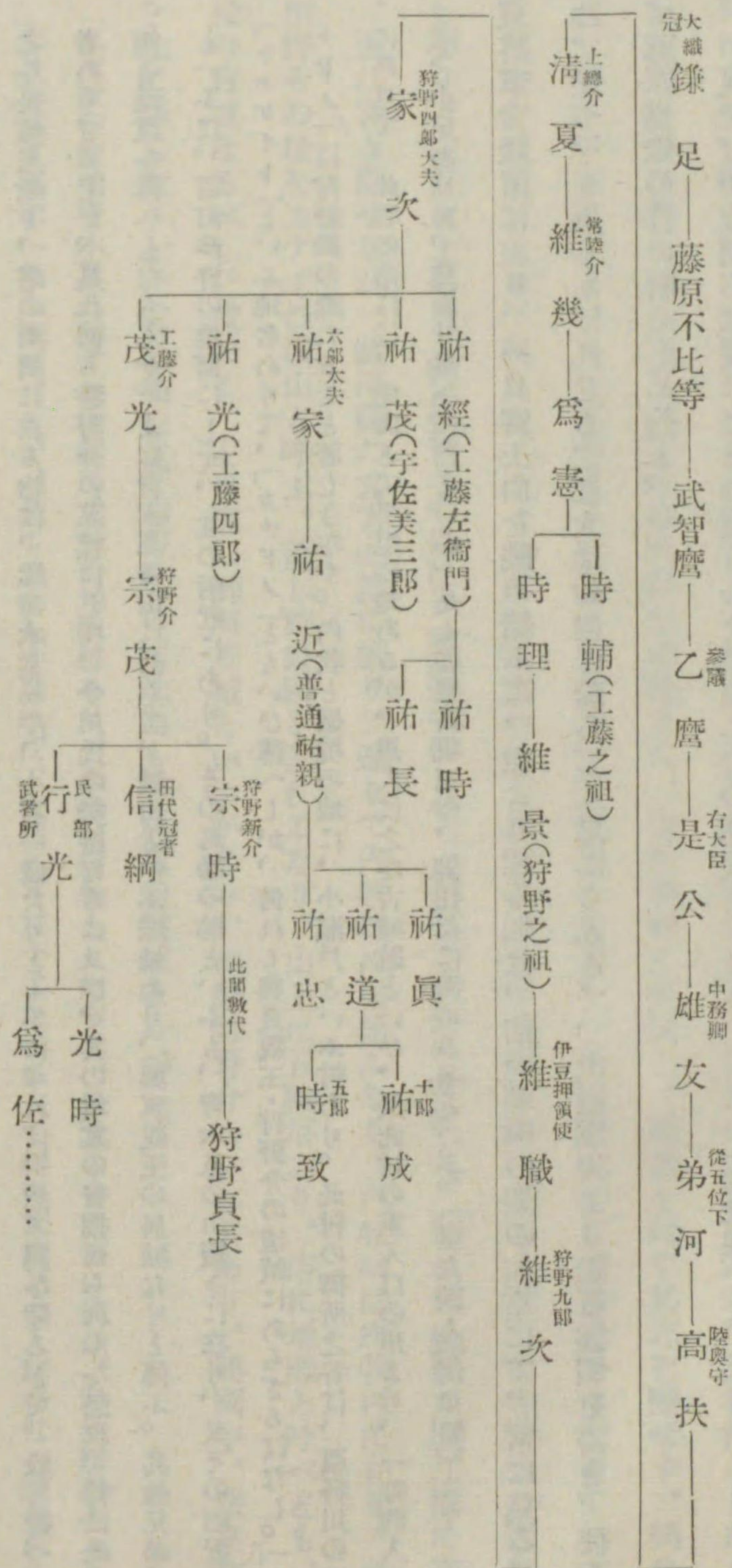
吉野朝時代

語を交はしたく望み居る由、言ひ送りければ、宮また之に返してのたまひける。

清見潟なみの關守隙もあらばまつとは告げよ三保の浦風 (宗良親王日記)

狩野貞長系圖

○狩野家系圖 (尊卑分脈)



斯くて明年の秋まで、貞長が許に居給ひしが、味方に來る兵もなければ、空しく海山の景色を眺め暮されけるこそ悲しけれ。一日、岡部の里に遊び給ひて、

身のうさもまた友もなきたぐひ哉をかべの里の松の一もと

岡部里 松の一もと、如何に御感を惹起されけるにや。岡部の里は、駿河國宇津谷の西、廿町許にあり。岡部驛と同所なり。清見潟の風景は、最も深く御心に染み給ひけむ。

忘れずよ清見が關の波まより霞みてみえしみほの浦松

清見がた夜舟こぎ出て三穂が崎松のうへ行く月を見るかな

清見かた三保崎

清見潟は、駿河灣の浦邊にて、北は山南は海にて、南方二里許の海上に三保崎見ゆ。三保崎は、此の灣内に斗出すること凡そ一里、幅二十町餘にして、岬角東北に向ひて、桃花に、青松に、羽衣仙女に、富岳眺望に、風景の秀麗なること、古今に其名高し。宮は又、安倍の杜鵑など、深く感賞せられてや、其吟乏しからず。

安倍の杜鵑

早苗とる安倍の田面のむら雨に坂こえて啼くほととぎすかな

内牧の別宴

二年八月十九日、征東將軍宗良親王、駿河に到て後は、駿河國宮方の武士等、心を盡して事へ奉ると雖も、新に歸順の輩もなければ、義兵を擧げん便もなし。親王之を見たまひて、寧ろ信濃に至て、義故を招集せんかと、思食しなりぬ。狩之介之を止め奉らんとは欲すれども、顧みれば、又急に義學の謀を運らし得べきにもあらず。然れば暫く親王之の意に従ひ、然後、徐に其機を熟するを待つに若かずとなし、終に其の準備を整へければ、此夜狩野介の邸に、宮方の將士悉く集り來り、親王之の爲に別宴を催しけり。酒杯數巡、席漸く酣となつて後は、過去を談じて憤恨に堪へず、思はず切齒扼腕する者あり。現在を語て賊勢の盛を憎む者あり。人の利に迷て、義を顧みざるを罵る者あり。將來を慮りて宮方の前途を憂ひ、覺えず流涕して袂を絞

事蹟

吉野朝時代

り、殆んど座に堪へざる如き者ありて、終夜別を惜みつつ、歸らんとせず、曰く、我輩力足らずして、君を助くる能はず、不忠の罪は固より免れずと雖も、子孫を誡めて、二心をば挾ましめじと、且つ泣き且つ誓ひけるが、親王も深く其の精忠に感じ給ひ、共に手を取つて、泣きあひ給ひし其状は、實に上下の別なく見えしとぞ。須臾ありて、親王御自から筆とりたまひて、館の壁に、一首の和歌をしるし給ふを見れば、曰く、

（南山遺草）

宗良親王
信濃に赴
奥津かた

斯くて尙ほ夜深きに、内牧の館を出で給ひしが、奥津に至りたまひて、夜は始めて明けたりとぞ。奥津は庵原郡に在り。即ち今の奥津宿にして、此に奥津潟あり。景色佳なるを以て聞ゆ。明方の海は霧も絶えだえに成り、先にゆたたに見えし三保崎の松原は、さながら海の上に残りて、吹拂ふ風の氣色もすさまじきに、出舟の早く過ぐるは、波の關守によらぬかと思ゆ。月は有明なれば、明るも知らず、面白く澄み渡り、實に見捨てがたき浦の様なり。袖師が浦邊にて、宮

東路の末まで行きぬ庵崎の清見關は秋風ぞふく

袖師ヶ浦

袖師ヶ浦は有渡郡に在りて、古は有渡濱より以東、一帶の稱なりしが、後世は、清水・江尻の海邊をいふもの如し。

から衣袖師の浦のうつせ貝むなしき戀ぞ年のへぬらん

袖師ヶ洞

などもよまれて、昔は袖師ヶ洞といふ所もありき。袖師ヶ洞、或は佐恵田乃岡ともいひしが、後の洞村は是なり。薩陞山の西麓に當り、海岸屏風を立つるが如く、驛馬波に浴し、旅客笈を漂はし、實に清見關の要領

を占めたる處なり。袖師ヶ洞は即ち袖師ヶ浦の洞口の義なりとぞ。（駿河風土記）

庵崎
榎田堤の
柳

庵崎は又磯崎ともいふ。庵崎は庵原崎の畧にして、庵原郡の海邊一帯をいふ。往古此邊に榎田堤といふものあり、毎歲仲春・仲秋の望、此の郡民をして、柳・栗等の樹木を植ふしむるに、日に役する所一千丁なりき。而して丁の食は國府の師家に充てしが、其の食鹽は元御供田なり。而して又庵崎に住する海戸をば、三年ごとに防河使をして、之が事故を正さしめしといふ。（駿州名勝志）

富士山

親王は是より浮嶋ヶ原・千本松原を過ぎ、車返より甲州に入り、信州へ向ひ給ふべき御定めにて、富士の麓を廻らせ給ふに、山の姿何れより見るも圓形なれば、寔に比ひなく思はれて、

北になし南になしてけふいくか富士の麓をめぐり來ぬらん

（南山遺草）

と詠ませられ、又足柄山を眺め給ひては

降つもる雪は八重山道とめて行くへぞうとき足柄の山

とぞつづけさせ給へり。此の八重山を地名と思ひ、駿東郡小山村に在りといふものもあれど、そは誤りにて、八重山は重疊せる山といふ義なりとぞ。是より宮は、進みて甲州に入り、白須といふ所の松蔭に、霎時御馬の蹄をとどめさせられて、

かりそめの行きかひぢとは聞きしかどいさや白須の待人もなし

と歎かせ給ひ、又行き行きて、信濃國大河原といふ所に、恙なく着かせ給ふ。（大日本史・新葉和歌集）美作守香坂四郎高宗、之を見て大に悦び、直ちに迎へて己が館に入れ奉り、檄を發して澁谷の一族、並に上松の輩を招集し、無二の忠勤を抽でたるのみならず、（信濃宮傳）當時信濃國の國司は、堀河中納言光繼といひて、

事蹟

宗良親王
信濃香坂
が館に入

吉野朝時代

勤王の志篤き人なりければ、宮は兎も角も御安堵あらせられつらんか、信州は、終始宮方に屬する者、多き土地なりき。駿河國の兵の宮に供奉せし輩は、已に親王の御先途を確めたれば、暇を請うて還らんとす、因て親王は信書を認め、託して興良親王に贈らせたまひしが、中に和歌一首そへられけり。

富士の根のけぶりを見ても君とへよ淺間の獄は如何にもゆると (宗良親王日記・櫻雲記・南山巡狩録)

信濃宮

宮は是より先にも、井伊谷より、屢、信濃へ渡らせられしことありしが、此後は多く信濃に住はせられしかば、親王を信濃宮とも稱し奉るなり。(信濃宮傳)

遠州の宮

方

當時駿・遠二國の國勢を按ずるに、宮方の勢衰へたりと雖も、尙ほ遠州には井伊遠江守を主將として、天野・奥山・犬居・加藤・入野・横地の諸氏あり、駿州には狩野介貞長を主將として、入江・蒲原・富士谷・宇津峯等の諸族ありたれば、未だ全く爲し難しといふべきにあらず。(鹽尻) 況や古人にも一旅一成一成を以て起りし者あるをや。今川勢如何に強しと雖も、賊軍元來一致を缺く。豈に此間に處して、尙ほ爲すべきもの無しとせん。然るに幸に一皇胤を奉ずるを得しにも拘はらず、終始之を保護し奉らんとせず、平然之を他州の武士に托して顧みず、何ぞ其れ不勇不武の甚だしきや。彼等は果して毀譽榮辱を辨ぜざりしか。邊鄙の一武將にして、畏くも皇子皇孫を奉戴するを得たれば、何ぞ之を榮として、千歳一遇の恩に報じ、名を竹帛に垂るる覺悟なかりつらん。彼等は果して純誠純忠の士にはあらざりしか。何ぞ一門の精忠を集めて之に奉仕し、肝腦地に塗れて後に止まざりつらん。あはれ彼等は全く力足ざりしか。抑も亦利慾の爲に惑へるか。自今頼む所は只興良親王在すのみ。彼はた如何に之に奉仕せんとするか。或曰、井伊氏は後裔直氏に至るまで、敢て

井伊氏の忠

足利氏に屬せず、竊に南朝の恢復を圖り、苦忠堅節菊池氏に比すべきものありきと。然らば則ち隱忍持久その機を窺て、終に其機を得る能はざりしものにして、其心また哀むべきものあるなり。井伊氏を以て推すに、嶽南の宮方多くは之と進退を同うせしならんか、然らば聊か範を後世に垂れ、且つ地方後昆の誇とするに足ると謂ふべきなり。

宗良親王
誦訪に太
平を祈

宗良親王は、香坂が館に着かせられて後も、如何にもして、今一たび世を古に復さんものと思し給ひ、屢、誦訪下宮に通夜して、天下泰平を祈り給ひしが、一夜湖上の月、隈なく照りまさりければ、

誦訪の海や神のちかひのいかなれば秋さへ月の氷しくらむ (南山巡狩録)

宗良親王
越中に赴

一言の末にも、天下を憂へ給へる節の現はるこそ畏しや。○十二月、北國の兵士等、吉野殿に志を通ずる族あり、兵を起して越中國に據り、蜂起して賊を討じ、潛に使者を信濃に遣はし、宗良親王を迎ふ。親王信濃に在て義故を招集すと雖も、未だ兵を擧ぐるに足らざりければ、遂に其請を許して信濃を發せらる。途、寺泊といふ所に著かせられしに、偶、千鳥の聲を聞き給ひて、

あら磯のほかゆく千鳥さそなげにたち居も波のくるしかるらん (南山巡狩録・南方紀傳)

石黒盛行

宮の起居は、如何に苦しかりけん。程なく越中國に著かれしかば、石黒左近太夫將監盛行といふ者迎へ奉り、先づ己が名子浦の館に入れ奉りしが、(櫻雲記・信濃宮傳) 尋でまた貴船山の城に移り給ふ。貴船山は、石黒將監の築きたる城なり。或云、江戸幕府の旗本に、長谷川庄五郎といふ者あり、其祖を越前守石黒重之といふ。或は此の石黒將監にあらざるかと。○此歳、足利尊氏伊豆山權現を再建せり。◇三年三月廿日、征東

伊豆山權
現再建

事蹟

吉野朝時代

一三〇

宗良親王
越中に在り

將軍宗良親王、越中國石黒が名子浦の館に在らせられしに、偶、歸雁の音の聞えければ、坐ろに都を偲ぶ心の抑へ難くや座しけん

おなじくはちるまでを見て歸れ雁花の都のことかたらなん

吉野宮焼

此頃の事なり。吉野殿より勅使あり、將軍宮に御言告らして宣く、此春正月、楠正行四條殿に討死し、高師直に犯され、吉野宮も焼失せられたれば、吉野の奥に迷ひ入り給ひ、穴太といふ所に住ませ給ふと。仍て其趣を詳かに告げさせられ、將士に至るまで勅を賜はりて、士氣を勵まし給ふ。親王勅をうけて、歎息に堪へさせられず、

たらちねの守をそふる三吉野の山をばいつち立はなるらん

宮は此の使を幸ひに、私に御子左爲定の許へも消息せられしが、其うちに

いたづらに行きては歸る雁はあれど都の人のことづてもなし

今はまたとひ来る人もなごの浦にしほたれてすむあまとしらなむ

言言皆な涙ならざるはなし。其後時を経て、再び勅使あり、先の献詠の返として、御製を賜はる。

故郷となりにし山は出ぬれど親のまもりは猶もあるらん

御子左の返書もありて、奥に

ねになければそれとはきかで行く雁にことづてなしとなに思ふらん

あきの風はや吹きかへせなごのあまのしほたれ衣うらみのこさで

(南山巡狩録宗良親王)

後村上天
皇御製

宗良親王
の艱難

宮は先に駿河を出でて信濃に至り、信濃を立ちて此處に到らせ給ひ、未だ多く時日を経させられざる頃、羈中百首を詠じ給ふことあり。中に云

かぞふれば七とせも経ぬたのみこしななの社のかげをはなれて

(南山巡狩録・櫻雲記)

宗良親王
常陸に行

建武三年より此に至りて七年、流離艱難して、専ら恢復を謀り給ふと雖も其效なく、日に宮方の衰ふるを見給ふ宮には、轉た感慨に堪へさせられぬ事御座すらんも理なりと、思ひ奉るも畏しや。七の社は山城國に在り。○此月、藤原公尙遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○此冬、征東將軍宮宗良親王、越中國を出でて、常陸國小田城に遷らせらる。春日中將顯時・一條少將具信・唐橋修理亮等供奉たり。(信濃宮傳) 顯時は持定の男にして、北畠親房の従子なり。時に親房小田城に在り、結城親朝と共に義故を集め、一擧に賊を掃蕩せんと欲せしに、會、將軍宮の越中に在すを聞き、顯時等を遣はし迎へ奉りしなり。親朝は結城宗廣の子なり。○此

大野峯の
觀音堂

伊豆少掾

歳、駿河國大野峯の觀音堂を造營す。大野峯は志太郡の極北にして、今大井川の上流、藤川北東の高嶺、智者山といふ山なりといふ。◇五年正月、北朝漢部重晴を遠江の目に、礮部浪滿を遠江の權少目に、又藤井延弘を以て伊豆少掾に任ず。(大日本史) ○三月、遠江國の官軍等、信濃の官軍と共に常陸國に到り、北畠・小田の諸族と、賊を討つて大に之を破る。宗良親王至り給ひて、新に主帥を得、官軍の勢大に振ふと見えたり。初め結城親朝、北畠親房を助けて、征東將軍宮を迎へ奉りしかども、此頃其志を變じ、叛きて賊に應じ、佐竹・相馬等と、來て小田城を攻む。親房・顯時等、城將小田治久と、力を併せて防ぎ戦ひけるが、遠・信の官軍等、遂に之を聞き、馳せ至て之に力を併せ、遂に討つて大に之を破り、賊兵をして、奔潰足を止むるに追

遠州の官
軍常陸に
赴く

事蹟

一三一

吉野朝時代

濱名郷亂
郷士等舊
主を懐ふ

抛ち、纔に所領の在るを頼み、美濃國に赴き、猿町里に蟄居せり。其後各郷士は、濱名に惣領主の、己を壓するもの無きを悦び、互に威を張り權を振ひ、以て自から擅にせんとぞ計りける。此に於て境内自ら軋轢生じ、憤争止む時なく、歲月を経るに従て益々甚だしく、此頃に至ては、恰も絲の紛れたるが如く、亂に亂を重ねて、毫も統一する所なく、終に其の歸する所を知らざるに至れり。此に於て大野・石原・桐生・加藤・安形等の郷士等、相集り相議して曰く、「我が十郷の地の、此の如く亂れて底止する所なきは、畢竟するに、一定の郷主なきに因る。而して實は郷主なきにあらず、あれども此に居らざるなり。居らざるにあらず、居られざるなり。而て其の居られざる所以のものは、他なし我輩の專横に職由するなり。而して郷主の家未だ亡びたるにあらず、儼然として美濃に住まはせば、我輩だに瀾然過を改め、赤心を披瀝して一向に請はば、豈に復歸を諾し給はざる理あらんや。想ふに舊主は尋常の闇主にあらず、正に衆に臨む徳を備へ給へる人にして、十郷の主には餘りありと謂ふべし。然るに我輩愚にして其の温厚に狎れ、數世の恩願を顧みず、屢々無狀を極めたればこそ、終に彼の如く、跡を遠けしむるに至れるなり、豈に悔恨に堪ふべけんや。何ぞ早く前過を謝して、歸郷を請はざらん」と、群議忽ちに一決せり。乃ち郷士等相携へて美濃に到り、清政に謁し請うて曰く、「君が才徳衆に超え、我が十郷を統ぶるに餘りあり。然るに我輩不徳にして之を覺らず、妄りに我意を恣にし、終に君をして厭うて此に至らしむ。慚悔何ぞ堪へん。君幸に天地の浩量を以て、我輩の前過を容し、再び濱名に歸るを聽し給はば、我輩灰を飲みて心を洗ひ、謹慎事に従ひて過を再びせず、長く臣節を失はざるべし。且つ君一たび之を聽し給はば、請ふ今より歸て、濱名は固より其他近郷の要害にも、多く城

鶴代次郎
歸郷

壁を築きて、四圍の守を固うし、高祖の業を全うしたまへ。若し苟も服せざる者あらば、我輩先づ向つて之を討じ、決して君に力を煩はさしめず、務めて君の恩威を遠近に布かしむべし」と、仍て神祇を介して誓書を作り、各、自書して之を呈す。清政之を見て曰く、「吾心に慍む所あつて、濱名を去りしにあらず、只餘生を閑地に養はんと欲したるのみ。然れども今汝等の來て言ふ所を聞けば、強ちに拒むも亦吾が本意にあらず。吾が往いての後の事は、豫め知るべからずと雖も、暫く汝等の言に従ふべし」と、因て與に共に歸る。清政は、初め大谷次郎と稱せしが、是より改めて鶴代次郎といふ。是れ正に去年興國六年の事なりしが、是より彼の郷士等は誓言に背かず。獻身主家に盡ししかば、鶴代氏の勢は、隆隆として旭日の昇るが如くなりき。此等郷士は、みな賴政以來、恩を受けたる郷士の子孫なり。而して濱名十郷とは、鶴代・本坂・日比澤・南脇・釣・三ヶ日・宇志・津津崎・都筑・駒場・久米・大崎等の地方を總稱していふなり。(濱名古代領主記) ○四月、宗良親王兵を發して、信濃より京師に向ひ、吉良満貞・石塔義房等、また兵を率ゐて、駿河より京師に向ふ。是れ皆な王師に加つて、賊を討ぜんが爲なり。此他にも、新田義興は越後より、桃井直常は越中より、土居・得能は伊豫より、何れも兵を率ゐて、京師に向ふ(大日本史)といふ。蓋し官軍一舉、賊を掃ふの策を決したるものなるべし。○十月八日、正平と改元あり。

宗良親王
信濃より
上京

風雅集

◇正平元年十一月九日、北朝の萩原上皇、御自から風雅和歌集を選ばせられ、青蓮院尊圓法親王をして、清書せしめ給ふ。歌數は二千百十首、廿卷にわかたせ給ふ。依て今日その竟宴を開かせ給ふを、宗良親王信州に在りて聞召され、其撰に漏れさせられしを歎じ給ひて以謂らく、「先に續後拾遺集の撰ありし時、聊かの

事蹟

吉野朝時代

故ありて作者の列を漏れたるに、今又田舎に在りて其名を列する能はざりしは、和歌の神にまで棄てられしか」と、歎息悔恨して措く能はざるの状おはししが、其後今度はあらぬ撰者にて、御子左爲定の、命を蒙らざりし由聞えければ、斯道も漸く衰運に屬するものと思召され、再び歎かせ給ひて、爲定に消息を傳へさせらる。其うちに曰く

いかなれば身はしもならぬことの葉のうづもれてのみ聞えざるらん

このたびはかきもらすとも藻鹽草なかなかわかのうらみとはせじ

(南山巡狩録)

御子左爲定は、北朝に仕ふと雖も、宗良親王の母方の戚族にて、和歌の贈答も屢、あらせらるれば、自から北朝の君臣に信ぜらるることも薄く、終に此の撰者にも漏れたるなり。又親王の憂も、鄙に住ひて、和歌の集に漏れさせ給へる御憂もさることながら、大河原に歳月を送ること、何時までと其期も知るべからず、或は香坂高宗等が忠義も、空しくならんも知るべからずと、此事ばかり、日夜思ひつづけ給ひて、心を勞し給ふこと少なからざるより、斯ることまでも、物憂く思召されけるなりとぞ。されば

いはで思ふ谷の心のくるしきは身をむもれぎとすぐすなりけり

(櫻雲記)

遠江少目
伊豆の目
三光寺創
建

法昌院

とも詠ませ給ひける。御心中察し奉るも畏しや。○十二月、遠江少目磯部松貞參河目に轉じ、山道岩前伊豆目に任ぜらる。是れ皆な北朝の任命なり。○此歳、遠江國榛原郡後藤澤に、一寺を創建し、満家山三光寺と號し、京都天龍寺の開祖、夢窓國師疎石を以て開山とす。此の地方は何故か、夢窓國師に縁故深く、此後數年を経て、正平六年、北朝の觀應二年三月五日、國師は、家代村の四分一に、龍燈山法昌院を創立せり。

夢窓國師

其の傳ふる所に據れば、觀應年中、夢窓國師此地に來り、草庵を結びて閑居せしに、龍神國師の徳に感じ、屢、來て龍燈を獻す。是れ龍燈てふ山號の起る因なりと。然れども國師は、正平元年北朝の貞和二年、天龍寺を法弟子無極志去に譲り、雲居菴に退き、觀應二年九月廿九日偈を示し、翌日終に寂すと聞ゆれば、觀應中、此に草菴を結ぶ云云は、頗る疑はし、其は免まれ、國師に關する傳説の少なからざるは、何等かの故あるべくや。(三光寺傳・法昌院傳)

野守ヶ池

安養寺

家山村に野守ヶ池といふありて、如何なる早にも、水の絶ゆることなきをもて、其名を知らる。傳へいふ、古へ夢窓國師とて、徳高き僧の京都にありけるが、容貌すぐれて美しかりければ、鳥原の遊女野守といふに、端なくも戀ひ慕はるるを、本意なく思ひて、都を後に遠淡海へ下り、此處に一の寺を建て、龍燈山安養寺と名けて住まひけるが、七堂伽藍備り具りたる、靈境にてぞありける。ざるを野守は尙ほも思ひ棄てがたくてや、はるばる尋ね來て、推して遇はしめ給へといふに、取次ぎの僧いづかな肯はず、門の内へだに許さざれば、女は恨ましくも恥かしくも堪へかねて、前なる池に身を投げ、空しく水層とはなりにける。其後、國師聞知りて、哀にや思ひけん、なき骸を收めて、いと懇に弔ひ、塚をつきて野守塚といひしが、此塚今もありとか。國師は後、去り、大井川の川沿ひなる、小山てふ所に庵結びて、行ひすまして居たりとなん。又大代村にも野守の傳へありて、異なる所は、僧を國師の弟子とし、野守の怨靈を調伏したるを、國師とするにあり。

正福寺
大井川の
經橋

家山の池の畔に、海濤山正福寺といふ寺あり。夢窓國師の創建と聞ゆる寺なり。國師は此寺を創造して、間もなく出去りしが、大井川に橋なれば、經橋といふ橋を造り、之を踏みて、事もなげに易易と渡越えけり。供の僧了玄といふ者、これを倣ひて後につづきたるに、忽ち墜ちて河中に溺死し、流れて高熊の近き河邊に漂ひ着きぬ。見る人その法力の師に及ばざるを知らざるの致す所なりとて、大に笑ひけるとぞ。(傳説)

事蹟

吉野朝時代

遠江の守
一宮領

◇二年三月、北朝、藤原忠嗣を遠江權守に、藤井重枝を遠江掾に任ず。(大日本史) ○四月五日、右衛門尉高行遠江國笠原庄を、同國一宮修繕料として寄進す。

寄進 遠江國笠原庄中勝色正作田地貳町内(十六坪一町廿二町五段廿三坪五段)事

右越田地者、當庄一宮及二大破之處、神主藤原惟弘^シ愚力^ヲ、可^レ令^ニ造進^セ之由申^ス之間、爲^ニ末代御造營料^ト、所^ニ永代奉^ル寄進^シ者也、仍寄進狀如^レ伴。

貞和三年四月五日

右衛門尉高行 (花押) (遠江風土記傳)

地方小康

○十二月、此頃東西の官軍漸く衰へ、足利勢に抗する者なく、或は屈せず之を討せんとする者も、潛に勢を養ひ、機を見て動かんとて、息を屏げて相待つ時なれば、地方には、暫く戦争と名くべきものなけれども、

安間了願

近畿は流石に兩帝の在す所なれば、攻城野戰日夜に絶ゆる時なかりき。然れば地方の武士にして、苟くも功名に志ある者は、多く上洛して、其の戰列に加はりたるなり。時に安間了願といふ者あり、遠江國の士なり。屢、京師に上て所所の戰に加はり、官軍の爲に功を爲すこと少なからざりしが、中にも住吉の戰に於ての功は、最も較著なるものなりき。

去る九月藤井寺の合戰以來、楠帶刀左衛門正行の勢漸く盛となり、冬に入て後も、足利領の侵掠せらるるもの少なからざりしが、正行は暫く鋒を収めて以謂らく、「年内は寒氣甚だしく、兵に指を墜し耳を敗る者も生ずべければ、寧ろ力を養て明春を待つに如かず」と、仍て防禦を嚴にして、出づることをせず。然るに足利尊氏は又以謂らく、「官軍の勢、秋末より盛になりなれば、若し之を棄てて顧みざれば、其勢制すべからざるに至るやも計るべからず、如かず速に討つて其根を絶たんにには」と、即ち山名伊豆守時氏・細川陸奥守顯氏等二人を將とし、六千餘騎を率ゐて、住吉・天王寺に向

はしむ。是れ去る十一月廿五日の事なりしが、細川顯氏は、先の藤井寺敗戰の辱を雪がんと、特に勇氣勃勃たるものあり、進て住吉に陣しければ、山名時氏亦劣らぬ勢にて、天王寺に出で、大手に向ひける。斯くて大手の大將山名伊豆守時氏の、千餘騎にて天王寺に陣するや、楠帶刀正行早くも之を聞き、衆に告げて曰く、「敵若し陣を整へて住吉・天王寺の兩所に、城郭を構ふるに至らば、我軍は神に向ひ佛に對し、弓を引き矢を放たざるを得ざるの恐あるべし。故に彼の未だ陣容を整へざるに先だち、時日移さず攻伐つべし。而して先づ住吉の敵を擊攘し、追擊機を失せず、彼をして陣を改むるに違あらざらしめば、天王寺の敵は戰はずして潰走せん」と、二十六日の黎明、自から五百餘騎を率ゐ、進みて石津の民家を焼きて火を上げ、瓜生野の北より住吉に殺到せり。山名時氏之を見て曰く、「按ずるに、敵は一方より來るものにあらず、必ず二方より挾撃せんとするなるべし。然らば我亦之に應ぜざるべからず」と、乃ち赤松筑前守範貞に命じ、八百餘騎にて住吉浦の南に陣せしめ、土岐周濟房・明智兵庫助・佐木四郎左衛門等に命じ、安部野の東西二所に陣せしむ。而して搦手の大將細川顯氏は、手勢五千餘騎を以て、新手に入替へん爲とて、特に本陣を離れず、天王寺に陣したり。

大將時氏は、舍弟參河守・原四郎太郎・原四郎次郎・同四郎三郎等と、千餘騎を率し、他の敵は他の敵とし、先づ馬烟を擧げて來る、先蒐の敵に懸合せんと、瓜生野の東に馳せ至る。楠正行は敵の馬烟を望み、敵陣四ヶ所に在りと知りければ、無勢の兵を數多に分つは、却て敗北の基なるべしとて、もと五隊に分ちし二千餘騎を、合して一隊となし、瓜生野に向つて馳す。瓜生野は曠闊の平野にして、東西南北相距ること遠く、正馬己に蹄を勞せしかば、兩軍互に討手を集め、鬨を擧ぐるや否、兩軍の兵凡そ六千許、急に馳懸りて亂れ戰ふ。戰ふこと半時許、互に凱歌を奏して退き、四五町許を交綏せるが、兩軍共に死傷する者半に過ぎ、死屍累累として野に滿てり。大將山名時氏も七所の負傷ありなれば、兵士を前に立隠くれ、疵を吸ひ血を拭ひ、暫く猶豫する所へ、楠が勢より、年二十歳許なる若武者出で來り、和田新發意源秀と名乗るを見るに、洗皮の鎧に大太刀・小太刀二口を帶き、六尺餘の長刀を脇ばさみ、閑に馬を歩ませ、微吟して進むなりけり。之に次ぎて、又一人の法師武者あり、長七尺にも餘るべきか、安間了願と名乗り、唐綾威の鎧に小太

瓜生野の戰

和田源秀

安間了願

事蹟

吉野朝時代

一四〇

刀佩き、柄の長一丈許の鎗を携へ、馬の牛頭ウシノコに引副へ、少しも疑議せず馳來たり。二人の進退尋常の者とは見えざれども、後に續く兵もなければ、山名の勢は味方の多きを頼み、敢て驚きもせず、只珍らしげに見て警へたるに、二騎また多勢を恐れもせず、一直線に突いて入り、前後左右に馳廻り、小手テの廻マゼ、隨當の餘り、手返の直中等、内甲一分も開きたる所は残さず突立て、暫くにして三十六騎を突落し、將に大將に近かんと目を賦る。山名參河守之を見て、一騎討の闘は敵し難しと思ひけん、多勢を以て圍み討てと、百四五十騎を出だして、横に懸らしめたり。楠勢之を見て、和田を討たすな、安間を討たすなと呼び交はし、一隊二隊と續いて馳出で、遂に惣懸りとなつて攻戦ふに、太刀の鏗音天に響き、汗馬の足音地を動かし、互に御方を勵まし争へば、一兵だも退く者は無かりけり。然れども賊軍は大將時氏已に傷き、又交替の兵もなければ、終に支ふべからず思えて、山名の歩卒等、時氏の馬を控へ、後陣に合せんと、天王寺に向て退く。楠勢これに勢を得、鋒を集めて追撃しければ、山名參河守・原兄弟四人、返へし合せて討死せり。二陣の土岐・佐佐木等の軍勢之を見て、急に安倍野の南に出で、迎へ戦て支へしが、暫くにして日賀田・馬淵等三十八騎討たれば、是又潰えて天王寺の陣に入る。(太平記)

恩地志貴
原氏
了願屋敷
足利義詮
三嶋社を
拜して上
洛す

安間了願は實に一世の勇と稱すべきが、此外にも楠氏の軍に在つて其名の知られたる恩地・志貴の族あるは、皆な遠江國の人にして、賊軍の原兄弟は、或は駿河の人なるべし。了願の邸地は、今尚ほ存して了願屋敷と稱し、長上郡安間村に在り。安間村は天龍川の西岸、仲之町村の西邊に接し、東海沿道の地なり。此の宅址は凡そ三段歩許あり、平地にして耕田なるが、間間古瓦陶器等を掘出だすことあり。了願の子孫は、今尚ほ安間村に存し、安間氏を稱す。(遠江風土記傳・太平記) ◆三年十月八日、左馬頭足利義詮、伊豆國三嶋社に參拜し、東海道を西に上洛せり。東國の大名は川越・高坂を始めとして、大概従はざる者なく、馬具足の綺麗なることは、誠に耳目を驚かすばかりにて、美を盡し善を盡しければ、沿道の諸民道を挟みて縱觀し、南北の

兩側恰も堵の如し。是れ尊氏の召により、直義に替て政を爲さんとするなり。

高師直・師泰等兄弟、屢功を足利家に立てて專横なりければ、上杉重能・畠山直宗等、その權勢を嫉み、直義を輔けて、之を排せんと欲し、僧妙吉をして間を窺て直義に説かしむ。直義之を聽し、甲を伏して師直を召す。師直知らずして、直義が三條第に至る。時に伏兵に粟飯原清胤といふ者あり、忽ち心を變じて師直を目す。師直悟て走り歸り、師泰と騎三千・卒七千を率ゐて京都に入る。尊氏驚きて直義を召すに、直義の兵漸くに散じ、止まる者纔に千人に過ぎざれば、尊氏術盡きて爲す所を知らず。翌日二高至て尊氏の第を圍み、讒人を執へんと請ふ。尊氏怒て出戦はんとするを、直義止め且つ其請を聽さしむ。尊氏終に之に従ふ。因て重能・直宗を越前に流し、直義を擯けて錦小路第に居らしむ。直義尋て髮を削て惠源といふ。

二高の亂

佐久城
濱名左近
太夫
遠江守掾
尹良親王
寺尾城に
赴く

二高の亂後尊氏以謂らく、「義詮已に久しく關東に居たれば、其器天下の政にも堪ふべし」と、乃ち召して京師に上らしめ、直義に替へて自から助けんと、思ひなりぬるなり。○此歳、遠州濱名の郷主鶴代次郎清政、郷中都筑村の佐久城を築き、移つて此に住す。清政是より濱名左近太夫と稱す。(濱名古代領主記) ◆四年二月、藤原朝秀は遠江權守に、源國藤は遠江權掾に任ぜらる。(大日本史) 並に北朝の命なり。○此春、尹良親王上野國に移らせ給ふ。(信濃宮傳) 親王は宗良親王の御子にして井伊城に生れ給ふ。母は井伊介道政の女なり。(遠江風土記傳・龍潭寺記)

駿河姫
金地院

後醍醐天皇の皇子宗良親王、井伊城に御入國の刻、井伊道政の息女駿河姫又重姫とも云、親王の妾となり、遠江國白羽濱より御坐船に召され、御通行の節、菟本の里に御着船あり。俄に瘧疾を煩はれ、一晝夜御惱みの後卒去、於是金地院にて御埋葬、金地院殿慶岩永壽大禪定尼と謚す。金地院西方一町許の地に、五輪塔あり其墓所かと云ふ。(金地院由緒)

事蹟

一四一

吉野朝時代

先是、義貞義助等已に死し、足利氏已に忌憚する者なしとし、稍、防備に怠りければ、義助の子義治之を見、隙を窺て兵を擧げんとせしに、會、備前の兒嶋高德謀る所ありて招きければ、義治喜びて之に應じ、備前に至て兵を擧げんと謀りたれども、謀齟齬して行はれず、因りて間行して京師に入り、尊氏を襲はんとせしが、是れ復た成らず、乃ち又東國に走り、從兄義興・義宗等と、所所に潛匿し、互に父叔の仇を復せんと欲し、覺を窺て未だ發せざりしが、此に至て密に新田庄に城郭を築き、稱して寺尾城と名け、以て親王を奉じ、兵を擧げんと謀り、斯くは迎へ奉れるなり。然れども固と是れ機を見て發せんとするに在りて、未だ擧兵の期を定めたるにあらざれば、彼等は尙ほ所所に潛伏して、未だ旗を擧げ、寺尾に據りしにはあらざるなり。○上杉憲顯伊豆守護に任ぜらる。憲顯は高師冬と鎌倉執事となり、關東管領足利基氏を輔けて政をなし、關東に於ては權勢盛なる人にして、上杉重能の弟なるが、後重能の師直に殺さるるや、深く高氏を仇とし、常に高氏を亡ぼすを以て志とせりといふ。(豆州志稿・太平記・上杉家譜) ○此頃遠江の井伊介、駿河の狩野介等官軍に屬する者は、漸く衰へて勢振はず、之に反して賊軍に屬する者は、日に月に強盛に赴く勢なりしが、志太郡伊太村の人、佐野藤次の如きも亦その一人なり。藤次は佐野源左衛門常世の裔にして、常世の子を源次郎常行といひ、常行の子を右平行長といひ、而して藤次は行長の子にして、常に大番となり京師を守護せしが、戰あるごとに尊氏に屬し、轉戰功ありしを以て、尊氏常に之を愛せしといふ。去る正月五日四條畷の戰にも功ありしかば、尊氏大に悦び、感狀を附して偏諱を與へけりとぞ。此に依て藤次の勢は益、盛なりき、感狀に曰く

伊豆守護
上杉憲顯

駿遠の官
軍

佐野則氏
尊氏に愛
せらる

今度山州四條繩手合戰之刻、粉骨無^ク比類^ニ候、剩^{ヘリ}被^レ疵^ヲ勵^ム軍忠^ノ之條、神妙之至感入^リ候、因^テ茲遣^{ハス}氏之一^ノ字^ヲ者也。

貞和五年正月五日

尊氏

佐野藤次どの

是より藤次は名を則氏と改む。四條畷の戰、佐野の名、史に見えざれば、如何なる功ありしか詳かならざれども、感狀に稱する處誤るべくもなければ、想ふに高師直の軍の亂れたる時、憤戰の功ありしなるべし。今其の激戰の狀を記さば、大要下の如し。

四條畷の
戰

正月五日早旦、四條中納言隆資は、和泉・紀伊・二國の野伏二萬餘人を率ゐ、種種の旌旗を翻し、飯盛山に向て進む。是れ大旗・小旗の兩一揆を麓へ下らしめず、楠勢を四條畷に寄せしめんが爲の謀なり。彼の兩一揆は之を見て謀とは知らず、射手を分ちて旗を進め、坂の中腹に下り、嶮岨に迎へて戰はんと布陣せしに、楠帶刀正行・舍弟正時・和田新兵衛高家・舍弟新發意賢秀等、究竟の兵三千餘騎を率し、霞隠れより驀直に四條繩手へ押寄せ、先づ斥候の敵を懸散らさば、大將師直に寄せて勝負を決すべしと奮進せり。白旗一揆の將縣下野守といふ者、遙の峰より望み見て其意を覺り、北岡より馳下りさま馬を下り、道を一文字に遮り、東西に渡つて待懸けたり。勇氣の満ちたる楠勢は、僅に徒立の敵を見て躊躇するものにあらず、三隊に分けたる前陣の五百餘騎にて、閑閑と打て蒐るに、京勢の秋山彌次郎・大草三郎左衛門等一人、先づ進みて先づ射らる。居野七郎之を見て敵勢を増させじと、秋山を跳越えて進みしに、東西より雨下す

事蹟

吉野朝時代

一四四

る矢に、内甲草摺の二所を深く射られ、太刀を倒に杖き、其矢を抜かんとせしを、和田新發意蒐寄つて、甲の鉢を打つて犬居に倒ふす。是より楠勢五百餘騎と、縣が兵三百餘人・白旗一揆三百餘騎と、混戦・亂闘・叫喚の聲凄じかりしが、暫くにして京勢大半討たれ、縣下野守も五創を被りければ、殘兵を收めて師直の陣に走り入る。二番に武田伊豆守、敵の弊に乗せんと欲し、七百餘騎にて進みたり。楠が二陣千餘騎にて蒐合ひ、二隊に分れて圍み討つ。汗馬東西に馳せ、旌旗南北に開き、互に鎬を削つて戦ふこと七八度、武田が七百餘騎は殆んど全滅し、楠が二陣も大半疵を被り、流血淋漓として扣へたり。四條隆資の擬兵に制せられし小旗一揆の兵は、飯盛山上より此状を望見し、輕兵四十八騎馳下り、山を後に楠勢を直下に攻め立つるに、楠が二陣一千餘騎、之が爲に遮られて進み難く見えたり。賊將佐佐木道譽其状を察して、直ちに師直の旗下に迫らんとすとなし、少しく路を開いて之を通じ、後を塞ぎて鏖殺せんと欲し、兵三千を率して飯盛山の南峰に退陣せるが、楠勢の甚しく氣屈し馬疲れしを見、再び降つて之を討てば、楠勢は支へ難くて南方に逃走せり。元より小勢の楠勢、後陣の走りし後は、僅に二百餘騎に過ぎざれば、亦次で奔るべしと思ひきや、楠帶刀・和田新發意未だ死せず、彼の如意輪堂の過去帳に入りて、連署の兵百四十三人一團となり、後陣の敗をば顧みず、只師直の陣に向つて進みたり。師直の兵は、楠勢の敗餘の小勢なるを見、勝に乗じ先を争つて進みたり。一番に細川阿波將監清長五百餘騎にて進み、楠が三百餘騎に切立てられ、五十餘騎討たれて北走せり。二番に仁木左京大夫頼章、七百餘騎にて入替て進みしが、又懸立てられて散亂せり。三番に千葉介宇都宮遠江入道・同參河入道、兩勢五百餘騎にて、東西より挾撃せしが、激戦

の後若干討たれて退く。此時楠勢も百騎ばかり討たれ、馬も三四筋の矢を負はざる者なかりければ、皆な馬を棄てて徒歩となり、田畔を後にして坐し、胡籬の竹葉を取て食し、機を窺て並み居たり。此時賊軍は之を見て、若し此敵を討たんとせば、御方數多を損すべければ、走路を開いて遁れしむるに若かじとなしてけん、數萬騎一處に集りて圍むことなどはせざりき。然れば楠勢は遁れんと欲すれば遁るべけれども、正行已に主上の御前に盟ひしことあれば、一步も退かんとはせず、只師直に寄らん寄らんとぞ進みける。之を見て細川讚岐守頼春・今川五郎入道・高刑部大輔・高播磨守・南遠江守・同次郎左衛門尉・佐佐木六角判官・同黒田判官・土岐周濟房・同明智三郎・荻野尾張守朝忠・長九郎左衛門・松田備前次郎・宇津木平三・曾我左衛門・多田院御家人を始とし、武藏守の前後左右に扣へたる、究竟の兵七千餘騎、先を争て喚き呼で蒐出でたり。楠勢は之にも恐れず、暫く憩はんとする時は、一隊並びて鎧袖を合せ、敵をして擅に射しめ、敵近づけば同じく立ち、鋒を雙べて跳り蒐る。先づ一番に懸れる賊將南次郎左衛門尉をば、馬の諸膝雜ぎて討落す。二番に松田次郎左衛門尉懸るを、和田新發意長刀を延べ、其の内甲を突いて討取る。此外賊の殺さるる者五十餘人、小腕を打落されて朱に染む者二百餘騎、七千餘騎の賊兵等、その急撃に堪へず、淀八幡を過ぎ、京師まで逃る者も多かりき。賊將高師直この形勢を見て、我若し一步を退かば、京師までも追撃せらるべしと思ひければ、聲を勵まし之を止めて曰く、「師直此に在り、捨て、京に逃るる者は、何の面目あつて將軍を見んとはする。敵は小勢なり、運は天に在り、名を惜み恥を知る者は何ぞ止まらざる」と。怖氣づきたる賊兵も、之を聞いて少しく生氣を生じけん、踏止まつて、其の前後を守る者、稍、多くぞなり

事蹟

一四五

吉野朝時代

一四六

ける。時に土岐周濟房は、部下の兵概ね奔散し、己も亦膝を切られたれば、血に塗れて師直の前を過ぎて逃れしを、師直見て嘲り曰く、「平常の大言にも似ざる振舞かな」と。周濟房之を聞き怒て曰く、「何か平常に似ざる」と、馬を反して討死せり。之を見て雜賀次郎も亦討死す。此時已に楠・高の相距ること、僅に半町に過ぎざりければ、正行は多年の望此に達せんと見えたるに、上山六郎左衛門といふ者あり、師直の前に馳塞り、大呼して曰く、「八幡殿より以來、源家累代の執權として、武功天下に顯れたる高武藏守師直此に在り」と、因て大に戰て討死せしかば、師直遠く逃れて、正行本意を達する能はずなりき。上山此時事あつて師直の陣に至りしに、會、正行迫り來れば、己が陣に歸て武装せん違なく、傍に師直の鎧二領あるを見て、一領取つて著んと欲し、唐櫃の緒を切て己に鎧を肩に懸けたるに、師直の若黨之を咎めて、「是れ執事のさせなかり、許しも得ずして無禮なり」と、強いて奪ひ返さんとするを、師直見て馬より飛下り、若黨を睨み叱して曰く、「師直の命に代らんとする者には、縦ひ千萬兩の鎧なりとも惜しからざるに、汝何ぞ無禮なる、速に去るべし」と、因て上山に謝せしかば、上山の喜び又色に見えたり。即ち上山は、此の一言の恩に感じて死し、若黨は鎧を吝みて、早くも逃れたりとぞ。正行は上山を討つて其首を見るに、太く清げなる男にて、鎧は輪違を金物に透したれば、紛もなく師直の首なりと大に喜び、空に擲ちて受くと幾度かなりしが、正行の弟次郎走り來り、「首の損せざるに先づ衆に示さん」と、刀鋒に貫きて高く掲げ、熟視しつと吃驚して曰く、「あは是れ師直にあらず上山なり」と、正行怒て首を地に抛ちて曰く、「汝も亦無双の剛賊かな。然れども他の賊とは同視すべからず」とて、衣袖を裂いて之を褰み、之を岸上に置く。

時に鼻田彌次郎膝を射られて傍に在るに問うて曰く、「師直何處に在る」と。曰く、「遙の北に、輪違の旗一旒見ゆるは師直ならん」と。正行直ちに走り行かんとするを、和田新兵衛止めて曰く、「敵は騎にして我は歩なり、到底及ぶべきにあらず。寧ろ退いて逃るる眞似せんに若かず。何となれば我走らば彼必ず追はん、追うて近づく時返戦せば、或は師直を得べければなり」と、正行之に従ふ。師直之を見れども慮る處あつて未だ追はず、高播磨守西なる田中より之を見、眞に走るとなし、三百騎を率ゐて急に追撃せしが、其の返戦に遇ひて大敗し、本陣を過ぎて尙廿餘町も遠く逃れたり。正行は逃るを追うて急進せしが、知らず知らず師直の陣を距る一町許に到りければ、魯陽が二度白骨を連ねて、韓構に戦ひし思ひ無きにもあらざれども、如何せん已刻より申刻の終まで、三十餘戦したる身の歩武者の、未だ多くも疲れざる騎馬武者を追ふべき術なきを。然れども眼前の敵を捨つるに忍びず、師直か七八十騎何かあらんと、忠義の心を力に、和田・楠・野田・關地良圓・河邊石鞠丸等、先を争ひ進めば、師直已に軍を抜いて逃れんとせしを、九國の人に須須木四郎といふ者あり、強弓の矢つぎ早、三人張に十三束二伏、百歩に柳葉を射て、百發百中の射手なるが、人の捨てたる箆竹尻籠箆を搔抱くばかり集め、矢坪を指して雨の如く射たるに、楠勢は一日著暖めたる物具なれば、中る矢篋深に立たぬは無かりけり。楠次郎は眉間・喉の脇を射られて、抜くべき氣力なし。帶刀正行は左右の膝口三所、右頬・左眼、篋深に射られ、集る矢は蝟毛の如く、其外三十餘人の兵も、三四矢立たぬは無かりければ、今は戦ふ勇氣もなく、楠兄弟先づ相刺して死し、自餘の兵三十二人も、皆な腹切つて重り臥す。云云

楠正行討死

事蹟

一四七

吉野朝時代

伊太の六名士

則氏と共に大番衆を務め、共に伊太村に住せし者五人あり、曰く、三浦爲季。曰く、是久。曰く、友安。曰く、重安。曰く、菅安。則氏と合せ稱して、伊太の六名士といふ。今は姓氏だに詳かならざる者あれども、此村舊家の名となりて、遺蹟尙ほ存す。則氏の子孫相續ぎ、十五世六太夫といふ者に至るまでは、代代此地の里正となりしが、其後漸く衰退し、傳家の武器等は概ね皆な散逸し、僅に鎗二筋を存し、文書數通を分家某に藏するに過ぎざるのみ。六太夫の宅地に一の石あり、則氏が庭前の石と傳ふ。六太夫に子あり、源九郎氏涉といふ。嘗て六名士を詠じ、各廿八字詩となす。曰く、

駿河國井田郷、固六名士之采邑也、屬尊氏源君麾下、京戰日各有功、乃賞諱、後世因爲地名、其詩曰。

則氏

則氏宅畔水潺湲 家苗長存歲月閑 夏色青青壠上麥 八倉當北似假山

爲季

爲季初差古寺邊 鬱然樹木遠山連 幾年風景依稀在 漫岸長流大井川

是久

是久當年措草山 只聞今日鳥聲閑 誰知富貴繁榮跡 夜夜月魂來樹間

高越山北至二谷澤邊是是久家居之地

友安

四壁山林鬱樹中 歡聲群鳥下長空 友安跡古無人間 春日花香散惠風

初倉之西有四壁山其中央即友安之宅

重安

重安去後幾年間 物在人無百花閑 誰識園林楠樹古 高標遮日杳然攀

菅安家之南即重安邸地楠一株爲標

菅安

後山松柏鬱高林 鳥跡獸蹄多分陰 塘畔花開輝日處 菅安舊跡春口深

八倉之中下岩之南谷川之東即菅安之家

木宮明神

○此歲、藤原朝臣祐義、伊豆國木宮明神を造營す。宮は八幡村に在り。世に傳ふ。昔安元三年、大見家成、伊東祐清に襲はれし時、遁れ來て此宮に潛匿せりと。大見家成は、伊東祐親父子を射たる者なり。(流布本曾我物語) ◆五年三月、櫻田秀行は遠江大掾に、源音は伊豆大掾に任ぜらる。皆な北朝の命に依る。(大日本史)

遠豆の二大掾 伊豆守護上杉憲顯 高師冬之殺んとす

○茲歲冬、伊豆國守護上杉憲顯、其子能憲と共に、高師冬を攻めて之を殺す。初め憲顯上野守護を併せ領するや、能憲を遣はして代行かしめしが、たまたま足利直義、吉野朝廷に歸順するに會し、能憲之に應じ鎌倉を攻めんとす。憲顯國に在て之を聞き、詐て能憲を討つと稱し、兵を將ひ、馳せて上野に至り、能憲と合し、廻て武藏に至り、高師冬を討つ。師冬敗死せり。先に直義二高の意を安ぜんと欲し、僧となり名を惠源と改め、以て厚く謝せしが、二高尙ほ解けず、遂に之を殺さんと欲す。惠源之を知り、夜遁れて奈良に匿れ、又

事蹟

吉野朝時代

一五〇

三嶋神主
二高討伐
の命を受

奔りて大和の越智伊賀守に依る。此時に當て、和・紀・河・泉の將士等、多く南軍に應じたれば、直義其の來襲はんことを怖れ、遂に款を南軍に通じて、順に歸せしなりとぞ。(豆州志稿) ◆六年二月五日、豆州三嶋社神職に軍令下り、二高誅伐の軍に参加すべき旨を命ぜらる。

師直師泰誅伐之中、早馳參御方、可致軍忠之狀、如件。

觀應二年二月五日

(花押)

河原谷兵庫助殿

(三嶋社文書)

葉梨庄

二高素より尊氏の弟直義と和せず、尊氏を勸めて之を殺さんとす。直義吉野に降り、勢振ふに及び、尊氏却て之と和す。此に於て二高爲す所を知らず、逃走せしが、此月遂に人に殺さる。三嶋神職は、常に足利氏に屬せしなり。○五月九日、足利尊氏、駿河國葉梨庄の内、内上・田中二郷を、鎌倉の瑞鹿山圓覺寺に寄進せ

高松神社

り。葉梨庄は、有渡郡葉梨郷と同一の地なり。(名寄蝶) ○六月廿六日、地頭沙彌・遠江國城飼郡高松神社に、

脇屋義助
の遺子小
葭死す

先規に従ひ神地を寄進せり。(遠江風土記傳) ○七月十日、前駿河守脇屋義助の遺子小葭、巴河の河伯に魅せられて死す。小葭は母の死後、祖母に養はれて成長せしが、今年祖母年六十にして病ありければ、小葭深く

巴川乳兒
の怪

之を憂ひ、志豆波多山淺間社に詣で、以て其の平愈を祈らんと欲し、從者一人を從へ、河合村を出でて、巴河を過ぐるに、河伯の化して、幼兒と成つて來たるに魅せられ、忽ち水底に引入られて死す。郷人聞いて大に驚き、相集つて、流域を搜索すれども、得る能はず、其夕に至つて、漸く其骸を淺畑池の巖窟より尋ね出だししが、祖母その屍を見て悲哀に堪へず、敢て此恨を河伯に報ぜんとて、又巴河に投じて死す。此後祖

巴川

母の靈魂崇をなし、頻りに怪異を現はすといふ。巴川は安倍郡麻機沼の下流にして、有渡・庵原二郡の境を過ぎ、東流して清水港に注ぐ。駿河國の地勢は、總て北地高く南地低ければ、水流みな急駭なれども、此川特り遅緩にして、往往河流の巴字を畫することあり、故に巴川と名づく。(里人談) ○八月十日、鎌倉管領左

三嶋神領
に寄附

典庵足利基氏、相摸の地を寄附して、伊豆國三嶋社の神領とす。(後鑑) ○十月廿八日、足利尊氏の部將小笠原

引馬城

政長・佐藤元清等、兵を率ゐて遠州に入り、足利直義方、吉良滿貞の部將富長某を、引間城に攻めて大に戦

尊氏三嶋
に祈る

ふ。○十一月五日、小笠原政長等、引間を去て東進し、佐夜中山に至り、直義勢の上杉憲顯と戦て、互に勝敗あり。○九日、足利尊氏、伊豆國三嶋社神主東太夫に命じ、天下靜謐の祈禱を爲さしむ。

吉野和陸候間、爲靜謐、東國所下向也、祈禱事彌、可致精誠之狀、如件。

正平六年十一月九日

判 尊 氏

三嶋東太夫殿

(後鑑)

南北朝僞
和す

二高誅せられて後、一旦尊氏兄弟の和成ると雖も、七月晦日、直義京師を遁れて和又破れ、尋て直義關東に走り、尊氏自から兵を率ゐて之を討伐せんとするに及び、尊氏其子義詮を留めて、京師を守護せしめんとせしが、關東の勝敗未だ詳かならず、守備の兵また甚だ少數なるに、和田・楠の吉野勢等、來攻むることもあらば、勝敗の數は戦はずして已に明かなり。如かず詐り降て、暫く京師の無異を謀り、徐に關東を征伏せんにはと。因て義詮をして和を請はしむ。義詮即ち使者を吉野に遣はし、一向に請はしめて曰く、自今以後、御治世の御事と國衛の郷保と、并に本家・領家・年來進止の地に於ては、武家は總べて其の政を止むべし。只

事 蹟

一五一

吉野朝時代

承久以後新補の卒法、并に諸國の守護職・地頭・家人等の所帯を、武家の成敗に許されて、君臣和睦の恩恵を施させ給はば、武臣七徳の干戈を収めて、聖主萬歳の寶祚を仰ぎ奉るべしと、頻りに請うて止まざれば、吉野の朝にては、公卿僉議あつて以爲らく、先に直義入道和睦を請うて、言尚ほ耳に在るに、已に變じぬれば、今義詮の奏請も、其類たるは疑ふべからず。然れども彼詐を以て來らば、我も亦詐を以て迎ふべきは、謀の一たるを失はず。故に暫く彼が請を聽し、帝都還幸の儀を催し、而して後、義詮をば畿内近國の兵を以て討伐せしめ、尊氏をば義貞・義助の子等に詔して追討せしめん、何の難きことか是あらんと、反覆論議の後、遂に其請を聽し、直ちに御合體の事を勅せられける。此に於て北朝の諸卿は皆賀名生に朝し、持明院殿の本院・新院・主上・東宮は御同車にて、女院皇后も亦御車にて、吉野へ移らせ給ひしが、尊氏の書中、吉野和睦候間とあるは之をいふなり。(圓大曆・大日本史・太平記) ○十六日、尊氏勢伊達景宗といふ者あり。武藤四郎兵衛尉・鶴右衛門四郎・大村六郎左衛門尉等と共に、駿州志太郡小川村を發し、小坂山を越え、山の彼方なる敵將長田五郎次郎を攻め、大に破て遂に之を生擒し、乘馬其他物具を悉く奪取り、火を放つて、悉く其の邸宅を燒盡し、勢に乗じ、兵を進めて、駿河の府中に至り、激戦の後、遂に之を陥れたり。時に府中城の主將を、中賀野掃部助といふ。入江駿河守といふ者と、共に逃れて久能寺城に入り、力を戮せて堅く守る。時に景宗の受けたる感狀あり、一讀して以て此時の事情を詳にすべし。

伊達藤三景宗申軍忠事

右自三豆州、御敵等可寄來當國之由、有其聞之處、去九月九日、東御發向之時御共仕、同十一日、

府中城

久能城

於三軍返宿有御合戰、同時、景宗日吉宮前於三搦手、致散散合戰之處、御方軍勢等、多分雖引退之、景宗兄弟親類若黨僅四五人、踏留當所、射拂御敵等、散散抽軍忠之條、進藤次郎同所合戰之間、令見知之上者、異于他軍忠者也。次同廿七日、於手越河原合戰之時、抽忠節畢、將又、同年十一月中、御敵中賀野掃部助殿、被在府之間、同十六日、景宗並武藤四郎兵衛尉、鶴右衛門四郎・大村六郎左衛門尉、相共自小河打出、小坂山打越之、生捕御敵長田五郎次郎、乘馬物具奪取、懸火被等在所燒拂畢。同日、打入府中之間、中賀野殿入江・駿州以下凶徒等、引籠久能寺城畢。然早賜御判爲備後證言上如件。

正平六年十一月 日

承了 (花押) (伊達文書)

尊氏教書
在天野に
下す

○廿六日、足利尊氏遠州懸川に至り、書を以て、結城朝常に告げ、速に兵を發して、鎌倉を攻めしむ。○廿八日、足利尊氏、御教書を天野周防守に下し、速に兵を發せしむ。天野周防守は、遠江國犬居城主なり、其狀に曰く、
關東たいぢのために、はつこうする所なり、よろづたのみおもひ候、いそぎいそぎさんぜられ候べく候、べつしたる忠しやうあるべく候、猶猶いそぎいそぎさんぜられべく候。

觀應二年十一月廿八日

判書氏

天野周防守殿

(熙庵遺書・遠江風土記傳)

是れ尊氏自筆の狀なり。尊氏の性格は、此の一書に溢れたりと謂ふべし。此言を以て天下の諸士を牢絡した

事蹟

吉野朝時代

尊氏薩埵山に陣す

るこそ、實に巧なりといふべし。○廿九日、足利尊氏、先鋒に令して、懸川より進みて駿河國に陣せしむ、此時に當て遠江以東は、概ね直義入道の召に應じて、其軍に屬したれば、尊氏の陣に至る者は、極めて少なり。尊氏之を見て謂へらく、「此狀にては、鎌倉へ攻寄することも能はざれば、且く此國の要害に陣し、勢を示して兵を催さんには如かず」と、乃ち駿河國薩埵山に登り、勢を東北に張て陣し、(櫻雲記)檄を四方に傳へて兵を招けり。此に於て來り従ふ者相踵ぐ。仁木左京大夫頼章・舍弟越後守義長・高山阿波守國清等兄弟四人、今川五郎入道心省・子息伊豫守貞世・武田陸奥守・千葉介貞胤・長井治部少輔兄弟・二階堂信濃入道・同山城判官・細川顯氏・勝田參河守・土岐刑部大輔頼康・佐佐木道譽・同秀綱・同高秀・同親信・黒田判官等、是れ其主たる者なり。而して其勢は、尙ほ未だ三千騎には過ぎざりしなり。(後鑑・園大曆・太平記・南山巡狩録・大日本史)

尊氏直義の確執

初め直義入道の吉野朝廷に降るや、尊氏を攻めて播磨に奔らしめ、再び攻めて御影濱に破ると雖も、饗庭氏直・高山國清等二人、相議して和を謀るに依り、二高追はれて途に殺され、兄弟二人相和して、京師に還りしが、直義尋て又驕りければ、尊氏見て之を快とせず、幾ならずして再び相讎るに至りぬ。此頃、吉野朝廷の儒者に、少納言藤原有範といふ者あり、屢、直義入道と往來せしが、事に依りて直義を煽して曰く、「夫れ義詮の淫悪暴戻は殷紂に迭ぎ、公の聰明仁智は周武に超ゆ。公若し自から政を行はば、天下誰か能く之に敵せん」と、直義も亦自から以謂らく、「今の天下は、衆心の歸する所吾に在り」と。是より漸く義詮と諧はず、日に日に反目甚だしくなりければ、尊氏知りて之を憂ひ、遂に義詮を罷めて、直義を替らしむ。然れども是れ元より尊氏の屑しとする所にはあらず、只勢未だ直義を排する能はざるの、止むを得ざるに出でたる、

一時の計に過ぎざるものなれば、尋て又黨類を樹て、互に相輕侮し、互に危懼を懐くに至れるは、是れ己を得ざる所なれども、直義は之がため自から安する能はず、終に其黨數人と北國に出奔せり。是れ去る八月のことなりき。因て尊氏は直ちに教書を小笠原氏等に下して、之を討伐せしめ、自から出でて、八相山に陣せしが、其の小笠原氏に與へし教書には

高倉禪門下ニ向^{スル}北國ニ之間、遣^{ハシ}使者^ヲ了^ヌ、隨^ヒ其^ノ左右^ニ、重^テ而^レ可^レ被^レ仰^セ之^由、先^度雖^モ被^レ成^ニ御^テ教^書、若^シ亂^ニ入^ル當^國者、切^リ塞^キ通路^ヲ、可^レ被^ル防^ハ戰^旨、可^レ相^ニ觸^ル一^族並^ニ地^頭・御^家人^等、將^テ又、自^リ越^テ後^國一^打入^上野國^者、率^キ軍^勢、馳^ヒ向^ヒ彼^所、可^レ抽^ス合^ニ戰^忠節^之狀、如^レ件[。]

觀應二年八月十日

尊

氏

小笠原遠江守殿

(南山巡狩録)

とありたり。此の形勢を見て、顯氏・國清等は、共に和を直義に勧めしに、桃井直常固く執て聽かざれば、二人怒て、尊氏に降りしといふ。因て直義も長く北國に留りがたくて、尋て鎌倉に走る。是れ去る十月の事なり、小笠原遠江守その狀を見て、直ちに之を尊氏に報じたれば、尊氏の悦び斜ならざりしが、其は小笠原に與へし返書を見ても知らるべし。曰く

注進狀披見了、忠節之至、殊^ニ以^テ神^妙也、高倉禪門、自^リ北^國關^東下^向之^由、有^ニ其^聞、早^ク催^シ一^族並^ニ分^國軍^勢等、切^リ塞^キ通路^ヲ、可^レ致^ス戰^功之^狀、如^レ件[。]

觀應二年十月五日

尊

氏

事蹟

直義鎌倉に走る

吉野朝時代

小笠原遠江守殿

(南山巡狩録)

一五六

此に於て、尊氏は一たび京師に還り、又親から關東に下り、直義を討たんと謀りたれども、然る時は、京師空虚となり、官軍の襲ひ來らん時、義詮の力能く防ぐべきにあらざれば、暫く吉野朝廷と和して、其鋒を緩うせんに若かずとなし、義詮をして使を吉野に遣はし、崇光帝を廢し、車駕を迎へんと請はしむ。天皇初めは許し給はざりしが、義詮、赤松則祐の吉野に在るに就き、切に請ふに及びて、始めて之を許し給ひ、尊氏に詔して直義を討せしめらる。是先に偽和ありし所以なり。尊氏乃ち崇光天皇を廢し、觀應の號を去り、義詮をして京師を留守せしめ、親から諸將を率ゐて駿河に到り、兵を傍郡に召し、進みて薩埵に屯せり。聞く吉野朝廷は、和を尊氏に許すと同時に、伊賀・伊勢・河内・紀伊、其他信濃・越後・上野等の宮方に詔して、機を窺て兵を擧げしめられしと。○十二月一日、足利尊氏は已に薩埵山に陣し、宇都宮の到るを待ちて戰はんと、日夜謀議を凝らしけるが、直義鎌倉に在りて之を聞き、然らば我先づ宇都宮を討たでは不利なるべしとて、桃井播磨守直常に、長尾新左衛門、並に北陸道七ヶ國の兵を附し、一萬餘騎にて上野に向はしめ、而して已も同日鎌倉を出でて、薩埵山に向ひける。(櫻雲記)今其の陣容を見るに、上杉民部大輔憲顯を以て、大手の將とし、二十萬餘騎を率ゐ、由井・蒲原に向はしめ、石堂入道及び其子右馬頭頼房を、搦手の將とし、十萬餘騎を率ゐ、迂廻して宇都部佐より向はしめ、直義自からは、宗徒の勢十萬餘騎を従へ、伊豆府に到て陣し、固く備へて動かさず、以て諸方の指揮を司れり。抑も此の薩埵山といふは、三方は嶮崖絶壁にして、溪谷深く陥り、一方は大海に臨みて、岸頭高く峙ちて、東海無比の嶮山なれば、敵縦ひ幾萬騎ありと雖も、急に

薩埵山の
兩軍

は近づき攻め難き地勢なり。然れども此の兩軍の兵勢は、衆寡の懸絶甚だしく、直義の兵は、五十萬騎にして而も逸、尊氏の兵は、僅に三千餘騎に過ぎずして而も勞、尊氏の兵は、人馬疲れ、糧食乏しければ、直義の爲に謀る者は、須らく略を講じ策を按じ、速に殲滅の謀に出づべかりしを、直義は味方の多勢に誇り、敵の小勢を侮りて以謂らく、「此の小勢を率ゐて、此の孤山に據るとも、能く幾時か支へ得べき」と、未だ戰はざるに、已に勝ちたる心地して、急に攻めんとせず、十重・廿重に圍みて、矢軍だにせざりけり。

抑も尊氏の薩埵に在て、只管に頼む宇都宮を、如何なる者かといふに、名を伊豫守氏綱と稱し、先に故ありて遁世し、潛に高野山に登りしに、偶、薬師寺次郎左衛門の出家して、入道元可と稱するに遭遇し、互に往事を語り、共に同じく閑居せしが、遂に其の勧誘に依り、心を懷きて上野に至り、武藏守高師直の族三戸五郎の、其邊に潛み居るを索めて將となし、薩埵の後詰せんと、已に其旨を尊氏に報じたる者なりき。(太平記)然るに此に又上野の人に、大畑・山上と稱する一族あり。新田氏の族大嶋といふ者を推して將となし、五百餘騎を率し、同じく薩埵山の後詰せんと謀りしが、人に先ぜらるるを屑しとせずとて、俄に笠懸原に打出でたりしを、先に直義の、上野警固の爲とて、世良田庄に派遣したる長尾孫六・長尾平三等、三百餘騎にて迎へ討ち、大嶋が五百餘騎に、一矢をも射させじと、短兵急に切立てければ、大嶋が兵十方に懸散され、行く所も知らずなりて、鎌倉勢急に強くなりたれば、宇都宮如何に焦心すとも發し難く、切齒して曰く、「彼等怒なる事を起し、却て敵に勢力を増さしむること、何たる不勇ぞや」と、然れども彼等の暴横に任ずるは尙ほ不可なり、速に之を討平せずんばあるべからずとて、竊に其機の至るを待ち

事蹟

一五七

吉野朝時代

て、未だ兵を進むるに至らず。是れ宇都宮の到ること遅き所以なり。(後鑑・太平記・南山巡狩録) ○三日、尊氏懸川を發し、進みて駿州手越に至り、人を遣はして小山・宇都宮・佐竹・那須・結城諸族の兵を徴す。以て直義が背後を衝かんとするなり。○五日、信濃國の宮方兵を起ししが、終に小笠原一族の爲に破らるといふ。當時征東將軍宗良親王寺尾城に在まし、頻りに兵を起すべき用意をせられければ、信州の宮方も之を助け奉らんと、兵を擧げて上野に下れるを、途にして小笠原の爲に、斯くは破られしなりと。(南山巡狩録) ○十一日、尊氏・直義兄弟壻に闘き、薩埵山の攻守追なき隙に乗じ、遠・駿の宮方蜂起し、是も上野方面に下り、宗良親王を助け奉らんとせしに、小笠原の一族聞知して攻め來り、蒲原河原に於て合戦し、互に勝敗ありて交綏せり。(南山巡狩録) ○十日、足利直義の將上杉能憲等、駿州蒲原に陣す。○此日、足利尊氏手越川原の戦功を賞し、伊達景宗に感狀を附與せり。

正平六年十二月十日

尊氏 (花押) (伊達文書)

○十一日、尊氏の勢、進みて上杉能憲を蒲原に攻めて、大に之を破る、因て尊氏由比山に陣す。時に尊氏、入江庄内なる、三澤小次郎の跡を以て、伊達景宗に與へ、次て久能寺城に當らしむ。景宗が此役の功を賞したるなり。景宗は後右近將監に進み、小次郎が妻の跡をも預けらるといふ。○十二日、小笠原の一族等由比山に陣す。是より先、富士川の邊にも、數所の宮方勢蜂起したれば、之を討ぜんが爲の陣なりとぞ。(南山巡狩録) ○十五日、足利尊氏薩埵山に在りて未だ戦はず、鎌倉勢の急に迫り來らざるを幸ひに、諸國の兵を募り、内

外勢を合せて挟み撃たんと欲し、潜に使を四方に派して催促しつつも、尙且つ小笠原遠江守の信州に在て、宮方の勢未だ全く平がざればとて、上り來らざるをも催促せらる。其勢の急なる以て見るべきなり。催促狀に曰く、

去十日、注進狀披見了、信州凶徒悉討捕、御方討勝候條、忠節之至、尤神妙也、仍爲退治富士川凶徒、今月十二日、於由比山取陣畢、隨而去十一日、於蒲原河原、凶徒數百人討取、御方打勝畢、退治相殘凶徒、急可有發向關東、不廻時日、可馳參海道之狀、如件。

正平六年十二月十五日

尊氏

小笠原遠江守殿

(南山巡狩録)

關東勢薩埵の後詰

此時に當て關東勢は、先に薩埵山の後詰を企てし大嶋勢の、長尾勢の爲に懸破られ、痛く其勢を失ひけるを見て、此機失すべからずと、宇都宮氏綱を推して將とし、氏家大宰少貳周綱・同下總守・同參河守・同備中守・同遠江守・芳賀伊賀守貞經・同肥後守・紀黨には猿子出雲守・藥師寺次郎左衛門入道元可・舍弟修理進義夏・同勘解由左衛門義春・同掃部助助義・武藏國住人猪俣兵庫入道・安保信濃守・岡部新左衛門入道・子息出羽守等、都合其勢千五百餘騎、相伴うて下野國宇都宮を立ち、薩埵山後詰の爲に急ぎ向ひけりといふ。(後鑑・太平記・南山巡狩録・大日本史) ○十六日、宇都宮勢は、進みて下野國天命宿に打出でたるに、佐野佐貫の一族等五百騎、期せずして馳加はりければ、兵勢大に振ふ。時正に午刻なりければ、衆みな勇みて曰く、桃井勢をば放棄して、明且必ず薩埵山に達すべしと評議しあへるに、如何したりけん、大將三戸五郎俄に狂氣して自殺しけ

三戸五郎 狂死

事蹟

れば、(太平記)衆みな驚き怪みて謂へらく、前兆已に此の如し、進み戦ふとも利あるべからずと、道より馳著きたる者は、悉く潰散して一騎を餘さず、只初め宇都宮にて同心せし者のみとなりければ、總べて七百騎には満たずなりけりとぞ。(後鑑・太平記・南山巡狩録)

三戸七郎

抑も此の三戸五郎といふは、豆州三津村の人にして、兄は三戸七郎といひ、高師冬に與し、足利基氏に殺されし人なり。基氏伊東武者盛谷を遣はし、七郎を召來らしめ、謂うて曰く、「汝は吾家の執事職にも任ずべき者にして、高家の一族なれば、兼て師冬の隱謀を知らざる理なし。知つて告げざりしは、是れ他なし時を待ちしなるべし」と、刀を振て手刃せるに、五郎傍に在つて之を見、驚き怖れ、急に起つて逃亡し、從者廿餘人を携へ、甲斐に向つて逃走せしに、横山が勢後より追來り、追撃甚だ急なりければ、五郎遁るる途なく、鋒を反して戦ひけるが、暫くにして郎黨七騎射殺せられ、已も亦創を被れり、然るに横山の追撃ますます急なれば、已に免れ難く見えけれども、郎黨死を顧みず能く防ぎければ、五郎僅に間を得て逃れ、服を變じて西上し、高野山に入て僧となれり。其後また潛に高野を出でて宇都宮に下り、衆に推されて大將となりしを、今俄に此の如く横死したれば、軍中見る者怪まざるなく、殘兵七百騎も、亦將に潰散を免れざらんとす。藥師寺入道之を見て大に憂ひ、沈吟咨嗟の後、衆に告げて曰く、「吉凶は糾へる索の如く、凶あれば吉ありと聞く。因て思ふに、今の變事は或は宇都宮大明神の、其の氏子を以て、大將とせんとせらるるにあらずや、然らば大將の死は、毫も戦争の勝敗に關するにあらず、寧ろ吉兆を示すものとも謂ふべければ、諸士須らく遲疑する所なく、勇猛直進すべきなり」と。衆以て然りとなし、再び勇を鼓して途に上り、汗馬に鞭ち、

櫻野坂

兒玉黨先陣して敗る

引懸け引懸け進むを、桃井・長尾等の一萬餘騎は、また追懸け追懸け追撃最も急なりき。されど紀・清兩黨の七百餘騎は、毫も之に恐るる色なく、大手に向つて控へたり。爰に氏家太宰の先鋒に立つて、切込み來れるが戦の始めとなつて、激戦すること凡そ半時、終に大に之を破りければ、其勢忽ちにして三萬餘騎となり、勇み悦び駿河に向つて進みけり。(豆州志稿・鎌倉九代記)○十八日、足利直義久能寺に命じ、戦勝を祈らしむ。○十九日、薩埵の鎌倉勢は、山上軍の後詰漸くに向ひ來る由、殊に宇都宮勢三萬餘騎にて、向ひ來ると聞き、諸將打寄り議して曰く、今の計をなすは、後詰の來らざるに先だち、一舉此山を抜くより善きはなしと、議將に決せんとす。然るに石堂・上杉等確く執り、曾て聽く色なければ、兒玉黨三千餘騎は、心を焦ち思ふらく、「已に口舌を以て争ふ違なし、若し一刻を誤らば大事去らん」と、即ち櫻野より薩埵山へ薄まりたり、櫻野は、極めたる嶮岨の坂路にして、此時今川上總守・南部一族・羽切遠江守等、三百餘騎にて守る所なり。坂の中腹一段高き所に、草木を切拂つて、石弓を多く張りたりければ、今川・南部等、敵軍の登り來るを見、一齊に切つて落すに、兒玉の先陣數百人、楯を擁したるまま打敷かれ、即死する者數を知らず。(南山巡狩録)後陣の兵之を見て、少しく躊躇する處を、南部・羽切等鋒を並べて切入れば、大類彈正・富田等を始めとし、兒玉黨十七人、頭を連ねて討死せり。鎌倉勢の諸隊之を見て、嘲嗤ひて曰く、「今數日を待たば、手を下さず、刃に血らすして、陥落すべきを、高名を貪りて人に先ち、未だ戦の如き戦に及ばずして、此の無益の死を遂げしは、只是れ自から招く禍のみ。又誰をか咎めん」と。あはれ戦ひし者非か。嘲りし者非か。(後鑑・太平記)○廿七日、直義入道五十萬騎を率ゐて、駿河に入り、長圍を築いて、薩埵山を圍むこと

吉野朝時代

直義伊豆に敗走す
上杉信濃に敗走す

殆んど三旬、曠日彌久、未だ一戦を交へざりしが、今日に至りて、尊氏が後詰の兵三萬餘騎、突進して足柄山に至り、直義の守兵を、一撃の下に懸散らし、進みて竹之下に陣せしに、之に續きて小山判官が七百餘騎も、此の宇都宮勢に合せんが爲、己に古宇津に著陣したりといへば、兩軍決戦の期は近づきぬと見ゆ。されば此等の兵の、夜に入て焼く篝火の影は、實に夥しく、天を焦がし地を焼き、山の奥谷の隅まで、隈もなく照らし渡りければ、長陣に勞れて、惰氣に襲はれたる鎌倉勢は、之を見て何ぞ怵ふべけん、遠矢を射る勇もなく、忽ち潰走して八方へ逃れけり。仁木越後守義勝は其機を逸せず、三百餘騎にて急追し、勝に乗じて伊豆府を衝けは、直義入道支ふる能はず、走て北條に逃る。(大日本史) 上杉民部大輔・長尾新左衛門等は、謀畧漸く熟し、今數日を経ば、刃に蒙らずして、鏖殺の快を見るべかりしに、九伐の功を一篋に缺きしこそ憾みなれ。但し高倉禪門は如何にもあれ、尙ほ吉野殿の御座すあり、之に降つて宮方の旗を翻さば、豈に初志を遂ぐるに難からんやと、二萬餘騎を率ひ、信濃を指して走る。又直義は一たび北條まで逃れしが、(鎌倉九代記) 周章狼狽して、其處にも止りがたく、再び走つて伊豆山に遁れしかど、尙ほ此處にも安んじがたくやありけん、痛恨大息して止まず。遁れんか死せんか、自から決せざるもの如くなりき。(大日本史・南山巡狩録)

或曰、直義が大軍を率ゐて陣せし所を、史には薩埵山と稱すれども、敗軍の狀より按ずれば、箱根山附近に陣せしもの如し。因て想ふに、直義の薩埵山を圍みしは、此月十五六日までの事にして、其後は興津・蒲原等、所所に合戦ありて、合戦ごとに直義の勢衰へ、日に兵力も減ぜしに、急に宇都宮の大軍殺到したれば、終に支へ難くて、此の敗績を見るに至りしならん。

尻喰坂 此役尊氏の陣したりといふ陣場山・壺池・空池等は、皆な薩埵山上に在り。櫻野は、此山より由井の奥への道續にして、途中に尻喰坂といふ坂あり。尊氏の陣所は、此山の東北、由井の西北なる寺尾山に在りて、内房へ三里、櫻野へ二里餘あり。而して尊氏の陣所は、今も陣場といふが、陣場より興津川に至る間は一里なり。尙ほ此役に關する古蹟、此邊に少なからず。

ハト打川 〇ハト打川、清見關の西方、深澤村の西に在り。もと旗打川と稱し、尊氏の此の河邊に旗を打ちしより起りし名の、自角田川から轉訛したるものなりといふ。此川古は角田川と稱し、歌人の詠に入りしこと少なからず。(駿州名勝志) 在五中將の都鳥に言問ひしも、此川なりといふ説さへあるなり。興津川・庵原川等と共に其名現はれて、人口に膾炙せり。

亦打山暮越行而盧崎乃角田河原爾獨可毛將宿 辨 基 (萬葉集)
今宵またがやどからん盧崎の角田河原の秋の月かけ 順 德 院
月影のさすや盧崎すみた川越えてまつちの山のかひより 家 隆
都鳥こにもあれや盧崎の角田河原の名こそかはられ 定 家 (井蛙抄)

馬蹄巖 〇馬蹄巖、庵原郡薩埵村の薩埵山より、地藏堂に下る路傍に在り。是れ尊氏の馬を立てし時、其の蹄跡の印したるものなりとて、二足の跡今に存せり。〇腰掛石、興津驛巨籬山清見寺の中、瑞雲閣に登る坂路に在りて、此役尊氏の瑞雲院大悲閣に詣でし時、腰を掛けて憩ひし所なりといふ。故に又一名を將軍石ともいふとぞ。(駿河隨筆) 〇巨籬山清見寺、此役兵燹に罹り悉く灰燼となりしが、直義滅後、尋て再建せらる。當時日本に名刹十ヶ寺あり、他寺に比して衆庶の歸依頗る厚かりしが、清見寺は其の七位に在りて、七堂伽藍の建立、缺くる所なかりきといふ。

横地天野の札幌

〇此頃山城守横地長連、遠江國大峰・平山・犬居等の地を侵掠して、自から其の地頭を領せしが、此等の地、元來天野周防守の領所なれば、周防守怒て屢、之を駿河に訴ふと雖も、今川心省依違して決せず、以後長く